



コミュニティ構想

50周年

記念誌

MUSASHINO CITY
COMMUNITY CONCEPT

令和4年3月

武蔵野市コミュニティ研究連絡会

武蔵野市

目次

ごあいさつ	武蔵野市コミュニティ研究連絡会会長 青木 一郎	01
	武蔵野市長 松下 玲子	

第 1 章	コミュニティ構想の概要とコミュニティづくりのあゆみ	02
-------	---------------------------	----

第 2 章	インタビュー	06
-------	--------	----

- 01 安藤 頌子 さん
- 02 伊藤 徳子 さん・原 利子 さん
- 03 佐藤 照雄 さん・鈴木 康夫 さん
- 04 佐藤 四子男 さん
- 05 西村 まり さん
- 06 能勢 方子 さん
- 07 西尾 勝 さん
- 08 高田 昭彦 さん
- 09 田中 雅文 さん
- 10 玉野 和志 さん

第 3 章	コミュニティ構想 50 周年記念シンポジウム	26
-------	------------------------	----

- 講演会①「21 世紀型コミュニティむさしの方式 その背景と特徴」 天野 巡一 氏
- 講演会②「コミセン草創期の活動等について」 大矢 美代子 氏
- パネルディスカッション「武蔵野市のコミュニティづくりの展望」

第 4 章	資料	66
-------	----	----

- 年表
- 武蔵野市のコミュニティ構想
- 武蔵野市コミュニティ施設整備の基本方針（抜粋）
- 武蔵野市コミュニティ条例



武蔵野市コミュニティ
研究連絡会会長
青木 一郎

昭和 46 年の武蔵野市第一期基本構想・長期計画にてコミュニティ構想が公表されて 50 年が経ちました。

武蔵野市は、市民が作り上げてきたコミュニティ活動の基盤としてコミュニティ構想があり、それに基づき、コミュニティづくりの拠点として境南コミセンから順次コミセンが設立されてきました。

今では全国に「コミセン」と言われる施設はたくさんありますが、武蔵野市の「コミセン」は「市民の自主的な活動で成り立っている」という点で全国的に見ても希少かつ独自のものです。

こうしたコミセンがこれまで継続できているのも、各コミセンの運営に関わる市民の方々が意見を出し合い、地域や世代のニーズに合ったコミュニティづくりを自主的に行ってきた経緯があるからです。

最近では、平成 26 年、「これからの地域コミュニティ検討委員会」が設置され、地域フォーラムの開催が提言されました。今後、コミセンだけにとどまらず、地域の諸団体、行政と連携した地域フォーラムを通じ、コミュニティ活動がさらに発展していくことを期待しています。

本冊子には、コミセンにゆかりの深い方々からうかがったお話や令和 3 年 12 月に開催した「コミュニティ構想 50 年周年記念シンポジウム」での講演やパネルディスカッションの内容が掲載されています。この冊子がコミュニティづくりの次の 50 年に生かされれば幸いです。



武蔵野市長
松下 玲子

武蔵野市のコミュニティ構想が公表されてから、半世紀が経ちました。この間、本市のコミュニティづくりにご尽力をいただいた関係の皆さまに深く感謝を申し上げます。

武蔵野市のコミュニティは、コミュニティ構想の理念に基づき、市民の皆さまの自由で自発的な活動によって、その時代や地域の状況に応じた形で育まれてきました。武蔵野市が誇るべき大きな魅力の一つは、市民一人ひとりが生き生きと暮らす姿であり、それを生み出す人と人との多様なつながり、すなわちコミュニティであろうと考えています。

現在は、育った環境や考え方などが異なる多様な人たち同士がつながり、交流し、お互いに理解し合うことが、一層大切な時代となっています。新型コロナウイルス感染症の影響も続いており、地域のコミュニティづくりや支え合いの取組みも以前と同じように行うことが難しい状況です。ただこのことによって、以前は当たり前であったコミュニティ活動が、かけがえのない大切なものなのだとすることを痛感しています。

コミュニティ構想から 50 年という節目において、本市ならではのコミュニティづくりの歴史について皆で改めて振り返り、理解を深めることで、今後のコミュニティについて考える機会となり、本市のコミュニティのますますの発展につながることを願っています。

武蔵野市では全国に先駆けて、昭和 46（1971）年に市民参加による長期計画を策定し、その大きな柱として「コミュニティ構想」を提唱しました。いきいきとした民主主義の姿を地域で実現していくための市民参加と市民自治の理念を示しており、今につながる武蔵野市のコミュニティづくりのビジョンであるといえます。コミュニティ構想の策定から 50 年が経過した現在、これからのコミュニティを考えていくために、コミュニティ構想が目指したものを確認し、武蔵野市のこれまでのコミュニティづくりのあゆみを振り返ります。

01

コミュニティ構想の概要と
コミュニティづくりのあゆみ

1 コミュニティ構想の背景

戦後の初期から高度経済成長期までの日本では、農村型社会から都市型社会への変化や人口の流動化などの大きな社会変動によって、かつての地域のまとまりが失われ、人々の連帯感が希薄化し、孤立化や無関心が強まるという問題意識が広まりつつありました。武蔵野市においても郊外型の住宅都市として特に昭和 30 年代にかけて人口が急増し、都市化・過密化が急速に進展する状況でした。こうした中で、国においては昭和 44（1969）年に国民生活審議会によって、地域社会における連帯を取り戻そうと「失われた人間性の回復の場所」としてコミュニティの重要性が提起され、まだ人々に馴染みの薄かった「コミュニティ」という概念が全国に知られていくきっかけとなります。

なお、戦後の占領下の昭和 22（1947）年に施行されたポツダム政令第 15 号により、地域社会の民主化推進の一環として、全国の町内会組織は廃止・解散を命じられていましたが、昭和 27（1952）年に政令が失効後、全国の自治体の多くは町内会体制の再整備を進めています。いっぽう武蔵野市では、ポツダム政令失効後も全市的な町内会の仕組みを復活させようという動きはみられず、現在に至っても市域の大半の地域には町内会が存在していません。このような武蔵野市の地域特性は、旧来の伝統的な近隣関係ではない新しい形のコミュニティを模索する背景になるとともに、新しいコミュニティづくりに取り組みやすい環境につながっていくこととなります。

2 武蔵野市のコミュニティ構想

武蔵野市の市政において、「コミュニティ」という言葉が最初に現れたのは、昭和 46 年に策定された基本構想・長期計画においてでした。その中ではコミュニティづくりの必要性について次のように述べられています。

武蔵野市の人口もたえず流動し、市民のかなりの部分をしめる通勤、通学者は、武蔵野市にねぐらをもつのみという状態にあるといっても、いいすぎではない。したがって、人

間関係も、互いにつながりをもたず、うるおいのない生活をすごしがちである。しかし、誰もが、このような状況をときほぐすいとぐちを見つけられないでいる。この意味で、私たちは、毎日の生活のよりどころとなるべき「ふるさと」を、地理的にも精神的にも失っているのである。

もちろん、都市化の波に崩されてしまった「ふるさと」を、東京圏という巨大都市地域で、そのまま実現し、とり戻そうとすることは、時代の流れにいたずらに逆らうこととなり、不可能でもある。しかし、新しい「自治都市」という姿をもった「ふるさと」は、私たちの人間性を回復し、生活にやすらぎをとり戻すために建設されねばならないし、また、ここ武蔵野市で建設することができるであろう。

私たちが自治の根本にたちかえり、＜平和な緑と教育＞の都市づくりをすすめるならば、そこには必ず市民の新鮮で活力あふれる連帯が生まれてこよう。この市民の連帯にもとづく私たちの市民的自発性こそが、伝統的きずなが崩れ、個人が独立性を自覚したあとに築かれる、都市的形態をとった現代の「ふるさと」としての武蔵野市の基本精神とならねばならない。

この基本構想・長期計画の理念や政策の方向性について、コミュニティづくりの視点からとらえて取りまとめたものが、同時期に作成された「武蔵野市のコミュニティ構想」です。コミュニティ構想では、「コミュニティ」の特徴について、次のように説明しています。

- (1) コミュニティは、市民自身が長期の自治活動の過程でつくるものである。したがって上からの制度的強制ではない。
- (2) コミュニティは、地域の特性、市民交流のチャンスなどによって生まれてくるものであり、開かれた開放的都市空間をなしていく。したがって閉じられた閉鎖的都市空間ではない。
- (3) コミュニティは、市域全体の計画的な市政水準上昇の結果として生まれる。したがって特定地域への重点施策はおこなわない。
- (4) 市民のコミュニティづくりのために、市は市民施設、生活道路、さらに緑のネットワークの適正な計画的行政によってそれに協力する。このため市民参加によって“市民施設長期計画”を策定する。この意味で武蔵野市コミュニティ構想はハードな青写真計画ではなく、ソフトなシステム計画となっている。

構想ではさらに、「市政参加の条件をつくり、市民の連帯を築き上げる基礎としてコミュニティを市民自身が生み出していく必要がある」、「市は上からコミュニティの区分を決定することなく、市民施設をそれぞれの地域に平等に配置し、市民自身のコミュニティづくりをバックアップするための8つのコミュニティを想定する」と述べています。個人単位の自由な参加によって、開放的な都市空間としてのコミュニティが市民の手で生まれていく、それを行政は計画的な施設整備などでバックアップするという考え方を打ち出したのです。

さらに長期計画とコミュニティ構想では、上記のような基本的な考え方とともに「六大事業計画」が掲げられ、その一つの「市民施設のネットワーク計画」において、市民のさまざまな活動と市政参加を活発にするための公共施設の整備が必要であるとし、施設を全市・駅勢圏・コミュニティの三層構造で整備する方針が示されました。

3 「武蔵野方式」のコミュニティづくり

「市民施設のネットワーク計画」のコミュニティレベルの施設整備を市民参加で進めるため、その具体的な方針の検討が必要となり、昭和48(1973)年にコミュニティ市民委員会が発足しました。この委員会において、当初8つだったコミュニティ予想地区は現実に即して11に修正することが検討され、これが長期計画の調整計画に反映されます(右図参照)。委員会は翌49(1974)年に「コミュニティ施設整備の基本方針」を提言し、地区ごとの施設整備の緊急度とともに、施設の設計段階から管理運営に至るまで市民が自主的に進めていくという方針が示されたことで、コミュニティセンター整備の機運が高まりました。

建設の動きが最初に盛り上がりを見せたのは境南地域で、昭和48年には地域の発起人の呼びかけで勉強会が始まり、翌年には地元の団体や住民による建設推進委員会が発足、建設計画を作成して市へ提出しました。昭和49(1974)年には西久保地域でも住民有志による話し合いが始まります。各々の活動は、昭和51(1976)年の境南コミュニティセンター、昭和52(1977)年の西久保コミュニティセンター開館に結び付き、同様の動きが市内各地に広がっていきます。

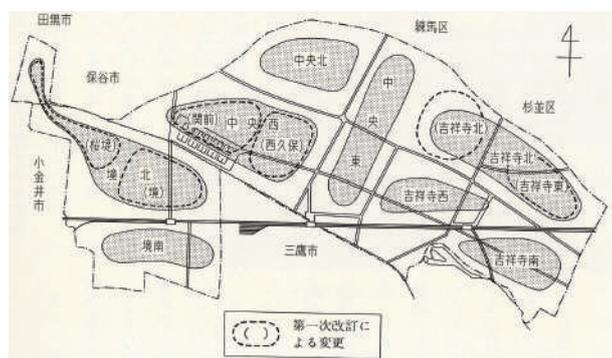
この境南コミュニティセンターの開館に合わせて、第二期コミュニティ市民委員会における検討に基づき、「武蔵野市コミュニティセンター条例」が制定され、コミュニティセンターの基本理念が次のように定められました。

- (1) 市政への市民参加、市民相互の交流並びに市民文化の向上に役立てられる。
- (2) 市民の社会生活の基礎単位であるコミュニティ地区ごとに配置される。
- (3) 全市的若しくは駅勢圏別等に配置される他の市民施設と相補って、市民施設のネットワークを構成する。
- (4) 建物、敷地及びその他の附属施設全体が、市民のだれもが自由に利用できる総合的な多目的施設である。
- (5) 建設及び管理運営のすべてが、コミュニティ地区に居住する市民を中心とした市民参加方式により行われる。

そして「管理運営は、市民参加方式に基づき、各コミュニティ地区に設置される公共的団体が自主的に責任をもって行う」とされ、コミュニティ協議会が公共的団体として施設の管理運営を担うこととされたのです。



▲ 第1期コミュニティ市民委員会



▲ コミュニティ構想におけるコミュニティ予想地区

続いて昭和 56（1981）年度から始まる第二期長期計画では、コミュニティ構想は「歩きながら考え、考えながら前進してきた」とし、市民の「自主参加」でコミュニティセンターの建設案を「自主計画」し、完成したコミュニティセンターをコミュニティ協議会が「自主管理」することが基本原則として確立したと述べました。この「自主三原則」に基づき、市民が主役で行政は黒子という考え方によって、市民運営のコミュニティセンターを拠点としたコミュニティづくりを市民自らが進めるという「武蔵野方式」が定着していきます（自主三原則は後に「自主参加、自主企画、自主運営」と呼ばれるようになり、コミュニティ条例の中で明記されます）。

その後のコミュニティセンター整備は、地域からの要望や第三期・第四期のコミュニティ市民委員会における必要性の検討を経て増設が進められ、平成 4（1992）年の本宿コミュニティセンター開設によって完了し、2つの分館と武蔵野中央公園北ホールを合わせた 20 館体制で現在に至っています。

4 コミュニティづくりの展開

各コミュニティセンターの設置が順次進むにつれて、各々の地域性を活かした多様な活動を通じて、市民主体のコミュニティづくりが活発に展開されてきました。また各コミュニティ協議会の代表者によるコミュニティ研究連絡会（昭和 54（1979）年発足）では、特色ある取組みを互いに共有し学び合いながら、課題の協議、研修会の企画などを重ね、施設運営やコミュニティづくりの質の向上を目指して活動しています。

そうした中で平成 12（2000）年の第 5 期コミュニティ市民委員会の答申では、市民によるコミュニティづくりの取組みを一層明確にするための条例制定が求められ、これを受けて平成 14（2002）年に「武蔵野市コミュニティ条例」が制定されます。条例ではコミュニティ構想の理念の継承を前文に記し、NPO 活動の活発化や情報通信技術の発達などの社会環境の変化を見据え、より多様なコミュニティづくりの推進に向けて、コミュニティを新たに「地域コミュニティ」「目的別コミュニティ」「電子コミュニティ」という 3 つの形態に整理しました。

また同条例に基づき、コミュニティ協議会の施設運営や事業内容を総合的に評価する「コミュニティ評価委員会」が設置されることとなりました。現在まで 4 期にわたり評価委員会が設置されて評価活動が行われるとともに、各コミュニティ協議会による自己点検・自己評価活動が毎年度実施されています。これらの取組みは、各コミュニティ協議会の活動が広く市民に知られることと、自らの活動の振り返りや相互の情報共有によって、活動の発展や今後のあり方の検討に資することを目指すものです。

平成 26 年には「これからの地域コミュニティ検討委員会」から、多様な団体・個人・行政等が地域課題について共に話し合い、解決へのきっかけをつくる場として、「地域フォーラム」の開催が提言されました。これまで各コミュニティ協議会を中心に、さまざまなテーマで 60 回以上にわたり開催され、行政も含めた情報共有と協働を促進する枠組みとして、さらなる活用が進むことが期待されています。

このような武蔵野市におけるコミュニティの基本的な考え方は、令和 2（2020）年施行の自治基本条例でも明記され、市民参加と市民自治の基盤としての位置づけが確かなものとなっています。

Interview

01

けやきコミセン

あんどろ ようこ
安藤 頌子さん

けやきコミュニティ協議会協力員。吉祥寺北町在住。クリーンセンター建設、武蔵野北高校の誘致などの市民活動に携わってきました。けやきコミセンの活動には、建設運動の当初から関わられています。

Q1

地域に関わったきっかけについて教えてください

過去を振り返ると、すごいことを皆で一緒にやってきたと思い、感慨深いです。私が地域に最初に関わったのは、PTAの仲間と取り組んだ「都立高校増設を進める会」という活動です。同じ年代の主婦たちが全市的に集まり、地域の問題を真剣に考え、勉強し、つながりが広がりました。市内にコミセンがあったことで全市的なつながりも生まれ、情報交換をすることができました。

今でも続けている活動は、地域の社宅の敷地の一角を借りてのガーデニングです。数十年前、都心にあるその会社の支社を訪ねて、敷地を借りられないかお願いに行ったら、「結構です、どうぞ」と即答してくれました。人に人格があるように、会社には社格というものがあるのだと発見して感動したことを覚えています。

Q2

けやきコミセンの活動の柱は「偉い人をつくらない」、「決まりをつくらない」だと聞きます

一緒に活動していて偉いと自分で思っている人がいたら嫌ではないですか。現場で活動していると、偉い人は偉ぶらないし、コミュニティ活動に偉い人が必要なのかと感じます。自分の意見を率直に言える、平等に話し合える、相手の意見を聴ける、そのような資質が大事だと考えていました。日々の地域の活動の中では学ぶことが多いです。普通の人こそが偉いのではないのでしょうか。

組織では役割は必要ですが、役割に「長」と付くと偉い人に思ってしまう面があり、使わないほうがいいと思っています。普段の人付き合いで偉い人は必要ないし、素の自分を表しながらうまくやっていける、集団で仲良くなれる、一致できる、話し合えるという状況を作るほうが大事です。「偉い人をつくらない」というのはそのような意味です。

戦後の民主主義教育は自分に影響を与えました。再びあのような戦争は起こしたくないと。花づくりの活動も平和でなければ絶対にできないと感じています。

Q3

けやきコミセンが1989年に開館。協議会の組織作りの中で想いを具体化していきます

コミセンには、いろんな係・担当があり、いろんな意見がある人がいるので、コミセン運営は大変です。ただ、言いたいことを言えなければつまらない。多くの主婦は議論に慣れておらず、男性も人との話し合いは苦手な人が多い。昔は家庭でも主婦たちは家長（という言葉がありました）の一言に従って進めるという様子でした。そのため、「偉い人をつくらない」という言葉につながったと思います。

「長」という言葉の付く役職を置きませんでした。感覚として、民主主義や平等についてとてもこだわる部分があります。男女同権など、いまだにこだわりはあります。コミセンは最も日常に近いところであり、なるべく平らな関係性のほうがいいですね。

Q4

「決まりをつくらない」という点についてはいかがでしょう

家庭には規則は要らないです。ただふんわりと家風はできてくるもので、コミセンもそれでいいと思っています。何かあれば話し合うということ、話し合いの際にお互いの立場が平等であることが大切です。決まりだからと言えば管理しやすいかもしれませんが、その決まりが正義になってしまいがちです。それよりも、その時間帯のコミセンの窓口当番が二人で考えればいい。人に説明することはその人の能力が上がることになります。窓口当番を担当することで自分の意見を言えるようになります。

Q5

日によって窓口当番の言うことが変わってしまうと利用者が困りませんか

もしそのように人によって考え方が異なることがあれば、窓口当番どうしや運営委員会で話し合えばいいのではないのでしょうか。そうした気風が、けやきコミセンの中で伝わっていると思います。

自分の考えを言って話し合いができるということは、戦時中にできなかった経験です。このような今の時代を良い時代だと思って守っていくことが大切です。

コミュニティ構想が生まれて50年経ちどうだったか、コミセンができて地域が良くなったのかを考えてみる時期に来ていると思います。

インタビューを終えて

施設の管理は、禁止事項などルールを増やせば簡単になるかもしれませんが、利用者の不便を招く恐れがあります。けやきコミセンの「偉い人をつくらない」「決まりをなるべくつくらない」という精神は、コミセンが市民運営である意義を示唆しているようです。市民一人ひとりが自ら考え、お互いの対話によって解決策を探っていけるか、市民の力を育む場としてコミセンがあるのではないのでしょうか。

聞き手 小餅・大上（2021年8月）

※この記事は、2021年8月29日（日）、吉祥寺東コミセンにおける地域フォーラム“コミュニティ構想より50年”第5回における安藤さんの講演をまとめたものです。

Interview

02

吉祥寺東コミセン

いとう とくこ
伊藤 徳子さん



はら としこ
原 利子さん



1974年、東町で呼びかけのあった「つどい」への参加が、お二人にとって、その後のコミュニティ活動の出発点となりました。吉祥寺東コミセン（九浦の家）ができた1978年から何年もさかのぼります。まさしく武蔵野市のコミュニティ構想から活動をスタートし、歩み続けてきた方です。二人とも地域で家事、子育てをしている中で、共に居場所が必要だと思えるようになっていました。

伊藤さんはPTAで活動するにも学校の教室を借りられることがほとんどなく、いつも会場探しに四苦八苦し、集まる場所が欲しいと毎年のように陳情を出していました。一方、原さんは、東町には遊び場がなく、子どもたちは道端で遊んでいたのが遊び場が欲しいと願っていました。それが後にコミセンという形になります。

Q1

「つどい」の誕生について



（原さん）東町のコミュニティは、1974年に東町の住人、^{やまと まこと}和真人さんが市報で呼びかけたことから始まりました。

「私たちの私たちによる私たちのための吉祥寺東地区コミュニティを発足させましょう。私たちが、目指すものは、『市民参加の』ではなくて、『市政参加の』コミュニティでなければなりません。そのためには、各種団体、グループ、サークルなどの代表者の方々のご参加もぜひ必要ではありますが、それ以上に、一市民、一個人の方々に参加なさり、思いのまま意見を発表されることの方が、より大切なのではないでしょうか。」

これが、あらゆることが話される場「つどい」となり、このときはまだコミセンが無かったので、第三中学校で開催され、私も伊藤さんも参加していました。吉祥寺東町にある日本画家の野田九浦さん宅が市の土地となりましたが、その土地の扱いも、公園にするのか、集まる場所にするのかなど「つどい」で話し合わせ、その過程を経てコミセンになることに集約していきました。こうして吉祥寺東コミセンが生まれました。コミセンが開館してからも「つどい」では様々なことについて

て話し合いました。コミセンでの葬儀の可能性、女子大通りの拡幅、外環問題、環境浄化、11月の平和の日、……「つどい」は和さんの声掛け以来、コロナ禍の休館時を除いて毎月開かれ、一度も休んだことがありません。

Q2

コミュニティの活動と社会教育は車の両輪



(伊藤さん) コミュニティ構想にも書かれているように自らの自治の力をつけるということを大切にしたいです。そのためには学びが必要になります。コミュニティ構想の理念・課題を確認しながら活動していくことも大切です。開かれているということ、その点について地域の人からどう見られているか考えないといけません。

コミュニティも社会教育も究極的にはまちづくりに目的があります。そのためには常にアンテナを張っていく必要があるのです。市の職員との協働はこれからももっともっと望ましい形、お呼びしなくても地域に出てくださいるのがいいと思います。コミュニティの活動と社会教育は車の両輪、学ぶことと活動することの両方が相まっていくのが大切です。

Q3

参加し続ける理由について

(原さん) コミュニティ協議会の運営委員として参加し続けるのは、なんの役割（しがらみ）もない私個人として参加できるからです。興味があることを言い出しっぺがやる、仲間を集めて認められれば場所と予算がつく『この指とまれ式』の活動が良かったと思います。そして、街と暮らしを知る場が欲しかったからです。ここでの活動と、そのプロセス（計画・実施・まとめ・振り返りなど）自体が社会教育でした。コミュニティ活動が、気がついてみたら豊かな学びだったのです。

🎤 インタビューを終えて

和さんの呼びかけたコミュニティは武蔵野市のコミュニティ構想をベースにしていました。つまり吉祥寺東町のコミュニティは初めからコミュニティ構想の考えが意識されていました。お二人の言葉から、コミュニティの原則は、個人参加、自由に発言できる、地域に開かれていると考えていることが分かります。「（個人は）家族を代弁するものだったり団体を代弁するものでもなく、個人の考え・意見を自由に発言できる。自由に活発な話ができるのが望ましい。新人でもみんなと同じように話すことができる。いろいろな人が自由に話し合いできるのがコミセンかな。」とお二人は話します。「つどい」は、それらがうまく取り込まれていて、まさにコミュニティそのものです。

聞き手 小餅・大上（2021年9月）

※この記事は、2021年2月～5月、吉祥寺東コミセンにて開かれた地域フォーラム“コミュニティ構想より50年”第1回～第4回における伊藤さんと原さんの講演をふまえ、9月に改めてお話を伺ったものをまとめたものです。

Interview

03

西部コミセン

さとう てるお
佐藤 照雄さん



すずき やすお
鈴木 康夫さん



鈴木さんはPTA、少年野球などにかかわりを持ち地元の顔として活躍され、西部コミュニティ協議会初代会長を務められました。長年にわたり地域でお団子屋さんを営まれ、コミセン祭りで焼かれたお団子は子どもたちに喜ばれていました。

佐藤さんは鈴木さんと共にコミセン設立の準備会から参加され、初代事務局長を務められました。当時の桜堤コミセンの窓口にも入ってその業務を体験し、西部コミセン開館後の窓口業務を総括され、現在も協力員として活躍されています。

お二人は西部コミュニティセンターの立ち上げ当初からのメンバーとして尽力され、コミセンの礎を築かれました。

Q1

立ち上げ時の状況について

桜堤コミセンの立ち上げ時の話し合いにも参加し、昭和57年の桜堤コミセンの開館時には運営委員として参加しました。桜堤1丁目、2丁目、境5丁目の人を中心として、新コミセン立ち上げについての懇談会を開催しました。



昭和57年に境桜堤コミュニティ協議会(準備会)を立ち上げ、その後桜堤中央コミュニティ協議会、西部コミュニティ協議会と名称を変えながら、西部コミセンの開設準備の話し合いを重ねました。

コミセンの用地が決まらなくて難航しました。いろいろ探しましたが、結局、地主の古瀬さんが用地を提供してくれて、当時畑だった現在の場所に建設することになり昭和62年の開館に至りました。土地の制約がある中で部屋割などを工夫した建物となりました。

Q2

開設当時の運営について

多くの人が集まれる施設をということで各種スポーツができる体育室も造られました。西部コミセンの目玉施設となっています。特に卓球での利用ではイベントも多く、喜ばれています。

コミセンができた当初は、まずはコミセンができたということ、地域の人々に知ってもらい、来ていただくために試行錯誤でイベントを開催しました。

また、当時窓口担当と運営委員は別でしたので大勢の人が必要でしたが、地域の方が協力してくれました。

Q3

今と当時とを比べて

当時は、桜堤団地（昭和34年竣工、現在のサンヴァリエ桜堤）の住民とその周辺の住宅及び境5丁目からの人が中心でしたが、今は近隣の市の人の利用も増えています。また、新しいマンションも建設され、若い方や子どもたちも多く利用してくれていると感じます。昔とは考え方やニーズも変わってきていますが、コミセンの良いところを維持しつつ、時代に合わせて運営していけたら良いのではないかと思います。



インタビューを終えて

西部コミセンの立ち上げ前からコミセンに関わりをもち、そして現在でもコミセンを大事に感じてくれていて、頻りにコミセンにきてくださっています。現在の当たり前が出来上がっているように感じるコミセンはこの方たちのような先輩方が準備を重ねて作り上げてきたもので、代々受け継がれていることを強く感じました。

聞き手 寺島・笹野・大上（2021年9月）

Interview

04

西久保コミセン

さとう よしお
佐藤 四子男さん



西久保コミュニティ協議会運営委員。平成 17 年から 3 年間にわたり委員長を務めたほか、武蔵野交通安全協会で 20 年以上活躍し、支部長も務めるなど、現在に至るまで長年にわたり、地域のために活動を続けています。

Q1

コミセンへの関わりのきっかけ

コミセンができたころは、自分の店を開いたばかりでコミセンのことは全然知りませんでした。商工会議所の議員をしていた時に、会議所で一緒だった萩本さん、日高さんに誘われてコミセンの運営委員になりました。

当時は、商店会や、交通安全協会の役員も兼務していて、結構忙しかったのです。でも、運営委員として活動しているうちに、コミセンは、新しい市民のふるさとづくりの中核、いわば我々西久保住民のコミュニティの拠点だということを知りました。この拠点を作るために、初代の松本委員長をはじめとした地域の皆さんがどれほど苦労したか、そして開館したときどれほど喜ばれたかも聞きました。

Q2

委員長として

私は、平成 16 年にコミセンをいったん辞めており、平成 17 年に復帰してすぐに委員長を任されました。当時は、商工会議所の商業部会長をしていて多忙だったのですが、我々の拠点である西久保コミセンのために、何かできないか、より良くできないかと思いました。

委員長の立場になって、地域の皆さんがコミセンを気持ちよく使うためにはどうしたらいいのかと考えました。

最初、運営委員の皆さんにお願いしたのは、大きな声で笑顔で挨拶すること。挨拶から人間の付き合いが始まるんですよ。バカみたいな子どもみたいなことで、運営委員の皆さんは笑っていたかもしれませんが、やっぱり、そこから始めなくてはいけない。

そして、平成 18 年度から委員長の任期を 3 年に変更しました。委員長は、地域で幅広く多くの方が交代で務めたほうが良いと思ったからです。

また、当時は、運営委員が少ないので事業を行うのが大変でしたし、地域の皆

さんが大勢集まれば色々な幅広いご意見がでて運営もスムーズにいくのではないかと考えていたので、西久保1丁目、2丁目、3丁目を自分で歩いて運営委員をお願いして、50名以上の方に運営委員になっていただきました。

Q3

新たな事業の企画



色々な事業をしました。七夕まつりは、西久保コミセンが最高だと褒められたことがあります。竹は玉川上水の近くのお宅に竹藪があって、地域のために頑張っているのどうかお願いできませんかということで分けてもらえるようになり、それから盛大になりました。竹の枝も落とさずに持ってきて、コミセンで枝を落とすんです。そうすると子どもは小さい枝が欲しいので、喜んでくれます。クリスマスも良かったです。赤いサンタの衣装をしつらえて、髭を生やしてサンタ役もやりました。私が良いといつも指名されて、いまだに呼ばれるのです。

色々な事業をしました。七夕まつりは、西久保コミセンが最高だと褒められたことがあります。竹は玉川上水の近くのお宅に竹藪があって、地域のために頑張っているのどうかお願いできませんかということで分けてもら



Q4

今につながる考え

何とんでも地域の皆さんで楽しく利用してもらい、交流を深めていただきたい。そのためなら、少くも自分が犠牲になってもよいと、そう思いながら、精一杯委員長を務めました。結果として、運営委員の皆さんが頑張ってくれたおかげで、利用者がぐんぐん伸びて、コミセンの中で利用者数ナンバー1になったこともあります。

後を引き継いでくれた委員長も、仲良く長くやっていくこと、幅広く地域の皆さんに気持ちよく利用していただくことを目指し、一生懸命努力してくれて現在に至っています。

コミセンは運営委員が一心同体で、皆さんで来館者を温かく迎えて、気持ちよく利用していただく。地域の拠点だから、地域の皆さんに喜んで訪れてもらい、人の輪を広げていただく、それが大切です。

インタビューを終えて

コミセンができて30年近く、現在に続く西久保コミセンの考え方を築き上げた話についてうかがえ、こういった皆さんの継続した努力の末に現在のコミュニティがあるので改めて認識させられたインタビューでした。

聞き手 山本 (2022年2月)

Interview

05

吉祥寺南町コミセン

にしむら
西村 まり さん



西村さんは南町コミセンの初期から運営委員として参加され現在に至ります。書記など（事務的な役割）を中心に活動され、コミセンの変遷を見てこられました。

Q1

コミセン運営に参加され、苦勞したことなどについて

苦しいと思ったことはなかったです。第一、コミセンが楽しいと感じていたし、コミセン活動に参加することは生活の中心のように感じていました。結果として自分は委員長にはなることはなかったですが、書記を中心に役員を長く務めました。

Q2

南町コミセンの特徴や取り組みについて

自分たちのコミセンでも、けやきコミセンに学ぶことがあり、けやきコミセンと同様に「偉い人」をつくりませんでした。このため、多くの人が委員長を経験できるように委員長の任期を設定しました。こういう理由で、委員長が変わるとコミセンの雰囲気が変わるという特徴がありました。

運営委員の中でも様々な意見があります。賛否両論が出たときの対処については、多数決はしないようにしました。試しにやってみるという選択肢を活かして、まず行ってみることが特徴かもしれません。

南町コミセンはアイデアを出しやすい環境でした。例えば、地域通貨（みーな）や配食サービス（こすもす）等。これらを行うためには、コミセンだけでなく地域全体が動いてもらうことが大切で、どれがコミセン主催か地域主催かもわからなくなるくらい一丸となって、コミセンが中心となりつつ他の団体とも協力して取り組みました。当時の事務局が頑張ったし、楽しかったです。

コミセンニュースを毎月出し続けたのは大きな特徴です。作り手の問題、全戸配布する人手不足など、存続の危機はありましたが、皆で続けることを選びました。

Q3

地域の課題への取り組みについて

外環への取り組み：地域の3コミセン（吉祥寺東、本宿、吉祥寺南町）がネットワークを組んで、コミュニティ研究連絡会の中に武蔵野地区外環問題協議会を作り、市役所にもオブザーバー参加してもらいました。

外環に限らず地域の課題に対してコミセンとしてどう取り組むか、また、どう拾い上げるのかがすごく大事なことだと思います。コミセンがあったから、外環の議論を継続して行うことができたし、全市的にすることができました。

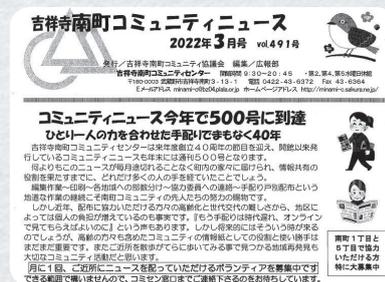
地域のことに問題意識を持つという考え方は、委員長が変わって南町コミセンの考え方が変わっても、ぶれないで継続してきました。これはコミセンの役割であり、結果として地域の人とのつながりが醸成できました。地域のことであたりまえでないことに対する対応について改善を求めていく、例えば末広通りが生活道路でありながら、車の通過を認めていることなどは地域で話し合った結果です。またコミセンの前の井ノ頭通りの横断歩道に信号機を設置してもらったことなどです。

まちには何かをやりたい、何かをしたいと思っている人がいる、こういうことを大切にしたいと思っています。

Q4

コミセンの移り変わりなどについて

窓口が変わってきました。新しい人たちも参加して、人により変わるものだなということを感じました。コミセンの窓口の方次第で、来た人を惹きつけることができます。実際コミセンに関わることが楽しいと思ってもらうには、人・窓口の対応が大事だと思います。



インタビューを終えて

何よりコミセンが楽しい、ということを通してお伺いすることができました。コミセンの持つ力はこの方たちのような先輩方が作り上げてきたものが大きな力となって受け継がれていることを強く感じたインタビューでした。

聞き手 寺島・笹野 (2021年8月)

Interview

06

吉祥寺北コミセン

のせまさこ
能勢 方子さん



吉祥寺北コミュニティ協議会運営委員や会計、委員長等、40年以上コミセンの活動に関われています。四小地区福祉の会や明るい選挙推進協議会、クリーンむさしのを推進する会等、幅広い分野で地域の活動をおこなっています。

Q1

開館と当時のことについて

開館の2, 3年前に北町の井出さんから北町にコミセンを作らないかとお話を頂きました。その当時、集会所、老人会館とか、色々話が出ました。建設予定地は地域で子ども達が野球などをして遊ぶ唯一の場所だったので「コミセンを作るなら是非子どもの遊び場を作って下さい」と市長に請願書を出しました。

折角コミセンが出来るならみんなが使い、ふれ合える場所、特徴のあるコミセンを作ろうということで、1階は体育館と、自由に入出りできるロビーとしました。エレベーターは当時は珍しかったのですが、北町の住民の方が、「高齢者や車いすの人もあるし、後からつけるのは大変だ」と、絶対必要と訴えました。

まわりは当時、国鉄社宅、都営住宅、公務員の官舎など大型の集合住宅がある地域だったので、ロビーの一角にボトルキープできるバーを作りました。パブのあるコミュニティセンターとしてNHKでも紹介されました。

しかし、コミセンは午後9時閉館ということもあり、勤め人が寄ることもなくパブは開店休業、2年位で終了になり、今はコーヒーカウンターに変わりました。

Q2

運営委員の窓口業務担当について

コミセンは貸し館業ではない、地域づくりを目標にボランティア精神を持って、お互いに人格を尊重し協調性を持って運営に携わりましょう、と住みよいまちづくりを目指しました。そのため窓口業務も運営委員が担当することとし、これは北コミセンが初めてだったと思います。

はじめは慣れず、地域の方にも迷惑を掛けたと思いますが温かい目で見守ってくださいました。

Q3

輪のひろばと協力員の誕生について

コミセンにどうしたら人が来てくれるかを話し合った時、四小を退職した音楽の先生にお願いしロビーでコーラスを始めました。歌声が聞こえると段々と参加者が増えてきました。そのうち折り紙、編み物などのリクエスト

トの企画も増え、この集まりの呼び名がなかったので、小さなサークルができ、成長し、地域に広がっていくことを期待し「輪のひろば」と命名しました。

広報紙発行に伴い配布のお手伝いを申し出てくださる方があり、運営委員以外の立場でコミセンの行事に協力して下さる方として協力員が誕生しました。

Q4

コミセン活動について

① コミセン活動について

平成3年のある日、窓口で高齢の方から、市の牛乳パックの回収場所が遠いので、コミセンで回収できないですかと聞かれ、クリーンむさしの北町支部とコミセンの協働作業とし、市のごみ対策課と相談してコミセンで回収を始めました。1年後コミセンの回収率が市全体の1割もあると聞き驚きました。

② 平成15年に開始したコンサート事業

平成14年、北町の金子さんよりベヒシュタインのグランドピアノの寄贈をうけました。「このピアノが音楽を通じて地域の絆になるように…」とお父様からの遺言でした。そのピアノは、師事していたピアニストの豊増昇とよますのぼる氏がくださったものだそうです。

早速コンサートを開きました。車いすの方、高齢の方から近くのコミセンで生の音楽が聴けるのは本当に嬉しいと喜ばれました。また、世界で、日本で第一線で活躍している演奏家が快く出演してくださいました。

③ 障害を持った青年ピアニストの自立をサポート

ある日、「障害を持つ息子がおり、ピアニストとして独立させてあげたい」とご家族から相談を受けました。

そこで、お昼のピアノの時間に弾いていただくと、5～60人が聴いてくださいました。その後、市内の施設やいろいろな場所で演奏機会が増えたそうです。何年後かに再び演奏をお願いした折、お父様からピアニストとして活動し、ファンクラブもできたと聞き、金子さんの遺志も継げたと思いました。

Q5

42年をふりかえって…

一人の力では何もできませんが、みんなで力を合わせて何かやることで、みんなを喜ばせたり、感動させたりすることができます。

地域づくりってなんだろう？と、今も正解、終点はないと思いますが、気配りしながらコミュニケーションを取り、話し合うことが地域づくりでは一番大事だったのではないかと思います。コミセンに関わって、いろいろな考え方、意見を持っている方たちと交流できることが素晴らしいことだと思いました。

人生の半分をコミセンにどっぷり浸かっています。運営委員になって皆さんと一緒に活動させていただいたことはとても良かったです。充実した人生を送れたのもコミセンのおかげと思っています。

🎤 インタビューを終えて

吉祥寺北コミセンの開館当時から地域の方々と密に接し、定例化したコンサートなどの活動を通して運営委員と地域住民とのコミュニティを支えてきたことは努力のたまもの、運営委員の方々の素晴らしい活躍を感じました。

聞き手 町田・山本（2021年9月）

※この記事は、2021年9月、吉祥寺東コミセンにて開かれた地域フォーラム“コミュニティ構想より50年”における講演をふまえ、まとめたものです。

Interview

07

東京大学名誉教授

にしお まさる
西尾 勝さん



専門は行政学・地方自治論。地方分権推進委員会委員として第1次分権改革を推進。武蔵野市においては、第三期武蔵野市長期計画策定委員会委員長、第三期武蔵野市コミュニティ市民委員会委員長、武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会座長などを歴任。

Q1

コミュニティ構想についての見解をお聞かせください。

今になってこのコミュニティ構想を読むと、松下圭一先生（第一期武蔵野市長期計画策定委員、法政大学名誉教授）の考え方がよく表れていて、先生はコミュニティの分野にも相当の力を入れていたのだと感じます。武蔵野市のコミュニティ構想の特色として、以下の点が挙げられるでしょう。

(1) 地域区分を固定しない

最初の長期計画が策定されてから間もない頃、松下先生と話す機会がありましたが、先生は地域区分については楕円を描いて、区画を明確にしないことに固執されていました(69 ページのコミュニティ構想参照)。コミュニティが地域に自由に形成されていくとすれば、重複が起きたり、空白地域が出たりということは普通ですが、行政にとってはやりにくく、最後の段階では行政側が調整して整然と区画を分けることとなります。それでは自主的なコミュニティの作り方ではなくなってしまいます。町内会とは本質的に性質が違うので、その再現をしてはならないという思いが強かったのです。

全国的には、日本の戦後体制は、依然として末端で町内会が地域の政治を支えていたので、国政がどう変わろうと、地方は実に安定しているというのが日本の実態だと感じていました。安保闘争の際にも、東京では国会周辺で大騒ぎしていましたが、地方は平静そのものでした。主婦層を中心とした原水爆禁止運動で注目されていた杉並区でさえも、地域政治の根幹は保守層で固まっていた、それには町内会が影響していたという実態を先生は調査で解明されました。そのため、武蔵野市で町内会の復活などは一蹴するような話でした。ただ武蔵野市の場合は、一蹴する以前に、市長や何人もの市議会議員が「武蔵野では町内会は要らない」と言っているという状況で、町内会を作らないのは既定路線であったため、安心してコミュニティ構想を打ち出したのだと思います。町内会のような体制はダメだということを徹底的に武蔵野市民に伝えていこうという意識があったのでしょう。出たい人もいれば、入りたい人もいます。去る者は追わず、来る者は拒まず。そのような自由なコミュニティで徹底していくべきということです。

他市から見ると、武蔵野市は変わった市に見えますが、武蔵野市ではこのことについて声高に議論しなくても大丈夫な、幸せなまちでありました。革新市政が安定するにつれて、新しいボランティアやコミュニティの活動が、他の全国の市から比べて目立つくらい、どんどんと出てくる。これは、自由な空気があったからだし、自由な体制で物事が進んでいるからであって、昔ながらのしっかりした日本的なコミュニティが続いているところでは起こり得ない。武蔵野市では、他市では起こり得ないことが起こっていると、私も他市の学者たちに一生懸命説明してきました。

(2) 単一目的の施設は極力つくらない

単一目的の施設は極力つくらないとしている点も特徴です。これには少し例外が設けられています。地区ごとに作る施設は、何にでも使える総合的な施設として使い勝手の良い施設にしておくが、駅圏単位の施設については分野別につくることはあり得ると、例外を設けています。専門分化した施設は、原則、全市的にしか作るべきではないとして、抜け道が用意された構造になっています。松下先生の言葉でいえば、省庁縦割りの施設は作らない、国の施策に乗った施設は作るべきでない、という強烈な思いが出ています。国政は後追いで、縦割りで、画一的である。地域ごとの多様性に対応できず、効果も上がらない。それに対して、自治体は先取りで、問題が出てきたらいち早く動き出す。対応の仕方も多様なので、縦割りに陥らないのが重要だということです。

(3) 排他的でない、作りだしていくコミュニティ

コミュニティというものは、排他的になりやすい要素を持っているからこそ、そうならないように注意していかなければいけないということが読み取れます。

私が留学で学んだアメリカの都市計画では、都心を中心に同心円を描いて、都心から遠くなればなるほど、高所得者が住んでいました。住居が所得階層別に分かれ、人種別・民族別で、排他的なものでした。アメリカでは市がコミュニティと呼ばれ、その下はネイバーフッドという小さい単位で、住民協議会のようなものを作って決めごとをしていました。アメリカのコミュニティは理想的なものではなく、差別構造が当たり前で大きな弊害を伴ったものだったのです。

コミュニティとは本来、アメリカでは市町村的な基礎的な自治体を指す用語だったと思いますが、一方で、運動を生み出そうとして、コミュニティとは固定してあるものではなく、つくるものという発想で使う人たちもいます。福祉の分野で「コミュニティワーカー」という言葉もあり、コミュニティを生み出していくためにいろいろと工夫するということも起こっています。コミュニティとはどうあるべきか、地域を自分たちでどのように良くしていこうかと議論され、いろいろな意見が湧き上がってくる、それが理想的な生きたコミュニティのあり方だ、という考え方も出てくるようになってきました。松下先生とも当時そのような話をした印象があります。

Q2

学生時代に松下先生の本やジョン・ロックを読み、「市民」という概念が新鮮に感じられました。成熟した「市民」が社会を築いていくという考えには、ロマンチックな響きがありました。コミュニティ構想は、そうした「市民」の概念がこれから理解されていくと考えて書かれたものなのでしょうか。

ジョン・ロックにおける「市民」の概念も、プロレタリア階級という言葉なども、すべて政治文書のような意味合いがあって、みなロマンチックな存在でした。立ち上げるべき、つくりあげるべき姿であり、ロマンチックな存在としての「市民」だったのです。現実に目の前にいるという発想ではなく、これからつくりださなくてはならない。そのような考えが前提になっていたのだらうと思います。

🎤 インタビューを終えて

コミュニティ構想の本質をめぐる貴重な話をお伺いすることができました。コミュニティ構想が示す自由で寛容なコミュニティの追求は、半世紀を経た現在、かつて以上に強く必要とされているのではないかと感じました。

聞き手 青木・町田 (2021年10月)

Interview

08

成蹊大学名誉教授

たかた あきひこ
高田 昭彦さん



武蔵野市のコミュニティに関して、著書『政策としてのコミュニティ』、『市民運動としてのNPO』を著述したほか、市の委員会で委員長などを務め、コミュニティに関する広い見識をお持ちです。

Q1

武蔵野市におけるコミュニティ政策について

市民中心の「コミュニティ構想」から、市民と行政の対等性が保証された「パートナーシップに基づいたコミュニティづくり」は第5期コミュニティ市民委員会でのテーマでした。「これからの地域コミュニティ検討委員会」ではそれが提案の形ではありますが、仕組みとしてより実質化させる方向に向かいました。

すなわち武蔵野市の50年の経験は、コミュニティづくりの現場では、「住民の自主的なコミュニティ活動のモデル」において、「行政は“黒子”に徹するという制約を守るよりも、市民と同じテーブルについて、地域の問題解決にともにあたる方がより良い効果を生むという方向を見出している。」と示されました。その検討委員会では、課題解決のために、地域の各種の活動団体が積極的に地域に参加することを促すためには、担当課の出席が望ましいことを受けて、本来の「黒子」を目指すために、過程の形として提案されました。

Q2

コミュニティづくりの課題

コミュニティ協議会が「指定管理者」として、館の管理と運営を行っていますが、館の管理の方に軸足が置かれ過ぎて、コミュニティづくりの面では市民の満足が得られていないのではないかと感じることがあります。それは、第二期長期計画で提言された、「センターづくりからコミュニティづくりへ」が十分に実現されていないからではないでしょうか。現在の状況（コロナ禍）下でやむを得ない部分もありますが、コミュニティづくりのために行政と地域住民とのさらなる協働が求められていると感じます。

Q3

コミュニティのあり方の変化

第3期コミュニティ市民委員会では、コミュニティ構想の現状を分析し、コミュニティのありかたについて討議されており、コミセンの「自由空間」の充実・各部屋の活用方法やコミセンの存在そのものの周知方法など、コミュニティ協議会の館の管理についての提案は現在でも参考になります。

また、「武蔵野市職員コミュニティ研究会」の報告では、この問題に対して、「スタート時の理念、社会状況などの変化、現在における時代の要請などを重ねて考えると、何らかのリニューアルに迫られているのではないか」との見解とともに、「コミセンあってコミュニティなし」のような状況になっていることには、行政にも責任があるとしました。そして、行政には協議会との対等なパートナーシップを、協議会には地域のコーディネーターの役割を求めました。

第6期コミュニティ市民委員会では行政が側面支援に徹するために、側面支援の原則、市民要請の原則、支援協働の原則の「行政の三原則」が提言されました。

Q4

コミュニティのあり方の変化に対応するために

「コミュニティ構想」に基づくコミュニティづくりを、「新世紀に相応しいものにリニューアルする」ために設置された第5期コミュニティ市民委員会の提言を受けて、「市民と行政のパートナーシップに基づくコミュニティづくり」に沿った新たな「コミュニティ条例」が制定されました。一方、コミュニティ研究連絡会には、「コミュニティとコミュニティ協議会に現存する様々な問題点を検証し、自主三原則を具現し、市民のためのコミュニティのあり方を探る」ための「コミュニティのあり方懇談会」が設置されました。

また「これからの地域コミュニティ検討委員会」では、自分たちの地域に「何らかの課題が生じたときに、相互に連絡を取り合って、その解決に当たっていくことのできる社会的なまとまり」を「これからのコミュニティ」とし、その話し合いの場として「地域フォーラム」が提案されました。

今後は「これからの地域コミュニティ検討委員会」に加えて、パートナーシップの視点から行政と市民活動団体との望ましい関係を提案している「武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画」も踏まえた対応が必要となります。

インタビューを終えて

コミュニティ構想が示されてから50年が経ち、社会の状況、環境の変化に対応できるよう今後も取り組みを柔軟に検討することが必要ということをお伺いできました。

聞き手 小餅・笹野(2021年9月)

Interview

09

日本女子大学教授

たなか まさふみ
田中 雅文さん



コミュニティづくりやボランティア活動と「おとなの学び」との関係について、調査・研究に取り組まれています。自然と人が共生するまちづくりもライフワークの一つで、武蔵野市緑ボランティア団体「武蔵野の森を育てる会」代表を務められています。

Q1

市民の学びの機会と場の創出について

私は1999年に所沢市から転居して、武蔵野市民となりました。

境山野緑地の雑木林を保全する活動で西部コミセンの方と知り合ったのをきっかけに運営委員になり、その後は、研究者の立場からも社会教育、特に学びの観点で武蔵野市の市民活動やコミュニティ活動に関わらせてもらっています。

Q2

体験を通しての学びについて

伝統や慣習に囚われない開かれた地域社会を住民自身でどうやって作っていくか、コミュニティセンターは体験を通してそのことを学んでいく場のひとつだというのが重要な点です。

「学びの場としてのコミセン」を考えた時に、まずは人々が楽しく集う場であることが重要です。私が行った調査の中でも、サークル活動、主催事業としての講演会や趣味・教養講座など、各地の公民館で行われている活動は武蔵野市のコミュニティセンターでも行われています。楽しく集って学びあうことから繋がりが生まれ、コミュニティづくりに発展するといえます。

しかし、一方で地域課題の解決に向けた学習も重要です。九浦の家（吉祥寺東コミセン）などは、地域の諸課題を学び解決する活動に取り組む住民を後押しして、コーディネーターの役割を担ってきました。

Q3

担い手の継続について

コミセン創成期には、社会教育の場で学んだ人たちが、その成果を活かしてそれぞれ地元のコミセンでコミュニティづくりに尽力しました。いわば、社会教育が武蔵野市のコミュニティ構想を推進する力の一つでした。そのような市民の学びを支え、コミュニティづくり、地域づくりにつながる学習事業を生み出していたのが、当時の社会教育行政の職員です。

ちょうどその頃、松下圭一氏が「社会教育の終焉」論を唱え、社会教育職員は不要だと主張していたのですが、実際は職員が社会教育の充実を通してコミュニティ構想に寄与したという事実があるのです。

けやきコミセンを創る時のキーワードは「偉い人をつくらない」でした。そこには皆が対等な立場でコミュニティづくりに関わり、コミセンや地域社会の民主主義的な運営を目指す精神が溢れています。

このけやきコミセンの民主主義的な運営や前述の九浦の家の課題学習などを支えた人々の中には、コミセン創成期の社会教育で学んだ人たちが含まれていました。

Q4

協働することの大切さについて

市民自治としてのコミュニティ活動は、市民自身で自主的に行っていくものです。しかし、地域のさまざまな課題の中には、行政の関わりが必要なものが少なくありません。そこで、市民と行政との協働が必要になります。

コミュニティや地域の将来像をコミュニティ研究連絡会等がとりまとめ、行政と協働して検討する中で、おそらく行政のシステムの限界や行政課題も見つかると思います。それを地域のコミュニティを支えている人たちとで議論し合い、次の50年を模索するというのが理想なのでしょう。



 インタビューを終えて

コミュニティの一員として活動しつつ、様々な機会に「学び」の大切さを発信している田中先生。柔和で穏やかな語り口の中に、社会教育研究者としての強い思いを感じました。

聞き手 町田・山本（2021年9月）

Interview

10

東京都立大学教授

たまの かずし
玉野 和志さん



NPO、ボランティアなどの市民活動や地域生活の社会学的調査に取り組まれています。第一・二・四期コミュニティ評価委員会委員長、また、武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会の委員長を務められていました。

Q1

コミュニティ誕生の背景について

戦後、町会・自治会ではない、地域における民主的な新しい組織（コミュニティ）を作っていくといけなかった、それが戦後民主化の課題といわれました。武蔵野市におけるコミュニティは、民主的な自主的で自発的な市民の活動なので、後に自主三原則に引き継がれますが、行政は住民の組織に対しては口を出さない、コミセンの建設や活動のための費用は出すが、住民同士がどういう組織を作るかについては関知しないことが重視されました。コミュニティは、地域の人々が任意に集まって、コミセンの管理運営だけでなく地域の課題を見つけ日常的な活動・事業を作り、新しいコミュニティを形成していく場とされ、コミュニティ構想もそれにのっっています。

Q2

50年経ってコミュニティと町会・自治会は似てきているのか

戦後、ほとんどの自治体は町会・自治会を復活させました。紆余曲折を経ながらも旧来の町会・自治会を中心に組織して、ある意味でコミュニティになっていきました。町会・自治会とコミュニティは異なる性格のものですが、町会・自治会は全戸加入を目指し、コミュニティも地域の人みんなに関わらないといけなく、という点では同じです。担い手として活動する人は、コミュニティの場合は志がある人だけ、町会・自治会も事実上は志がある人しか出てこなくなったので、似通ってきています。一方で、コミュニティは行政に協力する団体ではないという点で、行政に基本的には協力するという町会・自治会とは異なります。ただし、コミュニティも油断するとそういう傾向が出てきます。しかし、基本はそうではありません。似てきてはいるが、初めからコミュニティでやってきたということは大きいです。

Q3

コミュニティと協働・パートナーシップについて

かつては行政が多くの公的サービスを提供していましたが、そこまでできなくなりました。また、阪神淡路や東日本の災害で、行政が何でもできるわけではないため市民は自分でできる部分はやれるようにしておかないとダメだということが分かりました。このため、性質や課題に応じていろんな主体を組み合わせるサービスを提供する仕組みを作らないといけなくなりました。これは行政では市民と行政の協働やパートナーシップといって、国ではこのコーディネートを行政がやるべきだとしています。これでは、行政が主導権を持ち市民は手足となってしまっておそれがあります。しかし、武蔵野市はコミュニティの伝統があるから、協議しながら市民が主体となって行政に要求して確定していきます。行政にとっても自分たちの考えで市民を動かせばよいのではなく、市民と一緒に考えて結論を出せば、市民も理解して動いてくれる可能性があります。行政課題でも市民からの提案でも、一緒に解決策を考えることができればよい。そういう仕組みを武蔵野市が上手く使えば一つのモデルになると思います。

Q4

これからのコミセン運営について

館運営と別に地域課題に対応できる余力を残してコミセンの運営をしていかないといけません。コミュニティはコミセンの管理運営と窓口が全てだとなってしまうと本来のコミュニティではなくなります。しかし、運営委員にとって窓口業務が過負担になっている傾向もみられます。ひとつの考え方として、窓口には専門のスタッフを置いて運営委員は意思決定だけをしている欧米の例があります。

Q5

市民が参加できるヒントについて

市の事業計画などを市民が実際に考えられる仕組みについて行政が工夫する必要があります。参加することで実現するというのを定期的に作っていくと市民が関わりたくなくなって集まってきます。それが市民参加になっていきます。些細なことでもいいから、市民が決められること、決めることによって満足できること、そのことによってサービスがよくなることを行政が作っていかないといけません。

 インタビューを終えて

武蔵野市では初めから市民参加・市政参加を念頭にコミュニティ政策を進めてきて、その下地が既にあるというのは大きいです。50年経っても市民参加・市政参加の重要性は薄れないし、むしろこれからの協働を考えると、今後はさらに市政参加を充実させるべきではないでしょうか。行政課題でもありますが、コミュニティ協議会の考え方にもしっかり反映させなければと感じました。

聞き手 小餅・大上(2021年9月)

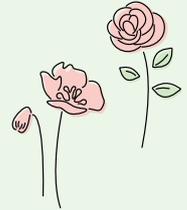
コミュニティ構想50周年記念シンポジウム

開催日 2021年12月19日(日) 14時～16時

会場 武蔵野公会堂 ホール

次第

- ・主催者挨拶 武蔵野市コミュニティ研究連絡会 会長 青木 一郎
武蔵野市長 松下 玲子
- ・講演① 「21世紀型コミュニティむさしの方式 その背景と特徴」
岩手県立大学名誉教授 天野 巡一
- ・講演② 「コミセン草創期の活動等について」
境南コミュニティ協議会 元会長 大矢 美代子
- ・パネルディスカッション「武蔵野市のコミュニティづくりの展望」
(コーディネーター) 成蹊大学教授 見城 武秀
(パネリスト) 吉祥寺南町コミュニティ協議会 委員長 町田 敏
境おやこひろば共同代表 小西 美穂子
東京都立大学教授 玉野 和志
武蔵野市長 松下 玲子



※シンポジウムの映像を武蔵野市ホームページで公開しています。

<http://www.city.musashino.lg.jp/movie/seisakukoho/1035829.html>



登壇者プロフィール

講演

あまの じゅんいち
天野 巡一氏

岩手県立大学名誉教授（専門 政策法務論、地方自治論）。昭和 39 年武蔵野市役所入庁、水道部長などを歴任。平成 10 年 4 月より岩手県立大学総合政策学部教授。武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会副座長。



おおや みよこ
大矢 美代子氏

境南コミュニティ協議会元会長。武蔵野長寿会前会長。境南小 PTA 元会長。



パネルディスカッション

●コーディネーター

けんじょう たけひで
見城 武秀氏

成蹊大学文学部教授（専門 メディア・コミュニケーション論）。武蔵野市第五期基本構想・長期計画策定委員会副委員長、武蔵野市第 5 期コミュニティ市民委員会委員、第二期武蔵野市市民活動促進基本計画策定委員会委員。



●パネリスト

まちだ さとし
町田 敏氏

吉祥寺南町コミュニティ協議会委員長、武蔵野市コミュニティ研究連絡会副会長。第二期武蔵野市市民活動促進基本計画策定委員会委員。



こにし みほこ
小西 美穂子氏

境おやこひろば共同代表。境おやこひろばを 2014 年設立。翌年より「武蔵野市共助による子育てひろば事業」として、主に西部コミセンにて実施を担う。ほか、武蔵境地域の公共施設やオンラインにて活動。



たまの かずし
玉野 和志氏

東京都立大学人文科学研究科教授（専門 都市社会学、地域社会学）。武蔵野市コミュニティ評価委員会委員長（第 1 期、第 2 期、第 4 期）。武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会委員長。



まつした れいこ
松下 玲子氏

武蔵野市長。平成 16 年早稲田大学大学院経済学研究科修了、東京都議会議員（平成 17 年 7 月 23 日～平成 25 年 7 月 22 日）を経て平成 29 年 10 月 9 日より現職。



01

講演①

「21世紀型コミュニティむさしの方式 その背景と特徴」

岩手県立大学名誉教授 天野 巡一 氏

私は、昭和18年から一家で山梨県の笛吹市（当時の黒駒村）から転入して武蔵野市民となりました。昭和39年に市役所の職員として平成10年まで勤務し、55年間武蔵野市に関わり、その後、研究者に転身をしました。したがって、このたび、武蔵野市民、職員の体験・経験と研究者として得た知識をもとに「21世紀型コミュニティむさしの方式 その背景と特徴」について述べていきたいと思えます。（46、47ページの資料参照）

1. コミュニティ社会の意味

まず、「コミュニティ社会の意味」を明らかにしていきたいと思えます。

コミュニティ社会とは、まず、「①村落・集落、都市、地方など、地域性と共同性を中心に構成されている社会のこと」、と位置付けることができます。

つぎに、「②特に地縁によって自然発生的に成立した基礎社会」であることをあげることができます。また、「③利害をともにする共同体」であることが求められます。すなわち、生きていく価値観が同じという意味です。

さらに、「④町村、都市、地方などの生産、自治、風俗、習慣などで深い結びつきをもつ共同体」をさします。これから図2で説明しますが、地域性によってその考え方や、その性格または団体としての、あるいは組織としての性格などが異なってきます。

現在はテレビの普及によって、テレビで放送されている言葉が標準語とされています。そのため、全国どこでも、だれとでも意思疎通ができます。テレビの普及以前は青森県民と鹿児島県民とでまったく会話が成り立たないくらい言葉が異なり、十分な意思疎通ができませんでした。

また、言葉にかぎらず風俗、習慣などが異なることから、人格自体を否定されることもあり、地域性だけが強調され必然的に排他的状況になっていました。人間は、コミュニティ社会の形成によって生存競争に生き残れた。強く、大きい動物ではないにも関わらず生き残れたその根源は、共同体でコミュニティ社会を形成してきたことによって、お互いに助け合ってきたからだということを強調しておきたいと思えます。

したがって、人が生きていくうえで絶対に必要不可欠な要素としてコミュニティ社会の形成をあげることができます。人間は一人で、絶海の孤島で生活していくことはできません。

コミュニティ社会を「風俗、習慣などで深い結びつきをもつ共同体」と説明しましたが、では「共同体」とは何かについて定義を明らかにしておきます。

2. 共同体とは

共同体とは、「①同じ地域に居住している」ことが前提になります。そのうえで、「②利害

を共にしている」ことが要件です。同じ地域の中で利害関係が一緒だということが特徴です。さらには、「③風俗、言葉、地縁、血縁、友情」が要件になります。すなわち、考え方が同じであることが要件になります。したがって、構成員同士が「④深く結びついている」ことになります。これらの要素によって「⑤人々の集まっている社会」を「共同体」と定義しておきます。共同体社会とはこの①から⑤の要件がすべてそろっている社会のことです。

現代社会は飛行機、新幹線の普及によって距離を感じない社会のため、人の移動も広範囲となり、後で説明しますが、人と人とのふれあいに影響する都市型・消費型社会に変貌し、価値観も多様化しています。③の「風俗、言葉、地縁、血縁、友情」で構成員同士が、④の「深く結びついている」、という意味での共同体の要件は薄くなってきています。

石川啄木の「一握の砂」にある「ふるさとの訛りなつかし停車場の人ごみの中にそれを聴きにゆく」と詩われているように基本的、根源的な風俗、習慣、言葉などは生まれ育った環境が強く脳裏に焼きついているため、方言を聞くと心地よさを感じます。私は山梨県生まれですから甲州弁を聞くと安心します。共通の方言、習慣をもつコミュニティ社会はこれからも個性という形で重要となってきます。

3. 地域社会の目的と性質

図1をご覧ください。社会学的な分類で、組織の種類は、共同体と機能体とに分類されています。共同体を機能体と対比しながら、ここで共同体について浮き彫りにしていきたいと思えます。

共同体と機能体		
	共同体 Gemeinschaft	機能体 Gesellschaft
組織の種類	地域・地縁社会	企業・会社
組織の目的	居心地の良さ	目的の達成
組織の性質	結束力・仲間意識	利害・競争
組織構成員の考え方	同じ方向性	多様性

まず、共同体は地域・地縁社会のことです。それに対して機能体は企業・会社、野球チームなどとイメージしていただければ良いと思えます。組織の目的について述べます。共同体は家族、趣味の会などがその例です。目的は居

▲ 図1

心地の良さで、同じ方向性に向いているということで居心地の良さとなり、楽しさが目的になります。したがって、「楽」の漢字がもつ意味は、同じ方向性で居心地がよい、という意味になります。

これに対して機能体は、目的の達成です。例えば、会社だったら利益を追求する、野球チームなら試合に勝つことが目的になってきます。したがって、会社、野球チームの場合は、利害、競争を中心として「生き残り」、「勝つ」ことを目的とした集団で仲良しグループでは生き残れないでしょう。これに対して共同体は、結束力・仲間意識が求められてきます。今回、本題になっているコミュニティ社会も、共同体の分野に入ります。結束力・仲間意識、同じ方向性をもつ集団であるといえると思えます。

つぎに、今まで説明したことを図で要約します。

4. 都市の形態と住民の意識

1) タテ軸に都市の形態

住民は住んでいる都市の形態によって共同体としての意識、考え方が変わってきます。図2をご覧ください。この図は共同体社会を居住している都市の構造と人とのふれあいをクロスさせて、共同社会の型を私が4つの型に分類して作成した図です。

都市の形態を都市型（消費型社会）と農村型（生産型社会）とに分類することができ、これがタテ軸で、客観的な視点からの分類です。一方、農村型社会は作物を生産することを目的にしていることから、作物を収穫する、という方向が同じ社会です。これに対し都市型・消費型社会では住民は多様な暮らしをしています。人々の価値観、生活の方向性が多様な社会です。したがって、コミュニティ（社会）は、大都市、近代的な都市、中山間地域などによって価値観、生活の方向性が異なってきます。

高度経済成長期以降、「価値観の多様な社会」と表現されていますが、日本の地域の大半がこの図でいう都市型（消費型）社会になってきたといえます。

2) ヨコ軸に住民意識

ヨコ軸をみてください。住民の意識を「ふれあいが濃厚な社会」と、「ふれあいが希薄な社会」に分類できます。人と人とのふれあいである主観からとらえた分類です。

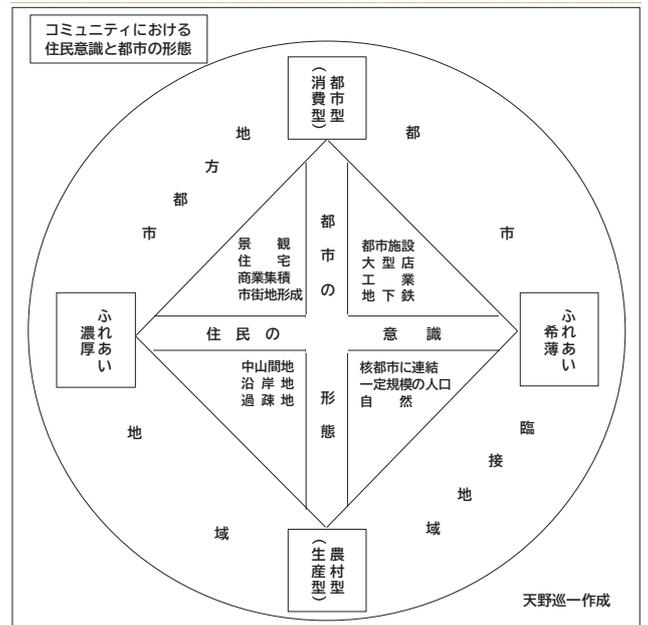
農村型社会の特徴は「生産型」がキーワードです。これに対して都市型は「消費型」と私は分類をしています。都市型（消費型）でふれあいが希薄な地域、これを「都市」と私は定義しています。

さらに、都市型（消費型）でふれあいが濃厚な社会が地方都市です。地方都市は景観、住宅、商業集積、市街地形成などが主要な要素になっています。都市型は、都市施設、大型店がある。あるいは、主要な銀行がそこに集積をしているなどの特徴がある社会です。

昭和28年の市町村合併が進行した際、図書館などの文化施設、銀行などの金融機関、高等学校があることなどが、町から市になる要件でした。したがって、武蔵野市も町時代の昭和21年に市になる要件の一つとなる図書館を建設しています。

現代、全国各地で人口減少の情勢を反映して高等学校の統廃合が進んでいますが、強い反対運動となることがあります。高等学校があることが市になる要件であったため、高等学校の廃止により格下げの地域になってしまう、という感情があるためです。

つぎに、都市型社会は工業の発展と、地下鉄が通っていることが近代都市の要件と私は考



▲ 図2

えています。地下鉄は近代土木技術が集約された都市施設です。地下鉄が通っているところが一流近代都市の条件と私は位置付けています。

地下鉄は、日本では明治元年にあたる 1868 年にロンドンで最初にできています。現在ではアメリカが 70 路線で世界 2 位、次いで日本が 48 路線で 3 位、世界一の地下鉄路線数は中国です。日本の地下鉄路線が通っている都市は東京、横浜、名古屋、大阪、京都、仙台、札幌などを含め 11 都市です。

北京、ソウルのオリンピックでも、夢中で地下鉄を敷設していました。世界で有数な都市であるということを内外に示すためです。吉祥寺は地下鉄東西線が通っていますから、大都市型に入ってくるのかなということ。これはコミュニティを考えるうえでは、重要な要素になってきます。

以上、コミュニティ社会について大筋をおさえたので、個別、具体的に武蔵野市のコミュニティについて述べていきます。

5. 日本型コミュニティの原型

1) 五人組とは

①「五人組」の成り立ち

「日本型コミュニティの原型」について述べてみたいと思います。日本型の地域コミュニティの原型は「五人組」です。

五人組のきっかけとして、645年に乙巳の変がありました。これに伴って大化の改新が始まりました。701年に憲法にあたる大宝律令が制定されました。大宝律令は日本で初めての本格的な法律です。日本で初めての本格的な法律とは、なにを意味するのか。内外に、「日本は国ですよ」、「地域ではありませんよ」と示していることです。日本が、法制史からみて日本史観とは別に世界が認める中央集権体制の独立国家と内外に表明した時期が701年からということになります。

当時は中国が世界の中心でした。中国に対して、「中央集権体制、おたくと一緒の体制があります。対等な国ですよ」ということを主張したものです。そのときに効率的な支配体制をおこなうため、五人組の隣保制度が導入されています。中央集権と隣組制度は一体として歴史的にも密接にかかわっていると私は考えています。

ちなみに、1890（明治 23）年に大日本帝国憲法が制定、施行されましたが、この時期から日本は近代的なヨーロッパ型の国家を内外に、とくにヨーロッパ諸国に宣言して現行の近代型の国家となったといえます。

②五人組の目的

つぎに、戦国時代、農民の自衛組織として隣組制度がありました。当時、かなり社会が荒れていました。強盗などに対して隣組が共同で防衛をしていました。この組織を豊臣秀吉が利用して統治機構の一つに取り入れ、末端の行政組織として定着をさせています。

さらに、現代の形に近い近隣五戸を組み合わせて構成したのが江戸時代です。隣組は農民同士の監視機能を目的としていました。幕府は年貢の不払いを極端に警戒していました。

なかには組からの脱走者もでました。脱走者を「^{かけおち}欠落」いいます。今の「駆け落ち」は、相思相愛の男女が親の許しを得られないから行方不明になることを「駆け落ち」といいますが、本来の欠け落ちは脱走することです。組から脱落するという意味です。

五人組のうち1組欠けたら、残りの4組で税金を負担しなければならないので、1戸当たり、かなりの負担になってきます。組で連帯して欠けた家の分を負担する責任が明確化されていました。したがって、住民同士が監視する仕組みができていました。

さらに、犯罪者にたいする密告制度もとりにいれています。したがって、江戸時代は欠け落ちに限らず、脱藩など組織から離れることは犯罪的行為と位置付けられていました。そのため、刑罰のひとつに住んでいる所から追放する「所払い」という制度がありました。地域とのふれあいが密着し、コミュニティ社会に所属していなければ生きていけない時代の制度です。現在でも五人組から脱することは犯罪的ではないにしても道徳的、倫理的に許されないと理解している人、あるいは地域もあるのではないかと思います。

③五人組と住民互助

そのほかに五人組には組同士の冠婚葬祭を主とした相互援助があります。ほんの20～30年くらい前まで冠婚葬祭は自宅でおこなっていたため、かなりの人手が必要でした。隣組がお互いに人を出し合って助け合っていました。近年では冠婚葬祭用の施設があるため、隣組の必要性がなくなってきています。五人組は冠婚葬祭の形式的な扶助、互助として残っていますが、冠婚葬祭の受け付け係などを担当して形骸化しつつあります。

ほかに、互助の仕組みに鎌倉時代に成立した「無尽」があります。無尽は、関西では「頼母子講」といっています。関東では「無尽講」といっています。山梨県ではいまだに県民の約3割以上の方が無尽に入っています。実際には、酒飲み会です。例えば、会費1万5000円で飲みます。そのうち5000円が飲み代で、残りの1万円を必要な人がもらう、という仕組みです。たとえば、会員が10人いれば10万円になります。お金が必要な人にそれを渡すという仕組みです。いわば、コミュニティ社会での相互扶助で、仲間同士が強く結びついている組織です。

極端な例ですが、東京から山梨支店に派遣された支店長に、部下が「今日は飲み会で無尽だから、残業しません」といったとき、「何、仕事と無尽、飲み会とどっちが大事だ」といっても、「山梨では飲み会のほうが大事です」と答えが返ってきます。そのくらい地域性、密着性、仲間意識が強い地域です。「何、おまえ、無尽を断らせて残業をさせたのか」といって、その支店長をつるし上げるといような場面も昔はあったと聞いています。また、いまでも無尽会の費用を払うため働いている、という人もいます。山梨県生まれですから、無尽会が県民の生活の一部になっていることを実感しています。

2) 隣組と町内会

①隣組

つぎに、日本型コミュニティの原型である町内会と隣組を説明します。

これは、日中戦争拡大のため、国家総動員法（昭和13年施行）の組織化をかけるため、共同防衛を目的に近世の五人組制度にならい5軒～10軒の世帯を単位として隣組制度を

昭和 15 年に導入したものです。

昭和 15 年以降に「隣組のうた」がラジオで放送されたのをおぼえています。

とんとん とんからりと 隣組 格子を開ければ顔なじみ
廻してちょうだい回覧板 知らせられたり 知らせたり

この歌詞から、行政が住民に知らせる伝達手段は広報に依存していたことがわかります。格子は、いまでいう玄関ドアです。玄関ドアをとんとん、とたたいて回覧板をわたす光景です。玄関ドアをあけてお隣さんからきた回覧板（市の広報誌）を見て直ぐにまた横隣りに回してください、という情景です。住民にとって生活するうえで回覧板が唯一の情報収集手段でした。ラジオによる情報もありましたが、ラジオをもっている家もあまりありませんでした。いまの高価な大型テレビより貴重な備品でした。しかも、戦中・戦後は電力不足が常態化していましたので、ラジオも思うように使えない時代でした。夜は灯りがついていると空襲の目標になると、お隣さんや町内会長に注意され電灯に覆いをかけるか消して、ひっそり生活をしている時代でした。「隣組のうた」はメロディーと歌詞が軽やかで明るい歌です。いまから思うと実際は厳しい時代でしたが、当時は当たり前のことで、不便、暗いとは思っていませんでした。

とんとん とんからりと 隣組 あれこれ面倒 味噌 醤油
ご飯の炊き方垣根越し 教えられたり 教えたり

この歌詞は、味噌、醤油は配給物資のためいつも不足がちであった、ということです。味噌、醤油をお隣さんに貸す、あるいは借りることは当たり前の時代でした。いまなら近くのコンビニエンスストアに簡単に買いに行けますが、生活物資もないうえに日用品を買う店も近所がない時代です。かまどで薪を燃やしてご飯を炊いていましたので、いかにうまく炊けるか情報交換をしていました。水道もないため井戸は共用でした。井戸端で主婦が情報交換をしているから「井戸端会議」となります。いまではお隣さんに聞かなくても炊飯器のボタン一つで炊きあがります。インターネットで情報を得ることができます。味噌、醤油の貸し借りで、「借りるが、返したことがない」などお隣さんとトラブルになるケースもありました。

とんとん とんからりと隣組 地震や雷 火事 泥棒
互いに役立つ用心棒 助けられたり 助けたり

生活物資、衣料品など日用品が不足していましたので、空き巣が多発していました。泥棒の狙いは服、着物が対象でした。テレビなどお笑い番組で泥棒が大きな唐草文様の風呂敷を担いでいる光景がでできます。泥棒が持っている大風呂敷の中身は衣料品です。戦中、戦後、衣料品の窃盗事件が横行していました。家を空けるときは、お隣さんに「留守にしますので、よろしくおねがいします」と声掛けをして防犯対策をしていました。お隣さんへの声掛けは最近まで残っていました。

お隣さんへの声掛けで事件になったケースがあります。同じ町内会に住み、親しくしていたご近所さんに、子供が遊んでいるのでよろしくと声をかけ、出かけたすきに、子供が用水路に落ちて死亡したことによる損害賠償事件があります。預けた親に7、預けられた親に3の過失割合で損害賠償を認めた、いわゆる「隣人訴訟事件」(津地判 昭和58年2月25日)です。この事件は、加害者、被害者双方に非難が殺到して大きな社会問題になりました。この事件以降、ボランティア活動に保険制度が導入される契機にもなった事件です。

とんとん とんからりと 隣組 何軒あろうと一所帯
こころは一つの屋根の月 まとめられたり まとめたり

隣組は家族も同然です。仲良くしましょう、という内容の歌です。したがって東京など先に示した図2の住民同士のふれあいが希薄な地域である都市型社会を、ふれあいの濃い農村型にしてお互いに助け合っていくことを奨励している内容の歌です(作詞 岡本一平、作曲 飯田信夫)。

この歌詞からみて、生活物資が不足している様子を隣、近所で助け合い、補いながら生活をしている様子が表現されています。住民規制は表現されず、近隣で助け合う様子が強調されて明るい歌詞と軽快なリズムにのった歌が毎日ラジオから流れきていましたので今でも歌えます。

武蔵野市には隣組がないので、ほとんどの市民は分からないと思いますが、基本的に隣組は向こう3軒両隣です。道路(生活道路)を隔てて向こう側3軒と自分の家の両隣です。したがって、お引越しの際にどこに挨拶したらいいだろうと迷ったときは、隣組制度を利用すればいいのです。道路向かいの3軒と両隣に挨拶すれば十分だということになります。

なお、津波被災地区の集団移転で評価されている宮城県岩沼市では、コミュニティの絆を中心に、農地を造成した20ヘクタールに災害公営住宅を含む325戸、1000人の集団移転をおこないました。菊地啓夫市長は、「住民に移転後の配置を検討してもらったが、ご近所の構成、向こう三軒両隣はまったく変わらなかった。地域コミュニティの重要性をあらためて認識した」と話していました。このことも地域コミュニティを考えるうえでの好材料と言えます。

②町内会と隣組

1940年に、「部落会町内会等整備要領」(内務省訓令17号)が発令されています。そのなかで「村に部落会、町に町内会、その下に隣組を置く」ということが、はっきり規定されています。武蔵野市民は「部落会、町内会、隣組、よく分からない」といっている人がいます。ここで村では部落会、町では町内会、その下に隣組制度があることが、はっきり規則に規定されていたことをここで確認しておきます。

この時期、町内会は、経済状況が厳しくなってきたことを受けて物資を購入するには陸軍物資統制規則で、「購買票の入手は町内会を経ること」と規定をされていました。町内会を通さなければ、米、味噌、醤油、塩、マッチ、砂糖、木炭などの生活物資を手に入れることができません。したがって、町内会に入らなければ生活ができませんでした。

そのほかに、町内会を通して戦時下の住民動員、物資供出、空襲時の防空などが行われていました。テレビや映画で戦時中の光景が出てくることがあります。その光景で出征兵士を日の丸の小旗を振って何人かで送り出す場面があります。町内会長の求めに応じて町内会の人が集まり戦場に若者を送り出している光景です。

さらに、思想統制も行われていました。今、話しているのは、社会学の領域でも説明されている内容です。「社会学」の本が書棚にあっただけで昔は逮捕されたという時代がありました。

また、地域によって隣組は「隣保」、「組」、「班」、「最寄」という言葉が使われています。隣組を「最寄」という地域もあります。現在では「最寄」の駅などと表現されますが、近所の駅ということになります。

③戦前の町内会の法的位置付け

1943（昭和18）年に「市町村長に市町村内の団体等に対する指示権を付与する」権限が設けられました。この改正により、地方自治制度で町内会は、市町村長の指示のもと、市町村長の末端機構と、法的に位置づけられました。その結果、政府は都道府県知事をあごで使い、都道府県知事は市町村長をあごで使い、市町村長は部落会町内会長をあごで使い、町内会長は隣組をあごで使う、支配下達機構ができあがりました。いわば、町内会を国の末端の行政機関として機関委任事務における「受託機関」と位置付けたといえます。支配機構として末端の行政組織として町内会があったということを入念に入れておいてください。

6. コミュニティむさしの方式と町内会

1) 戦後の町内会

隣組、町内会について説明してきましたが、町内会の仕組みがないのは日本全国で武蔵野市だけといわれている珍しい地域です。したがって、今まで述べてきた行政の末端として統治機構の一翼を担ってきた町内会、五人組制度の考えかたは武蔵野市にはありません。武蔵野市のコミュニティを調べるとき、町内会、五人組制度が念頭にあったら、武蔵野市のコミュニティ政策は理解できません。

マッカーサーによって、町内会は解散を命じられています。また、戦争に協力した協力者との視点から町内会長は公職を追放されています。市議会議員にも市長にも国会議員にも立候補することができませんでした。

昭和27年にポツダム命令が廃止されました。日本がここでようやく独立しました。終戦直後、町内会は廃止されましたが、日本が国家としてまた復活したときに国では、町内会は各自治体に任せるということになりました。

ちなみに、町内会が廃止された際、戦前に町内会が担っていた防犯・防火については、防犯協会、防火協会に引き継がれています。地震、雷、火事、泥棒は隣組、町内会ではなく、防犯・防火協会の役割へと形をかえてきています。

ごみ処理、町内美化清掃、子供育成会など全国の町内会が担っている公共課題は、市町村

の事務で町内会の事務ではありません。国、県が法律上担当を規定していない公共課題の担い手は市町村です。国は2000年の地方分権改革で「身近な政府としての市町村」を標榜しています。市町村が公共課題の最終的な担い手であることをここで強調しておきます。

2) 武蔵野市と町内会

つぎに、「武蔵野市と町内会」について述べたいと思います。戦後、町内会は法律적으로는消滅しました。しかし、全国的にはまだ食糧難の時代であったため、生活物資は配給制度でした。生活物資配給の事務を町内会が担っていました。

したがって、マッカーサーの命令で町内会は廃止しましたが、生活必需品である物資の配給を担っていた町内会は住民にとって必要不可欠である組織であったため、全国的には80%は残っていた、といわれています。

ところが、武蔵野市は、荒井源吉初代市長、当時町長が町内会を廃止しましたが、復活させることはありませんでした。一部地域では、親睦団体としての町内会がありますが、職員もその実態は関与していないためわからないのが実情です。

要するに、町内会は、つくられた経緯、廃止された、あるいは復活、復活させない判断はその構成員である住民の判断によるものではなく、すべて「オカミ」の判断によつての組織であることが、いままでの説明でわかっていただけたと思います。

7. 武蔵野市に町内会がない理由

1) 戦後の生活物資配給事務

では、なぜ町内会が武蔵野市では復活しなかったのか。これは全国で珍しいことです。

生活物資の配給を担っていた町内会の職員を市の職員として採用をしています。市が直接、生活物資を配布する事務をおこなうため、町内会職員を市（町）職員に採用して生活物資の配給事務を担当させていました。したがって、住民にとって町内会を必要としていなかった、残す必要もなかったということが最大の理由です。

2) 広報誌の配布事務

そのほかに武蔵野市では、よく町内会がないと広報伝達手段がないため困るじゃないか、と他市の方からいわれます。しかし、武蔵野市は、昭和23年から市報を基本的に新聞折り込みで配布しています。町内会を経由することがなく、市が直接新聞店と契約して新聞折込みにより市報を市民に配布していました。

市報を住民に配布することは市の直接責任です。住民に情報を伝えることは市の義務であり責任です。市町村に課せられた責務です。広報責任について裁判所は「広報・周知徹底は国の果たす責務で当然しなければならないことに属する」（大阪高判平成5年10月5日）と判示していることから広報誌の配布事務は市（国）の責任で行うべきです。広報配布事務を町内会長に委託し、広報伝達責任を町内会長に転嫁すべきではないと思います。また、町内会に加入していないと自治体が発行する広報も受け取ることができないとなると、判例が示している「広報・周知徹底義務」違反にもなりかねません。

したがって、直接、市が広報を配布する責任がある、と私は位置づけています。そのほかに武蔵野市では昭和 26 年に議会広報を発行しています。私は議会報を担当していましたので発行の都度、その折込み手数料を自転車で市内の新聞店に届けていました。

3) 人口の急増

人口を増やす政策をとってきたため武蔵野市は人口が急増しています。吉祥寺南町、八幡町の都営住宅、桜堤、八幡町の公団住宅などを誘致しました。昭和 20 年当時の人口が約 4 万人でしたが、昭和 35 年では人口 12 万人超え、15 年間で 3 倍もの人口が増え、急激に都市化が進んでいきました。急激な人口増加により行政需要もふえ、さらに、学校建設が必要になりました。町内会の復活より、学校建設が優先課題となっていました。

昭和 21 年から昭和 30 年の 9 年間で小中学校を 11 校も建設しています。今では信じられないほどの学校を建設しています。これだけ学校建設、大型事業を実施すれば赤字になるのは当然です。これを乗り切りつつ、吉祥寺南町で下水道の布設を始めています。そのほか上水道の付設、さらに、吉祥寺の都市計画も同時並行的にやっています。いま考えると、どうしてできたのか不思議なくらいです。

武蔵野市は早くから都市化が進み、さらに狭い市域のため、学校建設に要する土地も不足していました。公共用地をいかに確保するかが最大の市政課題でした。したがって、武蔵野の都市問題は土地問題であると言われていました。

ちなみに、吉祥寺を中心に昭和 40 年以降、マンション建設が急増しました。昭和 20 年代の人口急増政策で小中学校が不足したため学校建設で苦勞した余韻が職員にも残っていました。

表面的には住民の日照権を擁護する「武蔵野日照権裁判」として、いまでも行政法のケーススタディになっています。しかし、「指導要綱」を制定して吉祥寺地区を中心にマンションを規制したのは、住民の日照権を擁護する趣旨ではなく、学校を建設する用地がないための一部地域の人口を抑制する政策でした。私は、「武蔵野市日照権裁判」を訟務担当で一連の裁判を 8 年間担当していました。裁判の背景、実情など熟知しています。ここでは本題と外れますので、この辺にしておきます。

4) 財政事情

①財政逼迫時代

町内会が復活しなかった理由について、武蔵野市の財政が逼迫していたことも要因にあげることができます。短期間で急激に住民が 3 倍も増えたことにより、昭和 29 年にはとくに、学校建設が間に合わないため、公債を発行して住民から借金をお願いするほど財政が厳しくなり、赤字再建団体になってしまいました。行政規模の効率化、職員の配置・事務配分・予算執行の合理化など一連の見直しをおこなって急場をしのいでいました。そのため、町内会を復活するための財政、さらに復活させるための人的余裕がなかったことも町内会がない理由の一つにあげることができます。

このときに、行政規模の効率化をはかるため市町村合併が検討されています。武蔵野市、三鷹市、田無町、保谷町、小金井町の 2 市 3 町の合併が行政内部で検討されていましたが、

この案は具体化までいきませんでした。その後、武蔵野市と三鷹市との2市合併が二度具体化しました。一度は武蔵野市議会が、二度目は三鷹市議会が否決して合併に至りませんでした。この時期が財政的にも最も厳しい時期であったため、市町村合併で財政を立て直そうとしていました。

②いまや、日本一の富裕都市

だが、今や、武蔵野市は市のレベルでは財政的に全国でトップの富裕団体です。財政力指数が1.52です。国が示した基準に従って市が仕事をやったら収入に対して支出の割合が1になるよう全国的に予算を組んでいます。1にならない団体には1になるよう国から交付金がかかる仕組みになっています。武蔵野市は1.52ですから収入が支出に対して52%も多い自治体で、国からの交付金がこない不交付団体です。この数字は市レベルでは浦安市とともに日本一豊かな市ということになります。

3位に去年までは豊田市が入っていましたが、豊田市はコロナなどの影響で自動車産業がトーンダウンしたので、本年度は自動車関連の企業の業績が落ち込み一気に5位に下がっています。武蔵野市はこの財政力指数が一気に下がることは絶対にありません。なぜならば、サラリーマンの市税収入が多い地域で、これだけの財政を維持しています。サラリーマンが多いということは、市民が所属している企業のすべての業績が同時に落ち込むことはありません。したがって、一気に税収が減るといったことはありません。富裕団体となっている市は一つの企業などの収入に依存していますから、その企業の営業成績がその自治体の財政に直接影響してきます。武蔵野市の場合には一つの企業の収入に頼っていないので、財政基盤が日本一しっかりして住民が安心して暮らせる街ナンバーワンの市ということになります。

以上、昭和20年代は財政難でしたが、学校建設、政策課題をインフラ整備、充実を優先しておこなったため町内会を復活させる余裕がなかったといえます。逆に、町内会がないため住民同士のふれあいをはかるコミュニティ政策が必要であったため市民に受け入れられたものと理解しています。

8. 武蔵野市のコミュニティ政策の特徴

1) 町内会復活よりインフラ整備

続いて、「武蔵野市におけるコミュニティ政策の特徴」について説明します。

初代の市長さんが町内会を廃止し、その後、町内会を復活させなかった。復活させなかったのは、政策上復活させなかったのではなくて、財政上復活できなかったというのが実態であることは述べたとおりです。町内会を復活させるだけの職員(人的余裕)、予算(財政的余裕)があるのなら、ほかのほうに予算を回すということです。

結果的に2021年の民間の調査で、吉祥寺が「住み続けたい街」ランキングで一位、さらに、別の調査で「住みやすい街」ランキングでも一位の千代田区に続いて吉祥寺が二位になっていますが、この時期のインフラ整備を優先して先駆けて行った政策がいまになって大正解という形になっています。

2) 公民館がない

武蔵野市には町内会がないということについては説明をしてきましたが、そのほか公民館がない、というのも特徴の一つにあげることができます。公民館議論も全然なかったわけではありません。公民館か公会堂かで議論をしています。議会で議論した結果、公会堂建設で決まって、昭和39年の1月にこの公会堂が建設されました。

私は、公民館自体は積極的ではない派です。なぜならば、公民館は教育委員会の施設で、社会教育法に基づく社会教育施設です。したがって、公民館は教育以外の目的には基本的に使うことができないため利用規制が多い施設です。これに対して、コミュニティセンターは基本原則である自主運営のもと住民協議会が基本的に利用基準を決めるため比較的自由に使うことができます。したがって、市が運営する施設は公平の名の下で全市的、一律的な施設運営が当然となります。しかし、コミュニティセンターの運営は各センターによって個性のある運営が可能になっています。このことが武蔵野市政の基本的な考えになっています。

ちなみに、2011年7月に図書館を中心とした生涯学習機能、市民活動機能など多機能施設である「武蔵野市プレイス」がオープンしました。雑誌、図書に囲まれた一階の中央部にコーヒー、パスタなど軽食ができるコーナーがあります。図書館でコーヒーを飲むことができ、軽食をとることができるユニークな施設です。中央部が一部吹き抜けになっていますので、全館にコーヒーの匂いがする構造になっていたため担当部長はオープンの際、クレームを覚悟していたそうです。しかし、逆に評判がよく、「私も市民になりたい」との意見が多数あったそうです。さらに、夕方5時過ぎからはビールも飲める図書館です。家庭の居間と同じ環境で雑誌、本を読むことができる規制のない、自由な発想からできたコミュニティ政策とともに武蔵野市らしい施設で、住民間のコミュニティの場になっています。

また、同様な発想で、役場の企画課の主導のもと、岩手県紫波町が、図書館だけでなく町役場も併設した複合・商業施設「オガール」を2012年にオープンしています。「楽しむ、食す、暮らす、学ぶ」をコンセプトに町民施設を超えた大型施設です。オガールプロジェクト全体では、サッカー場、体育館、ホテル、レンタルスペース、クリニックなども併設されて、利用者も年間100万人を超える評判の良い施設で、公の施設やコミュニティの概念を大きく変えた自由で豊かな発想の成果です。

3) 「ない、ない」からのコミュニティづくり

武蔵野市には①公民館がなかった、②町内会がなかった、ということはコミュニティセンターが必要であったということです。それも市長部局で運営している施設であることが重要です。市長部局が担当するということは、基本的に市長と議会との関係になってきます。これに対して公民館は市長ではなくて、教育委員会と教育委員会事務局で基本的に決めるので、議会の関与が薄くなってきます。教育委員会が担っている問題が市の政治課題になって初めて市長部局の所管になり、市長と議会とで問題を解決することになります。したがって、武蔵野市のコミュニティ政策は公民館がないために、市長の所管施設であるコミュニティセンターで行っているため区割りなどが複雑化せず、やりやすいのではないかと思います。

9. むさしの方式コミュニティ政策

1) 武蔵野市のコミュニティ政策の形成過程

昭和 43 年に内閣総理大臣の諮問を受けて、コミュニティに関して正面から取り組んだ最初の試みとして、「都市化に伴い、地域共同体が形骸化しており、開放的かつ民主的なコミュニティの構築が必要」と昭和 44 年に国民生活審議会のコミュニティ問題小委員会が答申しています。

この小委員会のメンバーに当時、成蹊大学の教授で武蔵野市民だった佐藤竺先生がいらっしやり、長期計画の策定委員をしていました。政府が示したコミュニティについて先駆けて研究、実践に取り組んでいました。さらには、私が私淑して、後に押しかけ弟子になった恩師で、市民参加論、シビル・ミニマム論を提唱された、当時法政大学教授の松下圭一先生のお二方が長期計画とコミュニティ構想に関わったことにより、全国的にも有名になると同時に独創的・先進的なコミュニティ政策になったものと確信しています。

そのほかに、1973 年自治省のモデルコミュニティ地区に西久保コミュニティセンターが指定されています。さらに、1976 年には境南コミュニティセンターが武蔵野市で初めて開館しています。

1971（昭和 46）年に武蔵野市長期計画で武蔵野市のコミュニティ構想が提起されました。この 1971 年の「武蔵野市コミュニティ構想」から今年で 50 年です。コミュニティ構想を提案してから今年で 50 年を記念して本日のシンポジウムになっています。

2) コミュニティ構想の策定

武蔵野市のコミュニティ構想の基礎となる「武蔵野市長期計画」のなかで、次のことが記載されています。自治体の課題として、「民主化の実現」、「シビル・ミニマムの保障」、「都市改造の推進」、「国に対する市民の利益の主張」、「自治体機構の民主的効率化」など長期計画の課題を掲げています。

具体的には「市民参加システムの形成」、「地域生活単位（コミュニティ）の構成」、「市民センターとしての庁舎改築」、「吉祥寺、三鷹、武蔵境の 3 駅の駅勢圏を前提に 3 つの地区を構想し、これらに必要な施設を作る」、という内容です。

さらに、1981 年の第二期長期計画で武蔵野市のコミュニティ政策の特徴である住民による「自主参加」、「自主計画」、「自主管理」の自主 3 原則が明記されて現在に至っています。今まで、町内会について説明してきましたが、戦前からある自治組織といわれる町内会とはまったく異なる「自主」を基本としていることを強調するために、町内会を引き合いにして他地域にない武蔵野市のコミュニティ方式を説明してきました。

先ほども武蔵野市は財政が豊かだといいましたが、財政力指数が 1 以下のところ、例えば 0.9 のところは、標準的な行政運営するのに 10% 足りませんから、国からの交付金を 10% もらっているため、すべての自治体は国が示した行政需要を満たすだけの収入が確保されています。さきほど図で示した中山間地域と記載していますが、寒村イコール貧しい、と連想される方もいると思いますが、日本のすべての地区で同じように住民の暮らしが成り立つように国から交付金がかかる仕組みになっています。したがって、「富裕都市」はありますが、日本には「貧

乏都市」は財政上の仕組みからあり得ません。

武蔵野市は国から交付金をもらわないで市政が運営できる富裕団体です。昭和20年代の財政逼迫時代の反省がいまでも職員に受け継がれて放漫財政にならない効率的な、かつ高度な行政運営をしている自治体であると今でも確信しています。

また、下水道建設についても受益者である市民からも下水道建設の負担金をいただく受益者負担制度があります。武蔵野市は、受益者負担制度は、当初「税金の二重取り」と反対していました。しかし、当時の後藤喜八郎市長が下水道の受益者負担制度を導入して、一気に下水道の布設が進んでいきました。受益者負担制度の導入については、下水道受益者負担をやるからもっと負担金を上げてよ、というのが普通の市です。武蔵野市の場合には逆で、お金出すから、受益者負担制度の導入を検討してみても、と国のほうから提案しています。これが富裕団体とそうでない市の違いということになってきます。だが、財政上豊かであることを前提とした放漫財政は慎んでいただきたい。効率的で透明性のある行財政を行う仕組みに基本構想・長期計画のもと議会と論議のうえ計画的に税金を使うことが重要です。その議論の場の前提となるのが市民参加であるコミュニティ組織です。

3) 参加、不参加の自由

ここで武蔵野市の特徴をあげましたが、自主参加、自主企画、自主運営が特徴です。今ではコミュニティ条例にも明記されています。以前、青森に10年間住んでいました。町内会費の払い方を知らなかったのも、会費を払わないでいたところ、「ごみを出すな」という内容の通知がポストにはいていました。「ちょっと待ってよ。ごみは市の自治事務で、町内会とは関係ないでしょう。ごみの収集、運搬、処理は自治事務ですよ。ごみを出すなと町内会長さんにいわれる筋はないでしょう。それなら、ごみを私は市役所に持って行く」みたいなことを言ったことがあります。

要するに、町内会長さんもその構成員である住民にたいしてあごで使う。町会費を出さなければごみを出すなと高圧的に、今でもいってきます。一方的な戦前におこなわれていた住民に対する支配構造がいまだに続いている所もあります。町内会に入るのが当然と義務化して戦前の考え方の通りの町内会を運営している所が多いということが地方に住んでわかりました。町内会に入って町会費を払い、町内会が決めた行事に参加することが当然として町内会が運営されています。このことから、他市の町内会と武蔵野市のコミュニティ組織とは全く異なるのです。

事実、転入してきた住民に町会費を10万円支払え、払わなければ、ごみを出すなといわれ引っ越しを余儀なくされたケース（朝日新聞2004年6月19日）もあります。

判例では、「町内会は一定の地域に居住する住民等を会員として、会員相互の親睦を図り…関係官公署各種団体との協力推進等を行うことを目的として設立された団体」（東京簡易裁判所）として会員相互の親睦を目的とした団体と認定しています。また、募金徴収についても最高裁判所（平成20年4月3日）は「自治会費に募金を上乗せ徴収することは思想、信条の自由に反する」と判示して強制的な町内会による寄付金集めに否定的な見解を示しています。

武蔵野市民は「自主」のもと規制のないコミュニティ政策によって運営されているので、上記判例に示されている事例はありません。武蔵野市から他市に転居したとき町内会をめぐ

り違和感をおぼえるのは私だけではないでしょう。

4) 市民参加によるコミュニティづくり

市民委員会で11のコミュニティ地区づくりを想定してコミュニティ施設整備の基本方針を定め、基本方針に沿ってコミュニティセンターづくりが行われました。コミュニティの仕組みをつくったのは日本では初めてではありません。しかし、コミュニティ政策を市民参加方式でおこなったのは武蔵野市が初めてだと思います。この当時、「コミュニティってなに?」、「町内会の復活のこと?それじゃ、やらないほうがいいよ」とか、市の職員の内部でも議論がありました。コミュニティの考え方は当時、先進的であったため、私を含め、ほとんどの職員、もちろん市民も理解していませんでした。

当時の企画部長に30歳代で部長さんになった小山 茂さんがいました。私の尊敬する部長さんでしたが、松下先生と飲み歩いてコミュニティ政策を勉強していました。小山さんが「コミュニティ行政をやろうよ」と発言したことで一気にコミュニティ政策が進捗しました。ほかの部長さんたちもほとんど反対派がいませんでした。「職員の理解があったため」と、コミュニティ構想に携わった松下先生が回想していました。このときの経験をもとに、松下圭一先生は「市民参加」だけでなく、「職員参加」の造語を一般化して、その必要性を主張していました。

5) コミュニティ 当時の反応

コミュニティ政策に対して内外からは「執行権の侵害では」、「市民参加は執行権の侵害だろう」。あるいは、「議会制民主主義の否定じゃないのか」。さらに市民からは、「執行権、議決権の放棄ではないのか」といわれていました。市民参加論は50年前の議論がいまだに一部の都市で議論されています。さらには、学者主導の行政ではないかということもいわれていました。

議会報の縮刷版を調べてみましたが、その中に、「この基本構想が市民参加の方向に向かっていることは進歩的だが、直接民主主義となると非常に危険。コミュニティによって選択がおこなわれると、議会制民主主義の否定である」、と討論されています。

6) コミュニティ地区づくり

武蔵野市の地区づくりの背景は、武蔵野市は吉祥寺村、西窪村、関前村、境村が合併して1889(明治22)年に武蔵野村になっています。その後、昭和23年11月3日に武蔵野市になったのはご承知のとおりです。その前の1871(明治4)年に吉祥寺村と西窪村は東京府、関前村と境村が入間県(今の埼玉県)でした。したがって、私が入庁する直前まで、吉祥寺、西窪地区の出身職員と境と関前地区出身職員とでは気質が全然違っていました。境、関前は杵築さんのお祭りが9月21日です。吉祥寺、西久保は八幡様のお祭りが9月15日で、それぞれその出身地域によって、お祭りは休暇になる時代がありました。職員同士の対立もあり、出身地区によって人事にまで配慮する時代もありました。幸い、私は武蔵境の第2小学校に入学して、その後吉祥寺にある第3小学校に転校しましたので、どちらの派にもなっていませんでした。もっとも、この時代から徐々に市内在住の職員が少なくなり地区出身による対

立もなくなってきました。

武蔵野市は住居表示の法律が施行され、住居表示による区割りがあります。また、小学校区は歩いてコミュニティ社会が形成できる範囲です。そのほか自転車でコミュニティがはかれる範囲である中学校区があります。

ちなみに、中学校に入学すると、距離の遠い生徒は自転車通学ができました。自転車でコミュニティがはかれる範囲を中学校区と当時の文部省が方針を出したため、自転車通学ができるようになりました。したがって、いくつかの複雑に交差して既存の地区割りが出来上がっていました。

市の職員の間ではコミュニティの区割りは中学校区がよいのでは、との意見もありました。既存の地区割があつたにもかかわらず、アバウトに円を書いてコミュニティの区割りを市民委員会で決め、今のコミュニティ地区割りの原型ができたということを聞いています。コミュニティの地区割りはセンターづくりの基準であつて、利用者を限定、制限する基準ではないことが特徴です。したがって、市民が相互に乗り入れて交流できることがコミュニティ政策の基本であつたため、あまり区割りについて厳格な議論をする必要がなかったのではと思います。

7) 武蔵野市のコミュニティの位置付け

武蔵野市のコミュニティの位置付けについて説明します。

「地域コミュニティ施策は行政の末端として自治体事務の執行を手伝い、非公式ながら一種の代表性を有する町内会との関連性が深い」と2014年3月の公益財団法人日本都市センター「地域コミュニティと行政の新しい関係づくり」のなかでコミュニティ政策について論じています。

このように、町内会を中心にコミュニティを一般的に説明している文献があります。この説明は武蔵野市の場合、全然当たらないでしょう。町内会を前提として武蔵野市のコミュニティを論じて、そもそも武蔵野市には町内会がないためこの理論は当たりません。武蔵野市は行政の末端組織としての町内会はありません。また、自治体事務の執行を手伝う組織もありません。さらには、高学歴社会の現在、行政が市民を教育する公民館もひとつもありません。公民館と町内会がないことが特徴です。

したがって、基本的には住民自らが運営をするコミュニティセンターを拠点として、住民が年間行事を自ら企画する、最後に、参加、不参加は住民の自由です。行政補完型の町内会を念頭に置いて武蔵野市のコミュニティを論じたら間違いであることは今まで述べてきたとおりです。行政補完として位置付けている先にのべた町内会を前提としたコミュニティ論では武蔵野市のコミュニティ政策は理解できません。50年たつても分権型を中心とした21世紀のコミュニティモデル型の地域が武蔵野市であると断言できます。

10. 武蔵野市、これからのコミュニティ政策

1) 21世紀型のコミュニティ

最後に、「武蔵野市、これからのコミュニティ」です。

武蔵野市のコミュニティ政策の成り立ち、背景について述べてきました。コミュニティ政策は市政の基本課題と深く関連して一朝一夕でとらえることができないものと理解していただいたと思います。

その上でコミュニティ政策を語る際、一つの側面だけに視点をあてての論議があります。その論議はもちろん必要ですが、コミュニティ政策を考える際は次の3つの側面からの検討も必要になってきます。

一つの側面は、「住民→行政」の視点です。住民が行政（市）に働きかける、あるいは権利を行使することです。市民参加には、法律上規定されている選挙権の行使、直接請求制度など各種直接請求なども市民参加です。そのほか、「政策提案・情報提供」型、「合意形成・利害調整」型、「苦情処理・行政監視」型、「総合計画への住民参加」型、「委託」型の参加方式があることを私は主張しています（天野説「分権時代の条例に関する調査研究の中間まとめ」地方六団体 分権推進本部）。また、市民が市を訴えることも市民参加のひとつです。

つぎに、「行政→住民」の視点です。情報公開、情報の伝達ということになります。現行の情報公開制度では公文書の情報公開請求と情報提供の二つがあります。ここでの視点は情報提供制度です。公文書公開制度は、さきにのべた住民が行政にたいしておこなう「住民→行政」の視点からになります。町内会の稿で述べた情報伝達は、情報公開制度の情報提供制度です。したがって、情報提供は住民が知りたい、あるいは社会生活上必要な情報を、行政が住民に伝える広報のことです。行政が住民に伝えたい情報を提供する権利を情報公開法（条例）で行政に与えたものではありません。すなわち、行政に都合のよい情報を広報する情報操作権を条例で付与したものではありません。

したがって、行政からの情報提供についても市民が知りたい、知っていてほしい各種の媒体を通じておこなうことが求められてきます。情報提供と市民参加の関係は、「情報なければ参加なし」といえます。市民参加を行政が求めるなら、情報公開が前提となってきます。このことがコミュニティ政策、市民参加の基本です。

最後に、「住民→住民」の視点です。住民同士、情報共有、ふれあいが基本的な視点です。武蔵野市コミュニティ条例 17 条でコミュニティとは、「市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位」と位置付けています。

さらに、同条例 18 条で「市はコミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければならない」と規定し、住民同士のコミュニティについても規定しています。以上のことは武蔵野市のコミュニティ条例、自治基本条例で明確にされています。

自治基本条例が制定されましたので、やっと民主的な適正手続、民主的なルールが完成をしたと位置付けることができます。日本の法制度は、行政のおこなった処分にたいして、行政不服審査法、行政事件訴訟法、さらに、損害賠償を請求できる国家賠償法と事後の民主的手続きは完備されています。しかし、市民との紛争などを予防する、あるいは知る権利を前提とした民主的手続きである「事前手続き」の制度が十分ではありませんでした。武蔵野市は情報公開条例、個人情報保護条例とともにコミュニティ条例、さらに自治基本条例を施行して市民参加を基本とした民主的な「事前手続き」の仕組みができあがってきました。

そのうえで、これからもコミュニティは内なる市民自治を前提に、コミュニティ政策は住民と行政が適切な距離を保つことが求められてきます。さらには、今コロナの時代ですから、

テレワークが当たり前です。今までは顔と顔を合わせたコミュニティが前提でした。これからは、遠く離れても成り立つコミュニティ政策、すなわち、「テレ型対話・ふれあい」も検討しなければならなくなってきました。これもコミュニティ条例で明確にしています。

住民、行政にとって、これからもコミュニティは人間が社会生活をするうえで根幹である、ということの特にここで強調しておきたいと思います。武蔵野市のコミュニティ政策は、「自主参加」を基本にしています。したがって、「自主」のない、町内会費、寄付金などの強制徴収を前提としての町内会によるコミュニティ社会について武蔵野市の例を参考に検討していただきたいとここで提案したいと思います。

さらに、むさしの方式もコミュニティセンターを「ふるさと むさしの」の拠点として位置づけ、「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」を市民が市とともに目指していただきたいと思います。

武蔵野市のコミュニティ構想50周年を記念して講演させていただきましたが、今まで述べてきたように武蔵野市におけるコミュニティの歴史は、昭和23年11月3日に市制を施行して70年の歴史をもとに成り立っていることを理解していただければ幸いです。



※本稿は、記念冊子の発行にあたり、シンポジウムでの講演内容に加筆・補正したものです。

●参考・引用文献

- 都市型社会の自治 日本評論社 松下 圭一
- コミュニティ 生活の場における人間性の回復
国民生活審議会調査部会 コミュニティ問題小委員会報告
- 町内会廃止と「新生活協同体の結成」 高木 鉦作
書評「町内会部落会の行政機能に関する執念の労作」 西尾 勝
- 部落会町内会の整備要領 1940年9月11日 内務省令17号を読む
平川 毅彦 新潟青陵大学
- インターネット特別展 公文書に見る戦時と戦後 統治機構の変転
- 町内会・部落会の廃止と復活 佐藤 俊一 北海道自治研究
- 総務省 地方自治制度の歴史
- 自治体政策と訴訟法務 学陽書房 天野 巡一ほか
- 武蔵野市長期計画(昭和46～55年度)
- 武蔵野市コミュニティ施設整備の基本方針
- 武蔵野市百年史 ○武蔵野市報縮刷版 ○武蔵野市議会報縮刷版
- 社会教育の終焉 公人の友社 松下 圭一

●講演① スライド資料

①

令和3年12月19日

21世紀型 コミュニティむさしの方式 その背景と特徴

岩手県立大学名誉教授
天野 巡一

②

「ムサシ」社会の意味

- 村落、都市、地方など、地域制と共同制
- 「ムサシ」の要件を中心に構成されている
- 特に地縁によって自然発生的に成立した基礎社会。
- 利害をともにする共同社会。
- 町村、都市、地方など生産、自治、風俗習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

※人間は「ムサシ」社会の形成により生存競争に生き残っていった。その根拠は共同体にある。

③

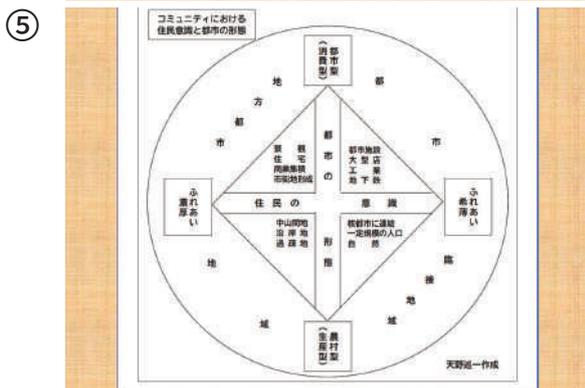
共同体とは

- 1 同じ地域に居住して
- 2 利害を共にして
- 3 風俗、言葉、地縁、血縁、友情
- 4 深く結びついている
- 5 人々の集まる社会

④

共同体と機能体

	共同 Gemeinschaft	機能 Gesellschaft
組織の種類	地域・地縁社会	企業・会社
組織の目的	居心地の良さ	目的の達成
組織の性質	結束力・仲間意識	利害・競争
組織構成員の考え方	同じ方向性	多様性



⑥

その一 「日本型」コミュニティの原型 「五人組」とは

☆乙巳の災に始まる大化の改新時に五人組警察制度が導入

☆戦国時代、農民の自衛組織

☆豊臣秀吉が、全国的な行政組織として定着させた

☆江戸時代、原則近隣五戸を組み合わせ構成した五人組の機能

☆農民同士の監視機能

☆連帯責任の徹底、年貢の不払い者、脱走者、欠落の分を組が負担、犯罪者が出たら密告義務

☆生活上の相互援助、冠婚葬祭などの助け合い

☆五人組による日常生活の互助援助は今でも「組」として残っているところもある。

☆今は、冠婚葬祭のみとなっているところが多い

☆互助の仕組みに、鎌倉時代に成立した「無忌講」、「頼朝子講」がある。山梨県では今でも「コミュニティ」の場として、無忌講が行われている。

⑦

その二 「日本型」コミュニティ の原型、町内会と隣組

一九四七年(昭和二十二年)

☆日中戦争拡大にもない、国家総動員法昭和二十年施行の組織化をはかるため、共同防衛を目的とした近世の五人組制度にならぬ五十軒の世帯を単位として、組制度を導入

☆都庁管内会等普通要領(内務省訓令十七号)で、昔からの相互扶助の基に基づいて「町内会」に町内会としての隣組を置くことと規定

☆米、味噌、醤油、塩、砂糖、木材など生活物資が配給制となった

☆配給物資を購入するには、「隣組統制物資規則」で、購買票の全は町内会を経ることを定められ、町内会生活物資当分ローカルな組織

☆隣組での住民互助、物資の供出、空襲時の防空など

☆隣組制も行なわれていた。治安維持法

☆地縁より、「隣組」「組」「班」「番」などと呼ばれている

一九四三年(昭和十八年)

☆地方制度改正

町内会は、市制、町村制の準備機関としての位置づけられた

※政府「都道府県知事、市町村長、部落会町内会、隣組支配下、隣組が整備された

⑧

「ムサシ」むさしの方式の 特色と町内会

☆一九四七年(昭和二十二年)

☆連合国軍により戦争を支えた組織として、町内会は解散を命じられ、内務省は反対したものの、連合国軍の意思により、内務省令により町内会は消滅した。

☆一九五二年(昭和二十七年)

「ボツダム命令を廃止する法律」によって政令一五号が失効

結果、町内会は各市町村の判断に任せられ、ほとんどの自治体で町内会が復活した。

☆戦前、町内会が担っていた防犯、防火についての町内会業務を現在は防犯協会、防火協会に引き継がれている。

⑨

武蔵野市と町内会

○町内会は法的には消滅した。しかし、全国的には戦後の食糧難での配給品の受取り、配布の必要から任意団体として、継続、政令公布後も実際は行政の補助的機関として八〇%以上も継続していた。

○武蔵野市は一九四七年(昭和二十二年)町内会を当時の荒井源吉町長(後に初代市長)の時代に廃止

○その後、町内会を復活することはなかった。

○町内会復活の議論もされていない。

※一部地域では、親睦的団体として、町内会がある。

⑩

町内会が復活しなかった理由

○配給物資の配布等を担っていた町内会職員を町職員として採用、生活物資配布の事務を町市が直接担ったため住民にとって町内会を必要しなかった。

○町内会が担っていた市からの伝達手段である市報を昭和二十三年に、議会報は昭和二十六年に発行、新聞折込で基本的に全戸配布した。

○武蔵野市は公営住宅の誘致を積極的にすすめ、人口が急増した。そのため、昔ながらの住民同士のふれあいが希薄な地域となった。

○町内会を復活させる予算に余裕がなかった。

○二部授業解消のための小学校建設、新制中学校施行による中学校建設、

☆学校給食の実施

☆上下水道の布設

☆吉祥寺の都市計画など

※昭和二十年当時の人口四万八千六百五十八人

※昭和二十五年の人口十二万三千七十八人

11 武蔵野市方式 コミュニティ構想の策定

○一九七一年昭和四十六年
『武蔵野市コミュニティ構想』が策定
※この年から五十年
武蔵野市長期計画の内容
自治体での民主化の実現
シビック・ミニの保障
都市改組の推進
国に対する市民の利益の主張
自治体規模の民主的標準化
自治体規模の民主的標準化
自治体参加がいきなり達成されるためには、市民の
原理では、自治体を自治体たしめる
そのためには、
一、市民参加システム形成
二、地域生活圏(Munity)の構築
市民センターの行政効率
吉祥寺三宮、武蔵境の駅周辺を前後してMunityの
地区を構想し、これに必要な施設をへ。
その後、一九八一年、第二期長期計画で、住民による
「自主参加」自主計画(「自治体改組」)武蔵野市
Munityの整備期間が定められた(後「自主参加」
「自主計画」(「自治体改組」)Munity(「自主参加」
「自主計画」(「自治体改組」)Munity(「自主参加」

12 コミュニティづくり

○一九七三年昭和四十八年設置の第一期Munity、
市民委員会から十一のコミュニティ地区を想定した武
蔵野Munity施設整備の基本方針が提示された。
Munity施設整備の基本方針に沿い、地区づくり
Munityづくりがなされた。
Munityの取り組み事例は武蔵野市が最初の事例
ではない。しかしMunity政策を市民参加方式であ
る。市民委員会から策定した事例は初めて。
○当時の反応
「Munity」とは何か…町内会の復活か
「市民参加」とは何か
行政…執行権の侵害ではないか
議会…議会制民主主義の否定ではないか
市民…執行権、議決権の放棄ではないか
学者主導の行政、この批判が内外から起きた。
議会の議決…この基本構想が市民参加の方向に向か
うこととは進歩的だが、直接民主主義
とみなす非常に危険。Munityは、
選択がある。昭和四十六年第三回定例会
否定である。昭和四十六年第三回定例会

13 コミュニティ地区づくり

○武蔵野市の地区づくりの経緯
①一八七一年明治四十二年、吉祥寺村、西宮村が東京府に
属する。吉祥寺村が八幡町に編入、翌年に四力村が吉祥寺川
沿いに編入。
明治四十二年に東京府武蔵野村
②昭和二十七年十月十日の住居表示実施する
法律に基づき、武蔵野市は行政区十三区に分
けられ、昭和二十八年に行政区にMunity地区として
から一九八一年に指定。
③小学校は、多い小学校である。学区指定
※住居表示により町と学区が一致する。Munityは、
※当時の武蔵野市の人口は約十九万人。
Munity地区の指定は、第一期長期計画の八地区を
第一期長期計画(十一地区)で指定。
Munity地区の指定は、第一期長期計画の八地区を
第一期長期計画(十一地区)で指定。
Munity地区の指定は、第一期長期計画の八地区を
第一期長期計画(十一地区)で指定。
Munity地区の指定は、第一期長期計画の八地区を
第一期長期計画(十一地区)で指定。

14 武蔵野市のコミュニティの位置付け

☆公益財団法人日本都市センター「二十四年発行」地域
コミュニティと行政の新しい関わりで、「地域Munity
地域は行政の末端機構として自治体事務の執行
を手伝い、非公式ながら一種の代表性を有する町内会
との関連性が深い」と町内会とMunityを位置付け
ている。
☆武蔵野市には、行政の末端組織としての町内会を
中心としてMunity組織はない。さらに、高等学校
社会の現在、市民を行政が教育する公民館もな
いMunityむさしの方式は
☆Munityむさしの方式は
①住民自らが運営する。
②住民自らが方針、年間行事などを企画する。
③最後に、参加不参加は住民の意思による自主参加
以上が、武蔵野市におけるMunityの特徴である
したがって、全国に戦前、あるいは封建時代の名残
を有している。行政補完型の町内会を前提したMunity
では無理である。五十年経っても全国最先端で
自治・分権を中心とした二世紀型モデル地域である

15 武蔵野市 「これからのコミュニティ

二十一世紀型のコミュニティの構想
住民行政 市民参加
行政・住民 情報公開
住民・住民 情報共有、ふれあい
自治基本条例
武蔵野市Munity政策の確認と方向性
○Munity運営の内なる市民自治
○Munity政策は市民と行政との間で適切な距
離を保つことが市民自治
○Munityセンターは市民自治と、住み続けた
まちづくり、ふるさとづくりの拠点である
○直接対話と型対話ふれあいの調整
○Munity条例で電子Munityを定義している
○市民によるMunityは模範であるとして、
ことを強調しておきたい。

16 財政逼迫の時代

○昭和十九年度赤字再建団体に
★この年学校建設二十万円の一時公債発行
赤字再建策
行政規模の合理化
職員配置の合理化
事務処理の簡素化
予算執行の合理化
○昭和三十四年度以降赤字団体解消
○今年度トップの富裕団体(町村を除く)
財政力指数(令和二年の資料)
一位 武蔵野市 一・五二 浦安市と同率一位
二位 茨城県神栖市 一・四一
三位 愛知県みよし市 一・四〇
四位 愛知県豊田市 一・三九
五位 愛知県刈谷市 一・三三
六位 千葉県成田市 一・三三
☆都道府県では、東京都が一・二五が最高
第二位が愛知県の一・九一

17 小中学校の 開校の状況

昭和二十年 第五小学校
昭和二十一年 第一中学校
昭和二十二年 第二中学校
昭和二十三年 大野田小学校、境南小学校
昭和二十六年 本宿小学校
昭和二十七年 第三中学校
昭和二十八年 第四中学校
昭和二十九年 開前小学校、関子川小学校
昭和三十年 井之頭小学校、城毛小学校
昭和三十一年から昭和三十三年の九年間で
小中学校十一校が開校
その後、昭和三十六年に第五中学校
昭和四十二年に桜庭小学校
昭和四十六年に開前南小学校、第六中学校が開校

18 その他着手した政策

昭和二十一年 図書館建設
昭和二十二年 消防団発足
昭和二十三年 自治体警察の創設、経費は全額
自治体負担(昭和二十九年に廃止)
学校給食開始
市報発行(ごみ収集)
昭和二十四年 陸上競技場
昭和二十六年 市営プール、市議会報発行
昭和二十七年 下水道、布設を開始
昭和二十八年 水道布設を開始
昭和二十九年 吉祥寺都市計画の取り組み

19 武蔵野市における コミュニティ施策の特徴

一、全市民的な取り組みがないこと
★町内会のいきさちは、いまままで説明した
二、公民館がないこと
★公民館建設協議は、公民館が公民館か
議会で議論の結果、公民館建設で決定。
一九六四年昭和三十九年に完成。
その後、公民館建設は大きな議論に至らず。
三、町内会、公民館に代わる、近代的な地域コミュニティが
必要であった。
また、公民館がないための市長部局所管の多目的施設
としてのMunityセンターで一本化しているの複
雑化しなかつた。

20 武蔵野市 コミュニティ施策の形成過程

○一九六九年(昭和四十四年)
内閣府大田の訪問を受けて「市民生活審議会
内閣府審議会Munity分科会(委員長：小島)
Munity、生活の場における人間性の回復」
と題して「Munity」に関し、「正面から取り
組んだ最初の試みとして、『都市化にとま
ない地域共同体が、形骸化しており、開放的
民主的なMunityの構築が必要』と提言。
※このMunity問題は委員会のメンバーに当時
成蹊大学教授佐藤先生が中心にかつた。
また、同じ武蔵野市在住の法政大学教授
松下圭一先生が市民参加を提言、両先生が
武蔵野市のMunity構想にかかわった。
お二方の功績により今日の武蔵野市の
Munity政策がある。
○一九七一年 自治省が「コミュニティに関する対策要領」
「Munity」を「Munity」地区を設置
○一九七二年 自治省モデルMunity地区に中央西、現在の
西久保Munityセンター地区が指定
○一九七六年 開前Munityセンター開校

02

講演②

「コミセン草創期の活動等について」
境南コミュニティ協議会 元会長 大矢 美代子 氏

平成 11 年から 16 年まで会長を務めました大矢美代子でございます。

今日は、「境南コミセン草創期の活動について」お話しさせていただきます。

今回、発表する内容につきましては、境南コミセンをつくるに当たり尽力された小野四郎氏が生前にお話しされましたコミセン創設時の苦労話や自慢話、また、境南コミセンの区切りの年に刊行された 20 周年誌及び 30 周年誌に掲載された記事に基づいてお話をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、画面に出ています。現在の境南町でございますね。もうすっかり住宅・マンションが立ち並び、住宅街になりました。

赤い星印が境南コミセンでございます。図 1



▲ 図 1

画面変わりまして、遡りまして、20 年代の境南町の手書きの地図です。当時を思い出して書いていただきました地図です。図 2

ご覧のとおり、昭和 20 年代、境南地域はのどかな自然に囲まれた場所でしたが、30 年代に入り、ぼつぼつ住宅ができ、道路も徐々に整備されてきました。

これは 26 年に開校した境南小学校でございます。この写真は昭和 30 年に撮った写真でございますが、周りは



▲ 図 2



境南小学校周辺（1955年）

▲ 図3

それではこれから境南コミュニティセンターの建設の経緯をお話しさせていただきます。

40年代に入りますと、境南町も急に住宅が増え、住民の活動も潤達になってきました。ちなみに、老人会ができたのが35年です。会合する場所がなく、バスを乗り継いで、福祉会館、現在の高齢者総合センターまで行かなければならないような不便な状態でした。

昭和46年、市が市民参加によるコミュニティ構想を公表し、48年にコミュニティ市民委員会が組織されまして、境南から市民委員に小野四郎氏、新倉利貞氏が委員として参加、その方々を中心に地元有志がコミュニティスクールを開校されました。市のコミュニティ構想を基調に勉強会を始めたそうです。そこから境南に公共的集会施設をぜひということ陳情したのが始まりです。

そして、昭和50年5月に市民参加に基づく自主的運営のコミュニティセンター方式として要望書を当時の後藤市長に提出し、コミセンづくりがスタートしました。

ちなみに、コミュニティとは「ふれあいと地域」という語源から来ているそうです。そして、いよいよコミュニティセンターの建設にかかります。

まず、センターづくりをするために建設推進委員会をつくり、各専門部会を設け、懇談を重ね、原案と建設要望書を市長に提出しました。

小野さんがいつも残念だということをごぼされていたことなんですけれども、当初の建設原案では、エレベーターがつくという構想だったそうです。それとプール、体育室の設置をお願いしたそうです。ところが、エレベーターにつきましては、停電のときに役に立たないということと、当時は3階まではエレベーターが必要でないというような時世で、その代わりに車椅子で上げられるスロープを2階まで設置していただくことになり、プールは市の中央に温水プールができるということで建設原案から削除されて、体育室だけは市民の強い要望で作られました。

設計に関しては細かく、出入口は防犯・防災のために四方に設ける。原則として開放型にして、段差を省いて車椅子を可能にする。廊下の幅は2メートルにする。階段もバランスを考慮し、階段には木製の5センチ内外の手すりをつけるとか、細かく要望を市に申し入れたそうです。そして、何度も設計を変えて、着工に至りました。

畑や林がまだ多く見受けられ、ほとんど住宅は見受けられません。 図3

駅周辺、武蔵境駅南口が開設されたのが、昭和36年でございます。まだまだご覧のとおりどかな風景でございました。 図4



南口開設時（1961年）の武蔵境駅



境南通り（下は1968年）観音院付近口

▲ 図4

近年は、バリアフリーを重視した生活環境が多く見られますが、50年前に建設設計の段階で車椅子の利用を考慮されたことはすばらしいことだと思います。

日頃コミセンを利用させていただいている我々は、いつも関係者に改めて感謝をしております。

コミュニティの呼びかけから約5年。また、センター建設推進スタートから2年。その間、73回にわたる大小集会。2,000人弱の市民参加を得て、境南コミュニティセンターが竣工しました。

落成式は51年7月。市民500人参加の下、盛大に行われました。図5

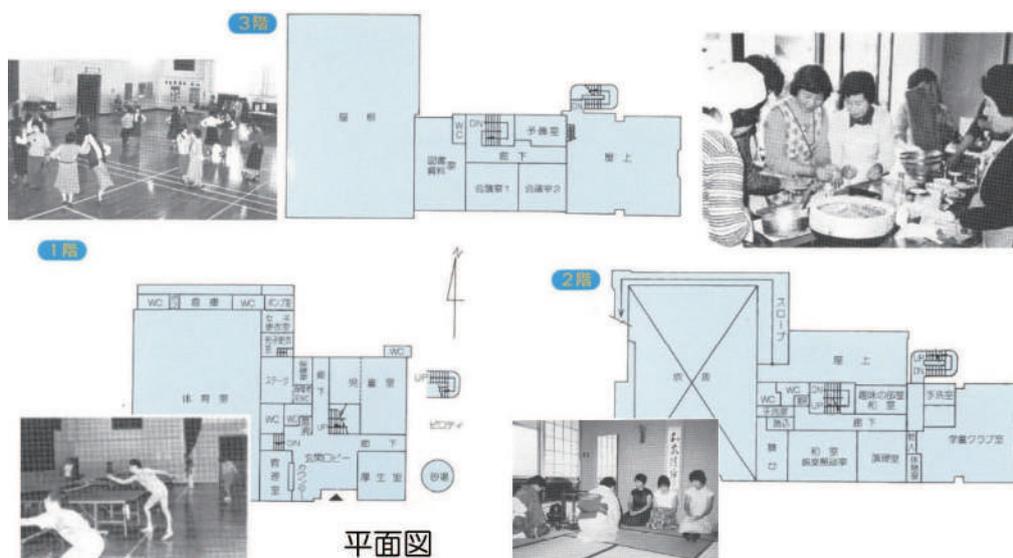


オープン当時の境南コミュニティセンター

セレモニーでは、後藤市長から新倉会長、小野委員長にセンターキーが渡され、全館使用が委託されました。

翌日から待ち構えました地域住民が来られ、3日間でコミセン利用者が2,000人にも及んだそうでございます。

これが平面図です。出来上がった館の内容です。当時の写真を見ても、和気あいあいと利用されている姿が浮かびます。図6



▲ 図6

この写真は10周年の記念パレードのときの写真でございます。この写真を見ても、当時の住民の喜びが伝えられます。皆さん、町を挙げてのパレードだったそうです。

図7

ちなみに、センター入り口の木の看板、「境南コミュニティセンター」の文字は、開館のときに後藤市長が書かれたものでございまして、あるとき、さすがに薄くなったので書き換えようとしたら、小野先生から「それは駄



10周年記念パレード

▲ 図7

目だ」と指摘されまして、ずっと置いておきましたが、6年前に外装工事をしましたときに
 邑上市長が書き換えて、今あります。

これからコミュニティの運営組織、境南コミセンの運営組織をお話しさせていただきます。

昭和52年4月、第1回総会が開催され、協議会会則、センター管理運営委員会規則、センター
 運営要綱等の規約をつくり、これに基づいて、総勢75名で運営が始まりました。

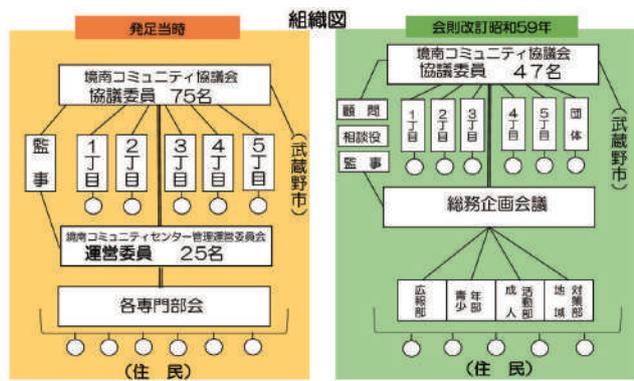
市民参加の武蔵野方式と言われ、自主参加・自主企画・自主運営の三原則の下、市は金を
 出すが口は出さないというすばらしい発想の下でのスタートでした。

開館当初は、ご覧のように協議会と管理運営委員会との2本立てのスタートでした。

ところが、数年たちまして、いろいろなことでもって矛盾が生じてきました。何しろ初め
 てのことばかりで、問題が起こるたびにみんなで相談し、手探りで運営していったそうです。

コミュニティ精神をどう運営に生かすか工夫をしたり、また、役員の固定化を避け、常に
 新しい人材が生まれ変わるよう運営委員の任期を大変重視しました。

また、「コミュニティセンター」とい
 う聞き慣れない言葉の意味を勉強しつつ
 センターの運営をしてきて数年たち、こ
 れでよいのか、疑問が出てきました。全
 住民の総意を反映させるにはどうしたら
 よいか、いろいろと試行錯誤し、そこで
 半年にわたって各団体の代表の意見を聞
 いたり、役員、部長を交え、会則の見直
 しを始めました。図8



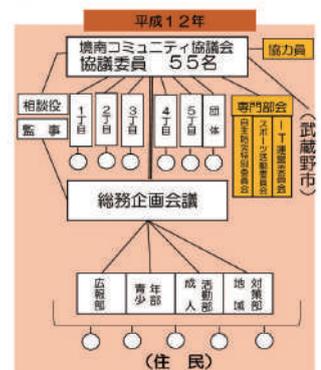
▲ 図8

そして、昭和59年、会則改正が行われ、組織図のように一本化し、同じような目的を持っ
 た団体が協議会の組織で理解を深め、団結して企画し、行動ができれば、地域全体を包んだ
 コミュニティづくりができるということで、協議委員は各丁目代表4名、それに二十数団体の
 代表を加えることにしました。この二十数団体というのは、幼稚園、保育園から小学校の
 PTA、中学校のPTA、それに消防団とか防犯協会、日赤奉仕団とかいろいろな境南町で活躍
 している団体でございます。

それらの団体に関わることにより、コミセンで行われるいろいろ
 の行事が大変スムーズに、特に文化祭は盛大に行われます。お
 祭りのようににぎわいです。

幼児から老人が集う場としての機能が発揮され、また、それぞ
 れの団体が連携することにより、コミュニティの活性化が図れます。
 これはすばらしい発想で、コミセンを運営していくのにも大
 変活動しやすいことだと思っております。

それから、平成14年になりまして、市のコミュニティ条例施行
 を受け、いろいろと会則の見直しをする必要がありました。図9



▲ 図9

しかし、境南コミセンの場合、創設来二十数年、コミセンに情熱を抱いている方々が強く、
 その方々に理解していただくよう慎重に、時代に応じたセンターの活性化を図る目的で規約
 改正委員会を設け、委員長には、当時、運営委員であられました前市長の邑上さんをお願い

して、1年間検討して、規約改正を行いました。それが、現在の規約でございます。

新しく専門部会を設けたり、協力員制度を設けました。専門部会は時代に応じまして、IT運営委員会ですね。それにスポーツ活動委員会、自主防災特別委員会。IT運営委員会はパソコン学習会とかホームページの作成等、スポーツ活動委員会はスポーツ活動の推進、自主防災特別委員会は災害に対しての正しい知識を皆さんで持ち、高めるということで、その委員会をつくりました。

運営委員の任期は、境南コミセンは任期を非常に大切にしているコミセンでございまして、今までは1年更新の3年までずっと二十数年しておりました。しかし、窓口の業務等を考えまして、2年延長して、5年に延長しました。4年目に会長になりますと1年しかできないという不都合がありまして、会長になられた方は5年でも1年はプラスというようなことで決めました。

そのときに開館の時間も30分遅くして、9時から21時だったんですけども、9時半から21時半。というのは、よく統計を取りますと、そんなに早朝からは使わない。夜は、商店街の人たちが使いますと、どうしても9時では難しいということで30分延びて、それは非常に皆さんに喜ばれたことです。

それから、利用者が非常に多く、お部屋取りが難航してきましたので、市にお願いしまして、毎週金曜日のお休みを第2と第4金曜日は開館することに決めました。

専門部会をつくるということは、それぞれのお得意の分野でいろいろ力量を発揮していただいたのが利用者に反映できるということで非常によかったかと思います。

また、協力員制度も、広報の全戸配布とか、文化祭、イベントのお手伝い等には大切な人材ですので、登録制にしたということは、皆さん、任期が終わった方々でも協力員に残っていろいろと協力していただくということで、非常にいい制度だと思っています。

それぞれの立場でコミセンに関わり、大きな輪ができていくことがコミュニティセンターの役割かと思っています。

公共施設の過疎地の境南地域にコミュニティ精神に基づいて設立された境南コミセン。諸先輩の皆様のおかげで現在の盛況があります。私たちは、センターの役割や内容を住民に発信し、コミュニティセンターの新たな発展につないでいきたいと思っています。

「この町がすき 人がすき」、地域のそれぞれの人がこのような思いで暮らせるまちづくりの役目を果たしていけたらと思います。

センターづくりに全力を注いであげくださった小野四郎氏が掲げた3つの理念、「市民参加の拠点とする」、「地域文化の殿堂とする」、「地域住民の交流の場とする」、この理念を改めて思い起こし、コミュニティセンターの役割と発展を期待して、私の話を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。
(拍手)



03

パネルディスカッション

「武蔵野市のコミュニティづくりの展望」

パネリスト自己紹介

●見城氏 皆さん、こんにちは。ただいまからパネルディスカッションに入りたいと思います。最初に、自己紹介も兼ねて、私と武蔵野市のコミュニティ施策との関係について、簡単にお話をさせていただきます。

私、成蹊大学の教員となりましたのが1996年ですけれども、専門がメディア・コミュニケーションということもあり、その後、割とすぐ、コミュニティセンターの広報担当の方たちを集めた講習会で講師をさせていただきました。

そんなきっかけもあり、今日、この場にいらっしゃる高田先生が委員長をお務めになりました第5期のコミュニティ市民委員会の委員を務めさせていただき、また、現在は、登壇者の一人である町田さんと一緒に第二期の武蔵野市市民活動促進基本計画の策定委員も務めさせていただいております。

それでは、本日のシンポジウムの趣旨なのですけれども、前半の講演では、これまでの武蔵野市の市民活動、コミュニティづくりの歴史を振り返りましたので、このパネルディスカッションでは、武蔵野市のコミュニティづくり、コミュニティの現状を確認し、また、これからの武蔵野市のコミュニティづくりの展望について語り合っていきたいと思っております。

それでは、まず最初に、パネリストの皆さんから1人3分ほどで自己紹介をしていただくとともに、これまでのご経験を踏まえて、武蔵野市のコミュニティに関する思い、所感をお話しいただければと思います。

それでは、最初に町田さんからお願いいたします。

●町田氏 吉祥寺南町コミュニティ協議会の町田です。よろしくお願いたします。

私の自己紹介というか、コミュニティ協議会、コミセンとの関わりからお話をします。

保育園の父母会の集まりでコミセンに足を踏み入れたのが一番最初です。父母会行事だとか、そんな形でコミセンに足を踏み入れました。

でも、その当時、コミュニティ協議会の存在とか、コミュニティがどんなものかという知識はほとんどなかったです。集まれる場所としてのコミセンでした。

その後、子どもを仲立とした地域行事、お祭りであったり、それからむさしのジャンボリーであったりと、そういったものには参加はしていましたが、働き盛りと自分で言うのも変ですけれども、働き盛りのときにはなかなか地域を振り返ることができません。

ただ、毎年夏に三小の校庭で行われていた三小カーニバルですとか、そういったところで子どもたちが一年に一度浴衣を着て走り回る。それは支えてくれている地域の商店街の方々を含め、そういった人たちがいるからこれができているんだなという漠然とした気持ちはありました。

その後、実は二十数年前に、三小吹奏楽団の子どもたちの演奏に憧れて、素人だけを集め

たおやじのジャズバンドをつくりました。その拠点が吉祥寺南町コミュニティセンターでした。それで足を踏み入れた結果が、今、こうなっております。

先ほど境南コミセンの創設期の話もありましたけれども、武蔵野市のこの50年間、コミセンができて45年。今までつないでこられた人々の力といいますか、毎年新陳代謝をしながら、大変だったと思いますけれども、本当に頭が下がりますし、それが武蔵野市の財産だと思います。

ですから、今後、私が実際に地域の中で、どうやってそれをつないで次に渡していけるのか。それが、私の役割かなと思っています。(拍手)

●見城氏 町田さん、ありがとうございました。それでは、小西さん、お願いいたします。

●小西氏 こんにちは。境おやこひろばの小西と申します。

境おやこひろばは、施設運営をしているわけではなく、言ってみればサークル活動です。メンバーには、70代の男性の方もいらっしゃいます。

まず、コミセンと私たちの関係を少しお話しさせていただきたいのですが、市の親子ひろば事業というのがありまして、子どもを遊ばせたりする児童館のような時間を、月一、二回、各コミセンでも開催するというものです。

それは、かつては市の方が全てやっていたのですが、プロフィールにもありますけれども、2015年から共助ということになりました。市が主催で補助金を出し、私たちみたいな地域の団体が運営を担い、そして、コミセンは場所の提供とともに運営も一緒に考えるという形になりました。

その形に変わってからの第1期が町田さんの南町コミセンと北コミセン、あとは私たちと西部コミセンとのコラボの3つでした。

今日、所感ということなんですけれども、市民活動を継続するためには人材の課題はあるかなと思っています。共働きが増えて、平日の昼間の人口はすごく少なくなったと思うんですが、一方で、震災やコロナ禍も通じて、また子どもが小さいときというのは地域が大きな拠点になったりするので、地域に目が向いて、地域に何かしたいという気持ちを持っている人は決して少なくないんじゃないかなというふうにも思います。

利用者としての乳幼児の親子層というのは、活動し始めたときは今以上にマイノリティだったのかなと感じることも正直ありました。騒がしいとか利用ルールがそぐわないというようなこともあったかと思うんですけれども、しかし、私たちとつき合いが多かった西部コミセンさん、当時、もっと様々な世代に利用してほしいと思っていて、運営メンバーが固定化していた状況からも改善を試みていらっしゃるような状況でした。

それで、私たちの声を聴きにきてくださったんですね。対応もスピード感も早くて、一緒に共助のひろばをやらせていただこうということになっていきました。

コミセンの部屋にたどり着く前の窓口やロビーの存在というのはとても大きくて、親子ひろばに来る参加者も、子どもができてから初めてコミセンを利用したという方もとても多いので、すごくどきどきしているんですね。そういうときに、子どもに「可愛いわね」とか、「泣いてたって大丈夫なのよ」みたいなことを言ってくれたのがすごくうれしかったというひろばの利用者さんの声とか、祖父母の世代との交流というのはないのすごく貴重だ、というふうにおっしゃる方も多いなと思います。

私は、今、西部コミセンの協力員で、大変微力なのですが、何か還元しなくてはというように、そういうことを通じながらも思うようになってきました。

そういう意味で、市民同士の支え合いを目指すという意味では、親子ひろばというものが市の直営から共助ということに変わったというのは、すごく意味がありそうかなと感じることもあります。(拍手)

●見城氏 小西さん、ありがとうございました。それでは、玉野さん、お願いいたします。

●玉野氏 都立大学の玉野と申します。私はコミュニティの評価委員会のときに何度か関わらせていただいております。大学では都市社会学という社会学の一分野、都市や地域を対象にする社会学を研究しております。

先ほど天野さんのお話の中で、佐藤先生や松下圭一先生の話が出ましたけれども、あの方々には政治学とか行政学が専門なのですが、あの国民生活審議会のコミュニティの委員会に、最初、社会学者も何人か参加しております、その中で倉沢進さんとか、奥田道大さん、安田三郎さんという方々がいらっしゃいました。そのうちの倉沢進先生が私と同じ都立大学の教員でした。天野さんからのご紹介もありましたが、武蔵野市というのは町内会・自治会に頼らないコミュニティの在り方を模索した非常に唯一無二の地域だということが、我々の業界では一つの非常に画期的なものとしてあったものですから、評価委員会に何度か呼んでいただいて関わる事ができたときには、大変光栄に感じた次第です。

その中で、町内会・自治会と大きく違うのはどこかということ、地域に関わろう、地域のことを考えようという人が自発的に集まってきて活動しているというところだと思うのです。

今、武蔵野市も多分例外ではなくて、どこの地域も、その地域のつながりが弱くなって、町内会・自治会もそうですし、コミュニティ活動もなかなか支えられないというふうになっていると思うのです。

町内会・自治会の場合は全戸加入が原則になっているものですから、やりたいか、やりたくないか分からないうちに関わるということがありますが、武蔵野市の場合は、あくまでも地域のことを考えたいという人が集まってやっているというところが一つの強みだというふうに思います。

国際的には、こっちのほうが一般的で、海外はあまり地域のつながりとかはなかったのですけれども、近年、かなりそういう意識が高くなってきて、どういう人が中心になっているかということ、地域に関わろうというような人たちが、地域の外からもやってきて、ある種のアソシエーションをつくって、その地域のことに努力していく、そんな形になっているのです。そのほうが、多分、一般的になっていくのだなと思ひまして、天野さんのお話にあったように、21世紀型の新しいコミュニティの在り方を、苦しいことはいろいろあるでしょうけれども、武蔵野市からいろいろ発信していただけるといいなと私自身は思っております。

そういう武蔵野市にちょっとでも関わられたのが大変幸いに考えております。(拍手)

●見城氏 玉野さん、ありがとうございました。それでは、最後に松下さん、お願いいたします。

●松下氏 松下玲子です。自己紹介ですので、市民としての立場と市長としての立場、両面から少しお話をしたいと思います。

まず、市民としての立場のコミセンとの関わりとしては、私は16年前に武蔵野市に引っ越してきました。武蔵野市に憧れて、武蔵野市に住みたいと思って自発的に来たのですけれ

ども、そのときから住んでいた地域のコミセンの協力員になりました。全く違う場所から引越してきたので、地域のことを知るには、コミセンの活動に末端でも携わって、一緒に知っていきなさいと思ひ、協力員になりました。

当時、都議会議員として仕事もしていたので、協力員として私にできたことは、まずコミセンだよりの配布と、あとは行事ですね。夏祭りなどのイベントのお手伝い、そして、年末のコミセンの大掃除など、関われることは限られていましたが、その中で出会った人たちには、武蔵野市にずっと何代も前から住んでいらっしゃる武蔵野生まれ、武蔵野育ちの方や、憧れて来た方、会社の転勤などで来た方、いろいろな方がいらっしゃるなというのを、活動を通じて思いました。

そして、新旧問わず、武蔵野市の地域、コミセンを核として、いろいろ議論したりとか、楽しい催しをして、特に子どもたちが楽しめるイベントをみんなで頑張ろうということをしたのが、私の中での市民としてのコミセンとの関わりです。

そして、市長となって4年が経過しましたがけれども、自主三原則に基づくコミュニティ活動を市として、市役所がどうサポートをするかというのはとても課題だと思っています。

館の部分のコミセン自体の施設整備だったり、環境改善というのは、もちろん市としてしっかり行うのですが、それでもバリアフリー化のためのエレベーターの設置、あと2館はまだエレベーターができていないところがあるので、しっかり設置したいと思っています。

そうではない運営の部分で、市民の方からは、「もっと市も関わって口出して」という方と、「いやいや、自主三原則なんだから、市役所が口出しちゃ駄目なんだよ」という方。意外と両方いらっしゃるのです。そのあんばいといいますか、どう関わるか、どうサポートするかという部分。それは放っているわけではなく、サポートが必要だけれども、それがどの程度かというのが、実は、市役所としても私自身も職員といろいろ議論する中で、考えたりしています。

改めて、今日、歴史を振り返る中で、武蔵野市独自で生まれ、市民の皆様の自発的な活動によって支えられてきたコミュニティについて、自主三原則はもちろん、コミュニティ構想の最初に書いてある、市民自身が自治活動の過程でつくるとというのがコミュニティであり、上からの制度的強制ではないという部分を、しっかりと核にしながら、これからのよりよいコミュニティづくりに対する市役所としての関わりというものを模索していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

●見城氏 松下さん、ありがとうございました。

今、4人の登壇者の方から、自己紹介、そしてコミュニティづくりに関する所感を述べていただきましたが、それぞれ少しずつお立場が違ふ観点からのお話だったかと思ひます。

町田さんは、コミュニティ協議会でコミュニティセンターを運営する立場から、これまで先人が積み重ねてきた事柄のすごさ、そして、それを受け継いでいくこと、つないでいくことの大切さというお話があったと思ひます。

小西さんは、協力員ではありますが、どちらかというところ、利用者の立場から、コミュニティセンターを最初に利用するとき感じたある種の敷居の高さ。だけれども、それを乗り越えて、その協議会、コミュニティセンターの運営に関わる人たちから受けたサポート、その共助体制の大切さといったお話をいただいたと思ひます。

玉野さんからは、ご専門の都市社会学の視点から、武蔵野市のコミュニティづくりの特徴、そしてまた先進性ということ、先ほどの天野先生の話を受けて、改めて整理していただいたと思います。

そして最後に松下さんからは、コミセンの協力員としての立場から、また、市長としてのお立場から、自分がコミセンの活動に関わることの大切さと、その一方で、市長としてはそういった市民の活動をどうやってサポートするかという2つの面から、コミセンとの関わりを述べていただきました。

コロナ禍におけるコミュニティづくり

●**見城氏** こういう形で、4人の方が少しずつ違う形でこれまでコミュニティセンター、コミュニティづくりとの関係を積み重ねてきた立場から、今度はまさに現在の状況として、ここ2年ほどのコロナ禍の中で、コミュニティに関わる活動の在り方、それから、登壇者の方々の活動の在り方というものが非常に大きく変化したと思うのです。そこで、現在のコロナ禍の状況を踏まえて、コミュニティについて、あるいはコミュニティづくりについて、改めて感じたことがあれば、それについてお話をさせていただければと思います。

それでは、町田さんからお願いいたします。

●**町田氏** 私が南町コミュニティ協議会の委員長をやるようになって3年目ですが、もう、ほぼコロナで追われているという状況なのです。

率直に言いまして、誰も経験したことのないことで、なおかつ昨年3月から7月まで休館をしました。その当時はまだ「コロナ怖い」ということが前面に立って、即休館になりました。この数か月間が一番印象に残っています。

それまで当たり前できていたことができなくなるということが、地域の人たちにとってどうだったろうか。

個人一人ひとりが、自己実現の場として部屋を使っているいろいろなことをするというのも当然あります。我々は、コミセン運営の立場で言うと、どうしてもそちらのほうにばかり気を遣って、どうやって連絡をしようか、予約の取消しをどうしようかということばかりやっていたけれども、2か月ほどすると、地域の諸団体の活動が全部止まっているということに気がつくんです。集まれる場がないので、例えば、福祉の会が物を印刷して配るにも印刷する場所がない。その他の例会を開くための会合の場所がない。

そのとき改めて、コミセンの役割というのは、一人ひとりの自己実現だけじゃなくて、地域のコミュニティ活動の事務局としての役割を持っていたのだということを実感しました。

つい日常的には貸し館のほうにどうしても意識が行ってしまっていて、どうやって健全に運営して、どうやって満足してもらえるかばかりになるのですが、コロナ禍で感じたことはまずそこです。

先ほど市長から市との連携の話がありましたけれども、これも、要するに自主三原則はありますが、殊、コロナのような非常時には、どうやって16のコミュニティ協議会が、ある意味で協調しながら、地域の人たちに不安を与えずにやれるのかということ、研連の会議も定例会と代表者会議がありますが、定例会以外の代表者会議も全部臨時定例会にして、何回も繰り返しました。

その中で、私は南町のことで言えば、いかに正確な情報を地域に早く伝えられるのかということに尽きると思いました。

語弊を恐れずに言うと、吉祥寺南病院で初期の頃に若干クラスターが発生しました。あの頃、「もうコミセンには行けない。吉祥寺南病院の前を通ると怖いから」、「吉祥寺南病院の前を通るときに、息を止めて歩きます」とか、そういうようなことになってしまいました。そうした状況で正しい情報をどうやってきちんと伝えられるのか。

そのような中では、コミュニティニュースを毎月発行できたのは、とてもよかったと思います。

●見城氏 ありがとうございます。では、小西さん、お願いいたします。

●小西氏 私たちは、公共施設が全館閉鎖になってからすぐの3月3日からオンラインでの活動を開始しました。

オンラインでは、敷居の低さというメリットも感じました。子連れというのは、もともと結構移動が大変という側面があるので、オンラインとは親和性があるなと思います。

また、コミュニティの広がりといいますか、私たちは境エリアで活動しているのですが、吉祥寺エリアの施設と、今、企画も一緒にやったりしているのです。例えば、離乳食講座の講師の先生1人のリソースを広げて展開していくということもオンラインは得意かなと思います。

ただ、やはり課題も感じます。2点お話ししたいのですが、1つは雑多な交流という点です。

コミセンに限らず、コロナ禍で施設利用に事前予約が必要になったり、上限設定が、人数制限が設けられると、「どうやらあの遊び場は〇歳児が多いみたい」みたいな形で、特徴づく傾向がどうやらあるのではないかと思うのです。

それで、例えば寝んねの赤ちゃんが多い中にたまたま好奇心が旺盛な3歳児が1組だけ来るみたいなことになると、居づらくてたまらないということがあります。

子どもの育ち、子どもだけではないですね。親の子育て経験というのは、異年齢交流というのがとても大切だと言われているのですが、今、それがしづらい状況が高まったなと思います。

コミュニティにおいてもそういうことは言えるのかなと思っていて、今はネットの発達や、コロナの状況とかもあって、放っておくと、同じ関心や状況の人が集まりがち傾向があると思うのです。同質性が高まっているというのでしょうか。本当は雑多に交わって、その中でちょっと起こるトラブルとか困り事をどうやって解決していこうと試行錯誤する。自分とは違う状況や価値観の人とやっていくという経験がすごく大事だと私は考えています。ただし、コロナというのはそういうものを奪いがちになってしまう。

子育てでも、雑多な交わりからの経験というのは豊かだと思うのですが、コミュニティにおいても同じなのではないかなと感じます。

2点目は、リーチアウトの課題です。

外に出られる人は出るけれども、出ない人はますます出ないという格差が大きくなりがちで、コミュニティの中で抜け漏れている、情報が届かない、来られない親子はいないのかなという心配になります。

そういう意味では、情報発信というのがますます大事になってきていると思うのですけれ

ども、ここはいい点で、SNS を利用し始めるコミセンがとても増えたなと思っていて、ふだん、私たちがよく利用するような西部コミセンさんだけではなくて、ほかのコミセンでも私たちの発信に「いいね」とか、リツイートをしてくれるようになったりするのがすごくうれしくて、ありがたいと思っています。今後もよろしくお願いします。

●見城氏 ありがとうございます。

それでは、玉野さん、お願いいたします。

●玉野氏 私が専攻している社会学の領域では、阪神・淡路大震災や東日本大震災での津波の被害等から、災害研究というのが非常に盛んになっているのです。

そういう蓄積の中で分かってきたのが、災害を契機に大きく世の中が変わるというわけではなくて、それ以前から変わってきたことが一挙に進むというのが、災害を契機にして起こるといえるようになってきているのです。

そういう点でいうと、今回、コロナ禍の中で地域活動がいろいろな困難に遭遇して、同時にIT、オンラインでの会議であるとか、そういったもの、今出たSNSの活用なんかも、今まで逡巡していた人たちがやらざるを得なくなって使い始めて、使い始めたら、そこそこやれるじゃないかという感じになっているというのが、あると思うんですね。

その中でこれから注目していくべきだなと思うのは、このコロナ禍を通じて、多分、これまで苦しかった地域の担い手不足というのがどんどん進んで、非常に困難になっていく地域と、オンラインやITを活用しながら違う可能性を見いだしていく地域とが分かれていくのかなと、そんな感じがしています。

そういうところで、これまで厳しかったところはどんどん厳しくなるし、これまでいろいろなことにチャレンジしていたところは、いろいろな技術を活用しながら新しい可能性を開いていたり、あるいは、これまでITを使うことで若い人の参加が何とか増えないだろうかということや、これをずっと言われてきたんですが、これがいよいよ少し進むといいのかなと、そんなことを考えています。

●見城氏 ありがとうございます。では、最後に松下さん、お願いいたします。

●松下氏 皆さん、共通してお話しされていますけれども、コミセンという場所が使えなくなったということは本当にいろいろな意味で大きかったと思います。

市としては、国や東京都の様々な緊急事態宣言などの方針に基づいて対策本部会議を設けて、その中で市内の公共施設について閉館をするのか、時間制限をするのか、人数制限をするのかなどの方針を定めています。

その定めた方針に基づいて、コミュニティ研究連絡会の皆様に考えていただくのですが、コミセンとしては長期の休館ということが、最初のところではありました。その間に、緊急事態宣言が例えば終了した後に、いつからまた元に戻すのかとか、またなったらとか、緊急事態宣言は終わったけれども、やっぱり行動抑制しなければいけないとかで、皆様にとっても、いろいろな意味で振り回されてしまって、本当にご苦労が多かったのだなと思います。

その中で運営委員の方は、コミュニケーションをどう取りながら運営していくかというのが大きな課題だったと思います。

それもあって、市としても、各コミセンにWi-Fiを今後導入していくという方針を決めて、もう既に入っているところもありますが、あとは各コミセンによって検討をいただく中

で Wi-Fi の活用をしていていただきたいと思うのです。

その Wi-Fi を通じて、例えば今後も運営委員会などがご自宅からも参加できたり、コミセンの中で、来ている人は参加をしたりなど、そういう使い方もしていただきたいと思います。

私自身も Zoom 会議や様々なオンライン会議を何度かする中で、対面のよさというのを改めて実感をしています。決まっていることを話したり、雑談のない中での新たな発想とかが、やはりウェブ会議などでは難しいかなとか、とても痛感をしています。

ただ、どうしても子育て中だったり介護中で、本当は運営に参加したいけれども、家から出られないという方などは、Zoom 会議などがあれば参加することができますので、Wi-Fi 環境を整備することで、新たな、これまで関わらなかった人たちにもコミセンの運営に関わっていただくということをプラスとして考えていていただけたらいいのかなと思います。

今後、今回のコロナ禍の様々な、気づきを、マイナス面ばかりではなくて、どうプラスにつなげていくのかということについて、とても考えさせられた次第です。

●見城氏 ありがとうございます。

町田さんからは、今回のコロナ禍の中で、コミュニティセンターが地域の活動の事務局としての役割を果たしているということに気づいたといったお話をいただきました。

それからまた、町田さんから、この事態の中で、コミセンが行政とかほかのコミセンと連携することの大切さ。それから、正確な情報が流れる上でのコミセンの役割といったお話もいただいたと思います。

一方、小西さんからは、まず最初に、今回の事態の中で、オンラインでのコミュニケーションというものが持っているよい側面というか、肯定的な側面、これまでにはなかった可能性を開いた側面についてのご指摘をいただいたと思います。

ただ、その一方で、オンラインによって失われてしまうものとして「雑多な交流」という言葉を使っていたらっしゃいましたが、様々な立場の人たちが集まって一緒の場を共有することが難しくなっているというところに課題があるのではないかと。

そして、それは、実はオンライン上でも同じように雑多な人たちが集まる交流の場というものをどう実現していくのが課題なのではないか。そしてまた、いろいろな課題を抱えている人にどうやって情報を届けるかということにも課題があるのではないかといったご指摘をいただきました。

玉野さんからは、災害研究の文脈の中で、大きな出来事が起こるとそれ以前から存在していた流れが一気に進む、顕在化していくことがあるんだというお話があり、ある意味、ショッキングなご指摘でもありました。これから先、これまでもコミュニティ活動の課題とされてきた担い手不足というものが、より深刻になっていくコミセンがあるかもしれない一方で、新たなオンライン活動での交流などを通じて、より活発な、これまで以上に若い人を巻き込んだコミセンの運営などが可能になる可能性もあるのではないかといったご指摘をいただいたと思います。

そして、最後に松下さんからは、コミセンが持つ意味ですね。コミセンが使えないということが、市民活動にとって持つ意味の大切さを再確認されたということ、そして、そういった経験を踏まえて、コミセンの活動、そして市民同士の交流を促進するために、コミセンに Wi-Fi を導入するなど、オンライン環境を充実していくということがこれからの課題である

と。オンライン環境の充実をしていただけるとお約束をしていただけたのではないかと受け取っております。

これからのコミュニティについて

●見城氏 それでは、今、コミュニティ活動の現状についてのお話を登壇者の方からいただきましたので、最後に、これからのコミュニティ活動について、市民自治やコミュニティの発展、あるいは市民参加の充実に向けて、これからどういったことが必要だと思うか、お話を伺えたらと思います。

それでは、町田さんからお願いいたします。

●町田氏 この50年を折り返して次の50年に向かっていく、今のこの契機ですので、私、ちょうど見城さんと市民活動促進基本計画の委員会にも出ているのですが、武蔵野市のコミュニティ活動というものと、武蔵野市の市民活動というのは違いますか、あるいは、皆さんの中でどういう位置づけになっていますか、ということをお願いいたします。

私は、コミュニティ活動は最もベーシックなものではあるけれども、市民活動全体の中に含まれているものだというふうに思っているのです。

それはなぜかというと、NPO だとかそういったものが一切ない時代にコミュニティ活動が進められてきて、そして、このオンラインによっていろいろな人の関係が拡散してきた中で、いろいろなところでいろいろな活動をした人たちが、いずれはそれぞれの地域、コミュニティに帰って行って、そこに根づくんだという安心感が持たれなくなってきてしまった。NPO 対コミュニティみたいな、そんな活動のぶつかり合いがあってはいけないし、本来ないのですけれども、お互いの理解がないのでそういうふうになっている。

コミュニティ活動に対するアプローチというのはみんな一人ずつ違うし、ライフステージによっても違うと思うので、みんないろいろなところでいろいろな経験をして、最後、コミュニティ活動に根差してくださいねという、コミュニティ協議会側はそのくらいおおらかな気持ちでやっていかないと人が入ってこられないだろうなと。

オンラインについては、今後コミセンにも Wi-Fi が付きます。そして、利用が始まります。ただ、技術的なもの、日々刻々と変わるいろいろなものは、若い人たちに教えてもらわないと我々はなかなか入っていきません。

そういう意味では、そんなところからも、今のテレワークの時代にそうしたことだけでも手伝ってくれる人を入れるとか、スポット参加、それからアプローチの違い、それを認め合っていくことが、この先のコミュニティの担い手を確保していくことになるのではないかなと思います。

●見城氏 どうもありがとうございました。それでは、小西さん、お願いいたします。

●小西氏 今、町田さんがおっしゃっていた点で、テレワークなど働き方も変わっていく中で、今までの形ではない参加というのはすごくしたいと、先ほど言った地域に何かしたいと思う方は多いと思うので、そういった可能性は広がるのではないかなと思います。

今回、今のテーマの発展について、私から何か言うことはすごくおこがましいのですが、コミュニティの一員として、なるべく「お客様意識を持たない」ということは結構意識はしています。

武蔵野市は、各種サービスがとても充実していると思うのですが、やってもらって当たり前ではなくて、市民自らも動いて、声も出していくということも大切にしています。

そういう点で、そうした無償のサービスというものの充実は、福祉の観点等ではすごく大切だと思うのですが、一方で市民活動を活性化させるという点でも併せてバランスを見て考えていただけたらいいなと思っています。

また、武蔵野市のコミセンは自主というのが理念にあるということで、自主運営なので、様々な特徴がコミセンによってあたりするのが、見ていて面白いなというふうに思いますし、市民の柔軟な発想でのいろいろな取組をスピーディーに試行錯誤できるというのがいいところなのではないかなと思います。再三出ている Wi-Fi もそうですけれども、いち早くコミセンで試行してくださるということで、私たちの活動も、またこういうことをやったらいいのに、できたらいいのにという発想を可能にしてくれた面がこの間ありました。今後もいろいろな利用者さんが多様になれば発想もすごく多様になってきて、そういったものがどんどん実現化していくという、弾力性のあるコミュニティができていく可能性を秘めているのではないかなと思います。

最後にですけれども、市民活動では面をつながる。点ではなく、面をつながるということの大切さをとても感じています。

私たちとか、例えば、ある一つの施設がどんなにすばらしい施策を持っていたとしても、1つだけでは生きられるのには限界があります。また、それぞれの団体がすばらしい企画を持っていたとしても、例えば同じ時間にプログラムが開催されていたら、親子が利用できるのは1つのプログラムだけになります。

そういう貴重な地域資源なので、一定程度の小さな単位、西部エリアとか、そういう地域単位で横につながり合って、お互いを応援し合ったりですとか、足りないものをチェックするとか、そういう情報交換をし合えることが、今後も引き続きできてきたらいいのかなと思います。

●見城氏 どうもありがとうございました。

では、玉野さん、お願いいたします。

●玉野氏 市民参加や市民自治という点ですけれども、私は武蔵野市の評価委員会に何度か関わらせていただいてすごく感じたのは、市民の側にはもう十分準備ができているということなのです。

ですから、あとは具体的な地域の解決すべき課題をきちっと、行政になるのかどうか分かりませんが、誰がやってもいいのですが、提示して、それをコミセンが地域の人やいろいろな団体の人を引き込みながら議論する。そして、こうすべきだという意思決定をして、そのことを行政が実現していくというような、そういう戦略的な、みんなで決めて、みんなで実現したら、すごくよかったよということ、もちろん、それをやるときには行政の資源が必要ですから、当然、そこには行政も関わるわけですけれども、コミセンや地域がそういう場を提供して、皆で議論して、そして、こういうふうな理解でこういうふうにしなすということを決めて、そして、それが実現することで前よりもよかったという体験、そういうことができる場をぜひ今後つくってほしいなと思うのです。

先ほど市長から、行政が何をすべきかというようなところがあったかと思います。天野さ

んのお話の中でも、執行権がどうのこうのという話があったと思うのですが、私は、地域のみんで決めるべき課題は、実際やるのは行政の資源がなければできないわけですが、決めなければいけないこと、理解してもらわなければいけないことを適切に行政が提示して、そして、それをコミセンを中心にした市民が検討して、決定して、そして、それを執行するというをやっていくことがこれからの市民自治や市民参加につながるのだと思うのです。

そのときに、行政が、ほかの自治体ならば行政が勝手に考えてこれがいいと思ってやるところを、一部市民に投げかけるということなのです。決めてもらうということなのです。

これは、行政の責任放棄でも何でもなくて、本来、市民が決めることで行政の執行権の中でやっているものを元に戻していくということであって、かつ、そのことは、最終的には議会で承認を受けて行われるわけですから、代議制民主主義がどうのこうのではなくて、議員は全体の調整や全体として出てくるトラブルについて市全体を調整する役割があるわけで、個々のコミュニティでどうするかということまで介入する必要はないわけです。

そういう形で分担をしながら、市民が決められることをちゃんと決めるという、それが市民参加であり市民自治であるということが、議員にも、行政にも、市民にも理解できるような、そういう可能性をぜひ武蔵野市に開いてほしいと思っています。

●見城氏 ありがとうございます。

では、松下さん、お願いいたします。

●松下氏 今日は改めて50年前を振り返ってみて、皆さんと一緒に考えてよかったと思っています。

天野さんのお話の中で、市民参加について、かつて、約50年前に、今もお話がございましたけれども、「執行権の侵害ではないか」と行政は言って、市民は「行政が執行権を放棄しているのではないか」と議論された時代もあったのかと思うと、この間の様々な歩みというのが、何か新しいことを始めるときには、すごく軋轢があったり不安があったりするということは、50年前も今も変わらないなというふうに思った次第です。

その上で大切なことは、コミュニティというのは自発性が大事なので、積極的に参加をする人がいらっしゃる半面、参加しない自由というのもあって、参加しない方も市民なのです。

関わってこない方にどう情報を届けて、どう考えてもらうかというのが、これは行政としての永遠の課題に近い部分です。

参加している人だけの意見を聞けばいいのか、でも、本当は参加していない人の意見も聞きたいのだけれども、参加してくれないから聞いてもらえなくて、意見を言ってもらえないというのをどう解決をしていくか。民主主義の中で、議会制民主主義で、二元代表制で、議決権や執行権や市民参加の中で取り組んでいくのですけれども、それでも声なき声だったり、参加しない人たちの自由を尊重しつつも、後で「聞いてなかった」と言われたりすることがないように、市としては正しい、正確な情報を全ての市民の皆様いかに伝えるかというのが、この間、とても課題だと思っています。

その意味では、市報が情報を伝える手段の一つではあるのですが、どうしても伝えたいことをいっぱい書くので、字が細かい、書いていることが多い、どこを読んでもいいかわからない、もう読むのをやめたという声も最近聞いているのです。「読むのをやめた」、「読めな

い] っって言われてしまうと、それでは、どうやって伝えようかというのが、今、すごく課題です。

そのような中で、市民参加の原点のコミセンをどう情報の共有の場として、これは別に市のお仕着せじゃなくて、正しい生データなり情報の共有の場としてコミセンを活用させていただきながら、また、コミセンだけではなくて、市の施設なども活用しながら、情報を提供して共有して、協働する。共によりよいまちづくりを進めていきたいなと思っています。

そういう意味では、今後、今この場所にある武蔵野公会堂も間もなく築60年を迎え、改修をするのか、建て替えをするのか、どうするのかというのを、先日、市議会に武蔵野市としての考え方、方向性について案をお示しました。これから市民の皆様にもお示しをしていく中で、ご意見を伺って、公会堂をどうしていくか、まちづくりをどうしていくかということと一緒に考えていきたいと思っています。

市民参加の下の民主主義をみんなで力を合わせて前に進めていきたいなと思った次第です。ありがとうございます。(拍手)

●見城氏 ありがとうございます。

それでは、ただいま登壇者の方から述べていただいたこれからのコミュニティ活動、市民自治、市民参加の将来像を受けて、私から最後にまとめをさせていただければと思います。

町田さんからは、コミュニティ活動は柔軟ではないと新しい人が入ってこないだろうと。もっと若い人など、多様な人が入ってくる必要があるし、それについて考えていく必要があるといったようなお話があったと思います。アプローチが違う人たちも共存するような環境が必要だというお話だったと思います。

小西さんからは、最初に自分はコミュニティセンターを利用する立場でもあるけれども、お客様意識を持たないようにしたいというようなお話があったと思います。これは非常に重要な言葉で、結局、武蔵野市民がコミュニティセンターを運営しているといっても、市民の中には、コミュニティの担い手ではなくて、利用者としての意識しか持たないという場面も多々あるわけです。そういった中で、たとえ利用者だとしても、お客様意識を持たないということが非常に重要なのではないかというお話は、非常に印象的でした。

それからまた、これからのコミュニティ活動、コミセンの運営を柔軟でスピーディーにしていくためには、多様な発想が必要だし、そのためには点ではなく面でつながることが大切だとおっしゃいましたけれども、いろいろな活動主体が地域単位で横につながっていくということ。これはコミセンの活動にも言えることではないかと思いました。

玉野さんからは、武蔵野市民の側には、市民参加、市民自治の準備ができているという力強いお言葉をいただきました。

その市政に関わる事柄について、行政が論点を提示した上で、コミセンが一つの市民の議論の場となって、地域の方たちを巻き込みながら自分たちで決定をし、それを市が実現していく。そういった市民の議論と市の施策との循環関係というものができたらいいし、武蔵野市にはその準備ができているという、そういったお話だったと思います。

そして、最後に松下さんからは、コミュニティ活動というのは自発的、自主的なものなんだけれども、ある意味で市民には参加しない自由もあるということです。

ただ、参加しない方たちを放置すればいいというわけでは全くなく、そういう方たちにどう適切に情報を提供していくかということがとても重要であろうと。そのときに情報共有の

場としてのコミセンの役割というものが非常に大切になるのではないかといたお話をいただいたと思います。

全体を通して、何本かの筋が見えてきたような気がするのですが、1つは、とにかく武蔵野市のコミュニティづくり、コミュニティ施策はすばらしかったし、50年たった今でも、いまだに日本のトップランナーであるということ。このすごさですね。これは改めて確認したいと思います。

その一方で、コミュニティ活動については、これまでも、例えば担い手がなかなか入れ替わっていかない。あるいは、先ほどもお話が出てきましたけれども、市民の中でも武蔵野市のコミュニティ活動の特徴を知らない。まさにお客様としての意識しか持つことができないような方がいるということが課題であるといったようなことも、これまで多々指摘されてきたと思います。

そうした中で、今回のコロナ禍を通じて、今日はオンラインでつながることの可能性、大切さのお話が全員の方から出たと思うのですが、オンラインでつながるといことは、時間や空間に縛られないという面があるのです。これまでの武蔵野市のコミュニティ活動は、コミュニティ活動に自分の時間の中でかなりの部分を注ぎ込まないと参加できない一種の敷居の高さがあったと私は思っています。

そういった中で、例えばオンラインでのコミュニティ活動への参加を可能にすることで、自分の空いた時間、あるいは必ずしも同じ空間にいなくてもコミュニティ活動に参加できるような条件というものをこれから整えていくことによって、より柔軟なコミュニティ活動、コミュニティセンターの運営というものが可能になってくる。そういった萌芽を今回のコロナ禍の中で私たちは感じることができたのではないかと思います。

そのような意味で、これまでのコミュニティセンター、コミュニティ協議会が積み重ねてきた成果というものを踏まえつつ、ある意味で自分の生活の、市民の生活の中で、そのごく一部でもコミュニティセンターの活動に関われる、協議会の運営に関われるような柔軟なコミュニティ活動の条件・環境というものを、コミュニケーションツールの整備なども含めて考えていく時期に来ているのではないかと、今日の話を通じて思いました。

非常に慌ただしいパネルディスカッションだったのですが、時間も大分押しておりますので、以上でパネルディスカッションを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)



年表

年 月	市の動き	解 説
昭和15年(1940)	町内会・隣組の組織化が進む	内務省訓令「部落会町内会等整備要領」発令
昭和22年(1947)	町内会制度の廃止	GHQボツダム政令第15号 →1952年9月失効
昭和46年(1971)	第一期武蔵野市長期計画で「武蔵野市コミュニティ構想」が提起される	「コミュニティは新しいふるさと武蔵野市の基礎単位」(当初8地区構想)
昭和48年(1973)2月～50年(1975)2月	第1期武蔵野市コミュニティ市民委員会 (佐藤笠委員長)	市民参加で具体的な推進方策、コミュニティ施設整備を協議。昭和49年2月に「武蔵野市コミュニティ施設整備の基本方針」を市に提出(8地区→11地区に変更、施設整備の緊急度を地域ごとにA～Cに分類)→境南等の地域に住民組織が結成され建設検討の動きが開始
昭和48年(1973)10月	第一期長期計画第一次調整計画策定	市民施設ネットワーク計画の具体的内容を明示
昭和48年(1973)	自治省(当時)のモデルコミュニティ地区に「中央西コミュニティ地区」(現西久保コミュニティ地区)が指定される	西久保コミュニティセンターの公共用地先行取得事業として、3億2600万円の起債が許可される。
昭和50年(1975)9月～52年(1977)9月	第2期武蔵野市コミュニティ市民委員会 (佐藤笠委員長)	コミュニティセンター条例・規則・管理運営要綱を検討、原案を作成
昭和51年(1976)7月	コミュニティセンター条例(旧条例)を制定	コミュニティセンターの基本理念を規定。管理運営は市の直営ではなく地域の公共的団体(コミュニティ協議会)に委託。運営経費は市が補助。
昭和51年(1976)7月	第1号館「境南コミュニティセンター」オープン	昭和49年以降、市民会議・建設推進委員会などにより市民自らが建設計画を策定。昭和51年2月にセンター受託団体として「境南コミュニティ協議会管理運営委員会」を発足させた(2年間で住民集会73回を開催)
昭和52年(1977)1月	第2号館「西久保コミュニティセンター」オープン	昭和49年11月に西久保地区集会所住民代表者会議、昭和50年2月センター建設促進委員会発足、落成まで延べ78回の会合
昭和53年(1978)4月	「中町集会所」オープン 「吉祥寺東コミュニティセンター」オープン	
昭和54年(1979)3月	武蔵野市コミュニティ研究連絡会が発足	結成済みの6協議会で発足。毎月各コミュニティ協議会代表2名が集まり、共通課題の協議と情報交換を実施
昭和54年(1979)6月	「吉祥寺北コミュニティセンター」オープン 「本町コミュニティセンター」オープン	
昭和55年(1980)5月	「八幡町コミュニティセンター」オープン	
昭和56年(1981)4月	第二期長期計画策定	自主三原則(自主参加・自主計画・自主運営)を明記。「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ」を6つの方針の一つに掲げる
昭和56年(1981)5月	「関前コミュニティセンター」オープン	
昭和57年(1982)2月	「御殿山コミュニティセンター」オープン 「中央コミュニティセンター」オープン	
昭和57年(1982)3月	「桜堤コミュニティセンター」オープン	
昭和57年(1982)9月～59年(1984)9月	第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会 (西尾勝委員長)	「地域の拠点としてのコミュニティセンターのあり方」、設置基準・運営基準・利用基準に関する現状と提言。新たに3地区4館の施設整備の必要性を提言(後の緑町、けやき、西部、吉祥寺西)
昭和58年(1983)3月	「吉祥寺南町コミュニティセンター」オープン	
昭和61年(1986)10月	「緑町コミュニティセンター」オープン	

年 月	市の動き	解 説
昭和61年(1986)12月	「武蔵野中央公園北ホール」オープン	宅地開発指導要綱に基づき富士重工業(株)が社宅の一部に設置したコミュニティ施設。八幡町コミュニティ協議会と富士重工と市の共同運営
昭和62年(1987)4月	「西部コミュニティセンター」オープン	
昭和63年(1988)10月 ～平成2年(1990)11月	第4期武蔵野市コミュニティ市民委員会 (勝田有恒委員長)	吉祥寺東地区の第二コミセンの必要性を提言(後の本宿)。コミュニティセンター17館体制(分館など除く)で建設計画は完了。管理運営方針(閉館日の縮小・開館時間の延長)、活性化のための特別事業補助金の新設などを提言
平成元年(1989)2月	「吉祥寺西コミュニティセンター」オープン	
平成元年(1989)12月	「けやきコミュニティセンター」オープン	
平成4年(1992)2月	「本宿コミュニティセンター」オープン	
平成4年(1992)3月	「吉祥寺西分館」オープン 「関前分館」オープン	出張所の土地・建物を活用 現在のコミュニティセンター19館+北ホールの20館体制が完成
平成11年(1999)5月～ 12年(2000)7月	第5期武蔵野市コミュニティ市民委員会 (高田昭彦委員長)	新世紀の成熟した社会におけるコミュニティづくり、コミュニティ市民条例(仮称)の制定を提言。委員会報告書を踏まえ、コミュニティ研究連絡会に「コミュニティのあり方懇談会」(平成12年12月～)と「ホームページ部会」(平成12年11月～)が設置される。
平成14年(2002)4月	武蔵野市コミュニティ条例を施行	第5期武蔵野市コミュニティ市民委員会の提言に基づき、従来のコミュニティセンター条例を廃止し、新たにコミュニティ条例を制定。自主三原則を明文化、コミュニティを3類型に分類、評価委員会を制度化
平成15年(2003)3月	第一期コミュニティ評価委員会を設置 (玉野和志委員長)	コミュニティ条例に基づく評価事業開始
平成16年(2004)9月	第二期コミュニティ評価委員会を設置 (玉野和志委員長)	第一期評価を踏まえた評価活動 以後、自己点検評価活動が開始
平成16年(2004)12月	武蔵野市コミュニティ条例の一部改正	指定管理者制度移行へ向けた条例改正
平成17年(2005)4月	指定管理者制度へ移行(改正条例施行)	
平成20年(2008)8月 ～22年(2010)1月	第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会 (高田昭彦委員長)	コミュニティ協議会の活動に重点を置きながら、人と人とのつながりを強め、地域の力を高めるために、いま求められていることについて提言
平成22年(2010)10月 ～23年(2011)7月	第三期コミュニティ評価委員会を設置 (江上渉委員長)	第一期、第二期を踏まえた評価活動
平成24年(2012)12月	「八幡町コミュニティセンター」移転オープン	北ホールの共同運営を解消(市とスバル興産、富士重工業(のちの株式会社SUBARU)の3者共同運営に)
平成25年(2013)3月	「これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査」報告書	
平成25年(2013)9月～ 26年(2014)11月	「これからの地域コミュニティ検討委員会」 設置(玉野和志委員長)	提言「未来を担う『これからのコミュニティ』を目指して」 「地域フォーラム」と「学びの場」の必要性を提言 →地域フォーラムが各コミセンで順次開催される →学びの場としての「コミュニティ未来塾むさしの」 が平成28年度から開催
平成31年(2019)3月～ 令和3年(2021)2月	第四期コミュニティ評価委員会を設置 (玉野和志委員長)	情報発信等の共通課題の他、16協議会ごとの施設維持の重要性を提言
令和2年(2020)4月	武蔵野市自治基本条例が施行	

武蔵野市のコミュニティ構想

武蔵野市は、武蔵野市長期計画策定市民会議という市民参加機構をもうけて、昭和46年2月に「武蔵野市長期計画」を策定したが、この長期計画においてコミュニティを武蔵野市の〈市民生活の基礎単位〉とするような位置づけをおこなった。コミュニティについての基本的考え方は次のとおりである。

- (1) コミュニティは、市民自身が長期の自治活動の過程でつくるものである。したがって上からの制度的強制ではない。
- (2) コミュニティは、地域の特性、市民交流のチャンスなどによって生まれてくるものであり、開かれた開放的都市空間をなしていく。したがって閉じられた閉鎖的空間ではない。
- (3) コミュニティは、市域全体の計画的な市政水準上昇の結果として生まれる。したがって特定地域への重点施策はおこなわない。
- (4) 市民のコミュニティづくりのために、市は市民施設、生活道路さらに緑のネットワークの適正な計画的行政によってそれに協力する。このため市民参加によって「市民施設長期計画」を策定する。この意味で武蔵野市コミュニティ構想はハードな青写真計画ではなく、ソフトなシステム計画となっている。

I コミュニティの意義と位置

現代における自治体の課題は

- (1) 自治体内部での民主主義の実現
- (2) シビル・ミニマムの保障
- (3) 都市改造の推進
- (4) 国に対する市民の意見の主張
- (5) 自治体機構の民主的能率化

をあげることができる。この課題がいきいきと達成されるためには、市民の市政参加こそが必要であり、また市民参加が自治体を自治体たらしめる基本原理である。

この市政参加の過程でコミュニティを中心とする地域生活単位が市民自身によってうみだされなければならない。このコミュニティは新しい「ふるさと」武蔵野市の基礎単位となるであろう。

市民自治の精神に則り、市政にたいする市民参加が多様な形態でおこなわれるためには、市民相互の交流、あるいは市民と市長・市議会・市行政機構との間の対話が活発におこなわれなければならない。そのためには、次のような条件が整えられる必要がある。

1. 市民参加システムの形成
2. 地域生活単位（コミュニティ）の構成
3. 市民センターとしての市庁舎改築

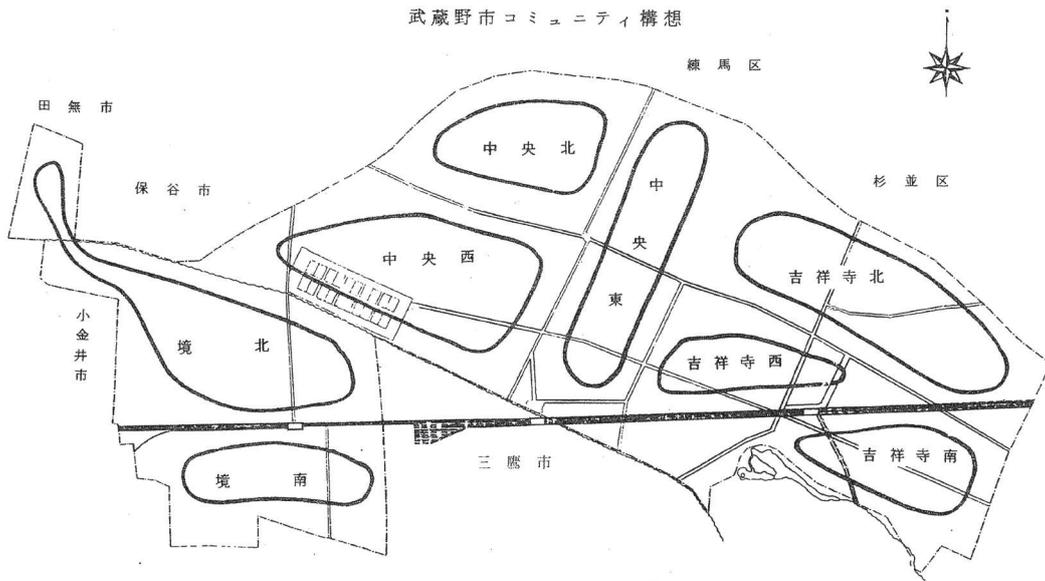
II 地域生活単位の構成

市民相互の対話や意見の交流、あるいは市政参加の条件をつくり、また市民の連帯を築きあげるためには、その基礎として、コミュニティを市民自身がうみだしていく必要がある。市はこれに対して、市民施設を適切にコミュニティに配置するようにつとめる。

このコミュニティづくりは市がおしつけるべきではなく、市民自身が新しい近隣感覚を身につけながら長期にわたっておしすすめていくものであろう。

このコミュニティは伝統社会の自然村とは異なって、地理的にも生活的にも閉鎖性をもたない開かれたコミュニティでなければならない。何故ならば、今日では市民の生活要求は、多様になるとともに、市民の階層によって分かれているからである。

したがって、市は上から機械的にコミュニティの区分決定をすることなく、むしろ構想をしめすにとどめ、市民施設をそれぞれの地域に平等に、またそれぞれの地域の特殊性に応じて適切に配置し、市民自身のコミュニティづくりをバックアップすべきであろう。このような考え方にたって武蔵野市においてほぼ八つのコミュニティを想定する。(第1図参照)



このようなコミュニティを基礎とし、より広い交流をはかる場として、吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅の駅勢圏を前提に、吉祥寺・中央・境の三つの地区を構想し、またこれに必要な市民施設を設置する。

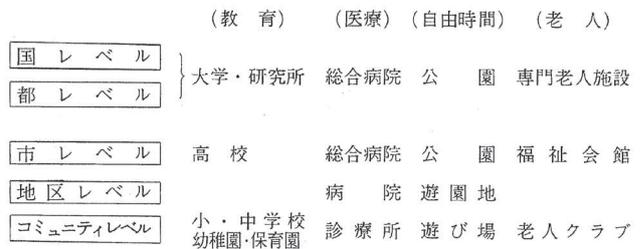
さらに市の全域を対象とする市民施設がこれに加わる。

このように武蔵野市の生活空間は三層性をもつ。(第2図参照) これらの三層性からなる地域生活単位は、それぞれに問題や行政の内容、性格に応じて活用され、生活要求の分化に対応して(第3図参照) 全市民の間のキメ細かい交流を促進し、ひいては地域における民主主義のいきいきとした展開にやくだつものである。

したがってこのコミュニティの構想は、市域を学校区や出張所管轄区によって機動的に分割したものではない。第1図にみられるように地域社会の特性に対応した模型図となっているのはそのためであり、とくにコミュニティ相互の交流などが考慮されている。しかもこの地区配分は、現実の老人クラブ、保育所などの配置と対応している点においてはまた地域生活に密着している。しかしながら将来の問題としては、小・中学校区、出張所管轄区の再編へとつながるかもしれないという点も配慮している。

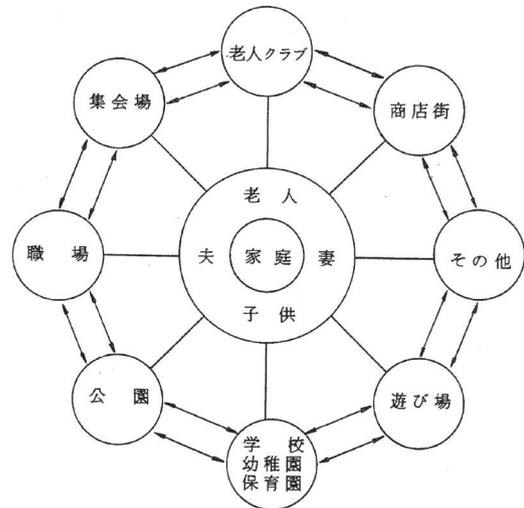
(第2図)

生活要求重層図



(第3図)

生活要求分化図



Ⅲ コミュニティづくりのための市政課題

このコミュニティづくりのためには、市は、たんにコミュニティだけの構成を追求するのではなく、市民生活全体の水準の上昇さらに都市改造への展望をもたなければならない。むしろこのような市政課題に市がこたえることによって市民の自治意識を高め、またこの自治意識のたかまる過程で市民自身によるコミュニティづくりが推進されるであろう。

そのために市は、つぎの市政課題にとりくまなければならない。

(A) 豊かな市民生活の実現

武蔵野市は市民に質のたかいシビル・ミニマム（都市生活基準）を保障しなければならない。

シビル・ミニマムとは、なによりもまず、憲法第25条の「健康で文化的な生活」の保障にもとづく日本国民の基本的な「生活権」である。この生活権は、所得保障と環境保障とからなりたっているが、自治体はとくにこの環境保障について国以上に直接的な責任をもっている。

したがって、シビル・ミニマムは自治体の政策策定の基準となるものである。それゆえ武蔵野市はこのシビル・ミニマムの保障を市民の権利、自治体の義務とみなし、その基準の向上に積極的に努力する。

このシビル・ミニマムは市民生活の多様化、高度化に対応しうような基準で実現されなければならない。だが同時に、シビル・ミニマムは全市民に公平かつ平等に保障されなければならない。特定の圧力によって、かたよった不均衡な政策をとることは許されない。それゆえシビル・ミニマムの保障を課題とする市政は、すべての市民の合意をうるように、計画的に運営される必要がある。

したがって、武蔵野市民のシビル・ミニマムの充足ならびに拡充を、基盤計画・文教計画・福祉計画にわけて推進し、すべての市民に豊かな市民生活を保障しようとするものである。

(1) 現代的都市基盤の整備—基盤計画

- ① 生活道路 ② 大量輸送網の適正配置 ③ 上水道
- ④ ゴミ収集・処理 ⑤ 街路灯 ⑥ 防火
- ⑦ 防災 ⑧ 幹線道路 ⑨ 土地利用計画
- ⑩ 農工商の条件整備

(2) 人間性を培う教育・文化の充実—文教計画

- ① 小中学生教育 ② 幼児教育 ③ 社会教育
- ④ 市民文化活動 ⑤ 市民による教育・文化の創造

(3) 健康であかるい市民生活の保障—福祉計画

- ① 健康管理・医療体制 ② 環境衛生 ③ 社会保障
- ④ 老人問題 ⑤ 勤労青少年 ⑥ 消費者行政
- ⑦ 交通安全 ⑧ 公害防止 ⑨ 市街緑化・美化
- ⑩ 市営住宅 ⑪ 市民相談

(B) 都市改造の六大事業計画

市民による、市民のための現代的な都市生活基準の確立とその保障は、都市構造の改革によってはじめて成果をあげることができる。都市構造の改革と都市生活基準の充実是有機的にむすびついている。

自然発生的な都市構造を、緑と太陽と公共空間のみちみちた現代の「ふるさと」につくりかえていくことが、今日の武蔵野市政の新しい課題である。

したがって都市改造の計画としては、現在進行中の全市完全下水道化計画ならびに吉祥寺駅周辺再開発計画をふくめてつぎの六大事業とする。

- (1) 緑のネットワーク計画
- (2) 市民施設のネットワーク計画
- (3) 全市完全下水道化計画
- (4) 吉祥寺駅周辺再開発計画
- (5) 中央地区整備計画
- (6) 武蔵境駅周辺開発計画

そのうち(1)(2)はネットワーク型計画であり、(4)(6)は拠点開発型計画であるが、(5)はネットワーク型と拠点型の混合となっている。(3)は都市基盤整備の計画である。

この六大事業は、単独事業として孤立しているものではない。それぞれの事業は、コミュニティづくりから市政全体に多様な波及効果をおよぼして、武蔵野市における現代的都市生活基準そのもののレベルアップをもたらすものである。これらは武蔵野市の都市改造戦略の六つの環として位置づけられなければならない。

IV コミュニティの誘導戦略

コミュニティづくりの戦略的誘導のためにまず六大事業計画の第2，市民施設のネットワーク計画が直接重要な意義をもつ。市民自身のコミュニティづくりを市は積極的協力をおこないその実現を支援するために，市民参加によって，市民施設の計画的な適正配置を責任をもって実現しなければならない。ことに市民施設の市域全体における全体効果をたかめるためにネットワークシステムをとることが重要である。

さらにコミュニティ内部の生活道路の整備，コミュニティを相互に結ぶ六大事業計画の第1の緑のネットワークの計画もこのコミュニティづくりの一環として想定している。

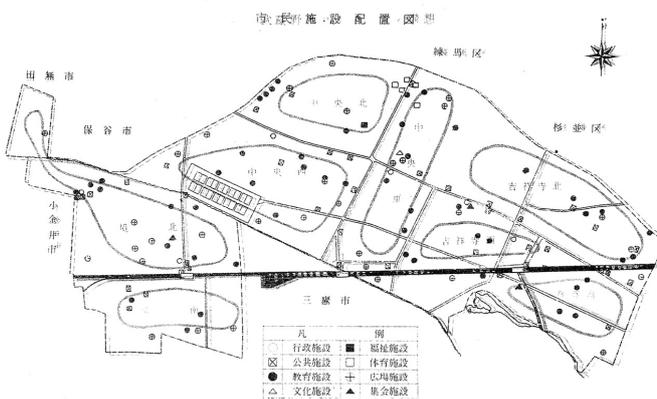
(A) 市民施設の計画配置

現代の都市生活においては，かつての村の鎮守や寺がもっていた遊びや祭りの場，あるいは集会の場の役割が，現代の「ふるさと」武蔵野市において果たされるためには，市民施設のネットワークを計画的につくりあげなければならない。

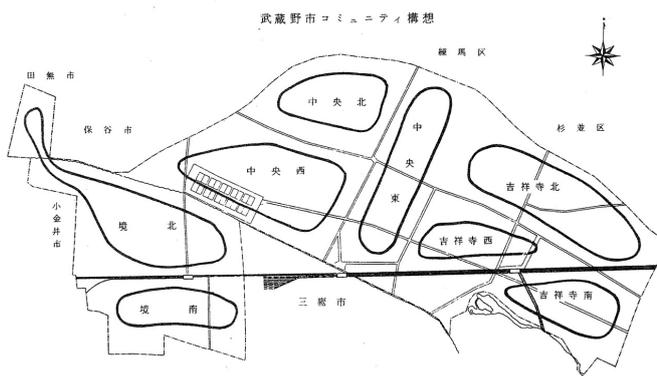
武蔵野市政は，これまでかなりの努力をはらってきたが（第4・5図参照）コミュニティにおける遊び場や集会所などの市民施設はかならずしも充分でなく，また全市民の集会の場となるような市民ホールをもっていない。もしこれがみだされてくるならば，これまで以上に，市民ごとに老人や青年，婦人らの文化活動，スポーツ，レクリエーションがより盛んになるとともに市政参加も活発となるであろう。

ところで市民施設を機能的に分類すれば次のようになる。

第4図



第4図



第5図

既設公共施設一覽表

地区	事業名	年度	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
東部	市出張所	本館 26歳未満											
	公会堂												
	市青少年センター												
	消防団詰所	第一分団 第二分団 第三分団											
	社会教育学習室	：小											
	学童保育こどもクラブ												
	保育園	36南保育園											
	児童遊園	31東部 34西部											
	ちびっこ広場												
	中部	市庁舎	4庁舎										
診療所		24第1診療所											
市営住宅		29北町											
公民館		35											
消防団詰所		30第1分団 24第2分団 17第3分団											
福祉会館													
団遊館		21											
社会教育学習室		四小 一中											
学童保育こどもクラブ		大野田小											
西部		市営運動場	24野球場 27テニスコート 27テニスコート										
	保育園	26日赤保育園											
	児童遊園	25久保 24由夜所前 26久保											
	ちびっこ広場												
	市出張所	26南境駅 34境駅											
	市民会館												
	消防団	七分団 15八分団 21十分団											
	学童保育こどもクラブ												
	保育園	30千川保育園											
	児童遊園												
ちびっこ広場													

- 行政施設 — 市役所，市出張所
- 公共施設 — 郵便局，ポスト，公衆電話，交番，消防施設など
- 教育施設 — 保育園，幼稚園，小学校，中学校，児童センターなど
- 文化施設 — 図書館，展示場，小音楽ホールなど
- 体育施設 — グラウンド，体育館，プール，テニスコートなど
- 福祉施設 — 福祉会館，老人ホームなど
- 広場施設 — チビっこ広場，児童遊園，公園など
- 集会施設 — 市民ホール，公会堂，各種集会所など

市民施設ネットワーク計画のなかで重点的に拡充する必要のあるものはコミュニティレベルにおけるチビツ子広場，児童遊園，集会施設の拡充，地区レベルにおける公園，プール，児童センター，全市レベルでの体育施設，大型会館ないし市民ホールである。

だが，46年以降5カ年は，学校鉄筋化のために財源のおおくがふりむけられるので，この市民施設のネットワークの整備は緊急のものを除いては50年以降の目標とならざるをえない。

その間市民施設のネットワークの具体化のためのプロジェクト・チームを編成し，市民参加によって市民施設長期計画を策定する必要がある。また用地の先行取得をおこない，できるだけ多くの市有地を獲得しておく必要がある。

なお，市民施設長期計画の策定にあたって留意すべき点は次のとおりである。

1. 大型会館の建設にあたっては，多目的利用を考え，婦人会館，教育会館，労働会館などの単一目的の開館の建設をできるだけさける。
2. 市民施設は，規模の大小を問わず緑地や遊び場と結びつけ市民センター的機能を持つように設計する。

なおさしあたって集会所の不足をおぎなうため，市の集会所，集会室の高度利用のほか学校の教室の利用，一般家庭を含む民間施設の利用をはかる。

(B) 生活道路の整備

武蔵野市の道路を国道，都道，市道，私道の管轄別の分類をこえて，生活道路と幹線道路に大別する。生活道路は市民の日常生活に密着したコミュニティの動脈となる道路をいうが，その機能は自動車の無秩序な進入によって失われようとしている。生活道路はたんに市民の家庭と学校，駅市場，公園などを結ぶ歩行ないしサイクリングの道として使用されるばかりでなく，同時に子供の遊び場でもあり，また市民の出会いの場でもある。また，公衆電話，消火栓，電柱がおかれ，地下には，上下水道，都市ガスが埋設されている。

それゆえ生活道路は十分に整備され，安全と静けさが保たなければならない。他方市は，幹線道路の整備につとめることによって，自動車が生活道路に入らないような方法を講ずる必要がある。

1. 生活道路を整備する。すでに武蔵野市では，市道舗装率94%，私道舗装率59%となっているが，市道については，舗装の質の向上を図りまた私道については，その舗装率を46年度以降5カ年に90%にかためる。ただし遊び場などに利用するために特定の私道を地域市民の要求によって未舗装のまま土を残すことも考慮する。
農地の宅地化にあたっては，道路配置を指導し，市全体の道路水準の上昇に努力する。
2. 交通事故，騒音，振動，排気ガスを追放する。そのため歩道，ガードレールを必要に応じて設置する。また自動車の一方通行，一時乗入禁止全面乗入禁止を関係機関と協議のうえ計画的に推進し，自動車の通過交通を生活道路からしめだし，これによって自動車による公災害の発生防止につとめる。
3. 遊び場道路，緑の遊歩道，公園道路，サイクリング道路等の指定，建設を推進する。

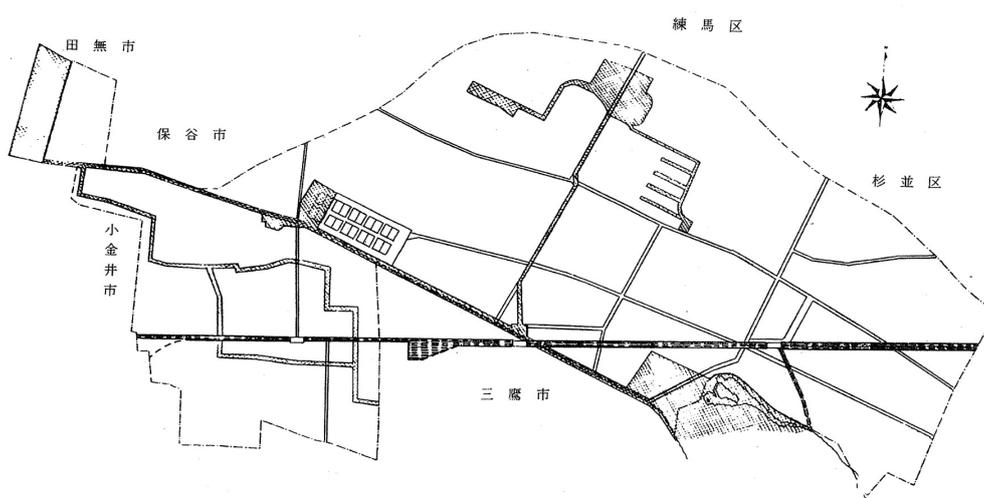
(C) 緑のネットワーク造成

この緑のネットワークは，コミュニティをつなぎ同時に市民施設ネットワーク計画との関連で，遊び場，遊園地あるいはその他の市民施設の緑化と結合されるべきである。

公害をはじめ都市問題の激化している今日，武蔵野市に緑を計画的に導入していくことは緊急の課題である。緑は，市民生活を豊かなうるおいのあるものにするだけでなく，公害防止のためにも不可欠の要請であることは，今日，武蔵野市民の共通の理解となった。

武蔵野市には，市の公園はないが，農地や屋敷林などの緑はまだ残されている。井の頭公園，小金井公園の大緑地と関連させながら，これらの残された緑を体系的に結びつけるとともに，さらに積極的に緑地を造成し，また公園をつくっていかなければならない。(第6図参照)

この緑のネットワークが完成すれば，武蔵野市民の緑地は飛躍的に増大する。また中央地区，境地区は緑のあふれる地区に変貌するであろう。なお吉祥寺地区の緑の導入は都市再開発計画の過程でおこなうものとするが50年以降において，具体的な構想をたてるものとする。



この緑のネットワーク計画の具体化を早急におこなうため、市民代表による「緑化市民委員会」をつくる。またその実施にあたっては、これが新しい重要な市政課題であるため、市の行政機構に造園部門をおく。緑のネットワーク造成は、新しい発想ならびに技術と手法を必要とするからである。

くわえて、コミュニティ単位における一般家庭、学校、官公庁、会社などにおける一般市域の緑化、美化運動とむすびつくべきであることは当然であろう。

なお、中央線吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅周辺の再開発を積極的におこなっていくが、これは戦略的拠点開発の意味をもつものであり、三駅勢圏を中心に八コミュニティ全域にたいする波及効果を誘導しようとするものである。

武蔵野市コミュニティ施設整備の基本方針（抜粋）

武蔵野市におけるコミュニティ施設整備にあたっては、以下の基本方針にのっとり実施するものとする。

I コミュニティ施設整備にあたっての基本原則

武蔵野市長期計画第1次調整計画（昭和49－53年度）の第4章六大事業計画の(2)市民施設のネットワーク計画を基本原則とする。

- ① 市民参加・市民文化の基本施設としての多様な市民施設を地域生活単位（コミュニティ）予想地区に平均して配置する。ただしそれぞれの地区の特性に応じて、コミュニティ・センター方式をとるか、散財方式をとるか検討する。
- ② 遊び場、児童館、老人クラブ室、集会室、検診室、図書館などはできるだけ多目的な市民施設に集約して各コミュニティ予想地区、さらに駅勢圏に配分するとともに、管理運営には市民参加方式をとり入れる。とくに、市民センター建設にあたっては、市民施設の中央センターになるような構造を指向する。
- ③ 既設の市民施設の管理・運営方法を早急に刷新し、その使用効率をたかめる。その際学校開放などについてもより積極的に検討することとする。
- ④ 市民施設の設置にあたっては、多目的施設にするだけでなく、できるだけピロティー方式を採用して床下を子どもの遊び場として開放するとともに、用地の緑化を考慮する。また、市民の共用印刷設備、母親の利用を容易にする一時託児施設などの設置、ならびに老人、身体障害者（児）の利用の便宜を配慮するとともに夜間利用方法を改善する。
- ⑤ 市民施設と駅・生活道路ならびに緑のネット・ワークとの有機的連繫をはかるとともに、自転車利用にも十分配慮し、市民が利用しやすいようにする。また、自転車置場を重点的に整備し、バス路線の適正配置などについても早急に検討にはいる。

⑥ コミュニティ施設については、重点的に用地の確保をはかるとともに、逐次計画的にその整備をおこなう。コミュニティは、市民が自発的活動をとおしてつくりあげるものであり、市民の積極的な参加による地域市民会議の発足を期待する。

(「武蔵野市コミュニティ構想」(昭和46年策定)参照)

⑦ 体育施設、集会施設などの民間施設の設置者と協議して、すでに一部おこなわれているが市民への開放に協力をうよう努力する。

⑧ 以上のことを実現するため、コミュニティ市民委員会は「地域生活環境指標」などを参考にして、その設置、配置、設計を早急に立案するとともに、第8にかかげるような個別計画の策定とあわせて、市は市民施設の整備拡充を強力におこなう。

II 市民施設等のコミュニティ別現状

コミュニティ施設の整備は、市民の利用に供される施設が最も不備なところから優先的に順次進められていく必要がある。

そこで、本市における市民の利用に開放されている集会施設等各種市民施設（民間の分を含む）のコミュニティ別現状は、以下に示す一覧表および付図のとおりである。

	大型施設	市有集会施設 消防分団等	学童保育所 老人クラブ等	民間施設	遊び場
吉祥寺東					現在 2 計画 6
吉祥寺北		分団 2室			現在 3 計画 4
吉祥寺西	① F・F 市民ホール (F・Fビル7階510㎡) 4室、音楽室 ② 都消費者センター 2室	出張所 2室	老人クラブ 1	銀行 7 証券 2 商工会議所 4	現在 1 計画 7
吉祥寺南	③ 市公会堂 (2,727㎡) ホール、8室		学童保育 (第3小) 1	銀行 1	現在 5 計画 9
中央東	④ 中央通り市民ホール (住友生命ビル4階 115㎡) 2室 ⑤ 図書館 1室 ⑥ 市宮競技場 1室	市役所 7室	学童保育 (大野田小) 1	銀行 1	現在 10 計画 3
中央北	⑦ 福祉会館 (1,527㎡) 4室 ⑧ 公団集会所 1室 ⑨ 都営 // 2室	分団 1室 アメリカン スクール 4室	八幡町集会所 1 神社 2		現在 11 計画 9
西久保	⑩ 都保健所 1室	分団 1室	老人クラブ 1 学童保育 (第5小) 1	銀行 1	現在 4 計画 2
関前		出張所 1室	老人クラブ (自宅) 1		現在 3 計画 7
境	⑪ 市民会館 (1,488㎡) ホール、2室 その他 ⑫ 都青年の家 5室	出張所 1室			現在 12 計画 0
桜堤	⑬ 児童館 (247㎡) 集会所 1室 ⑭ } 公団集会所 2室 ⑮ }	分団 1室	学童保育 (境北小) (桜堤小) 2		現在 9 計画 0
境南		分団 1室	学童保育 (境南小) 1	銀行 1	現在 5 計画 4

遊び場は緑化市民委員会の計画による。丁目別最低2カ所。

Ⅲ コミュニティ別施設の緊急度

現状からみて、コミュニティ別の施設整備緊急度は、つぎのとおりである（A、B、Cの3段階に分けてみることにする）。

A（最も緊急度の高いところ）

<吉祥寺東>

この地域には、施設がまったくない。

現在、コミュニティ用地として、旧野田邸の利用が考えられる。

これを最重点整備する。

だが、面積的に1ヵ所だけでは十分でないこと、および東部にもう1ヵ所配置する必要があることから、吉祥寺南との境界付近に、どちらかの地域に用地を確保すべきである。

<吉祥寺北>

この地域も、消防分団詰所2以外まったく施設がない。

また、コミュニティ用地も確保されていない。

したがって、用地の確保をまず急ぐ必要がある。

<西久保>

この地域も、施設の面では極めて貧弱である。用地は、48年度に確保されたので、48年度自治省指定のコミュニティ・モデル地区でもあるから、最重点的に整備すべきである。

<関前>

この地域も、出張所以外まったく集会施設がない。西久保とともにモデル地区に指定されており、用地の手当てがなされていないことで、至急まずその確保につとめる必要がある。

<境南>

この地域も、消防分団詰所以外にまったく施設がない。

また、用地もいまのところ確保されていない。

市は、その整備の第1号地域として、すでに47年度以来、予算も計上してきているところであるので、至急用地獲得に努力すべきである。

B（Aに次ぐもの）

<吉祥寺南>

この地域には、市の公会堂があり、そのコミュニティ施設としての兼用が考えられる。

だが、東部は、位置的にも離れているので、前述のとおり、吉祥寺東との共用を前提としたコミュニティ施設を必要とするので、用地の確保をはかるべきである。

<桜堤>

公団内の施設はかなり充実している。

だが、公団以外の住民の利用を主としたものを将来考える必要がある。

C（緊急度の低いところ）

<吉祥寺西>

地域全体としては、吉祥寺駅前を含むため、とくに集会施設は数が多い。

ただし、西部にはないので、入手している用地をもとに、コミュニティ・センターの建設をはかる。

<中央東・中央北・境>

ここには、いずれも大型施設をはじめ、市民施設が一応揃っているので、当面はそれらの施設の利用を中心に考えていく。

Ⅳ 用地獲得方式について

コミュニティ施設用地の獲得にあたっては、コミュニティ別緊急度にもなう優先順位を配慮して、できるだけ緊急度の高い地域のものから重点的に入手するよう努力する。

さらに、体育施設の整備を含めて将来の需要増によりコミュニティ施設増設の必要が出てくる場合には、用地の入手がほとんど不可能に近いと思われるので、小中学校の屋内体育館の改築により重層化し、コミュニティ施設との階層別利用をはかる等の措置を講ずる。（以下略）

武蔵野市コミュニティ条例

平成 13 年 12 月 3 日条例第 33 号

改正 平成 17 年条例第 1 号

平成 24 年 9 月 25 日条例第 23 号

武蔵野市は、昭和 46 年、全国に先駆けてコミュニティ構想を策定し、市民によるコミュニティづくりを進めてきた。四半世紀を経た今日、核家族化、少子高齢化、情報通信技術の急速な発展、非営利団体の活動の活発化など、社会状況の大きな変化に対応して、コミュニティは、地域的区分を基礎単位としたものにとどまらず、多様なネットワークへと変容している。

21 世紀を迎え、武蔵野市は、コミュニティ構想の理念を継承しつつ、多くの市民が参画する開かれたコミュニティづくりを進めるため、ここに武蔵野市コミュニティ条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、コミュニティづくりの基本理念及びその推進に必要な事項を定め、市民と行政の協働による快適で住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 コミュニティづくりは、市民が自己の責任において行動し、互いの立場を尊重しながら自発的に交流することを通して、開かれたネットワークをつくりあげていくことを基本理念として行うものとする。

(コミュニティの定義)

第 3 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ 居住地域における日常生活の中での出会い、多様な地域活動への参加等を通して形成される人と人とのつながり
- (2) 目的別コミュニティ 福祉、環境、教育、文化、スポーツ等に対する共通の関心に支えられた活動によって形成される人と人とのつながり
- (3) 電子コミュニティ インターネットその他高度情報通信ネットワークを通して、時間的及び場所的に制約されることなく形成される人と人とのつながり

(市の役割)

第 4 条 市は、コミュニティづくりに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 前項の場合において、市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限尊重しなければならない。

(地域コミュニティづくりへの支援)

第 5 条 市は、地域コミュニティづくりについて、コミュニティセンターの維持管理、地域コミュニティづくりに関する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(目的別コミュニティづくりへの支援)

第 6 条 市は、目的別コミュニティづくりについて、個人、非営利団体、企業等が連携して取り組むことを支援し、公共施設の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(電子コミュニティづくりへの支援)

第 7 条 市は、電子コミュニティづくりについて、公共施設における情報通信の基盤の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(コミュニティセンターの設置)

第 8 条 市は、市民によるコミュニティづくりの拠点として、コミュニティセンターを別表のとおり設置する。

2 市は、コミュニティセンターと他の公共施設との連携を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者による管理)

第9条 コミュニティセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、コミュニティづくりを目的とする非営利団体であって次の各号の要件を満たす者（以下「公共的団体」という。）であり、かつ、武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号）第4条各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 誰もが自由に参加でき、役員を民主的な手續により選出しているもの
- (2) 住民総会等を開催し、住民の意思を広く反映したコミュニティづくりを行っているもの
- (3) 規約、役員氏名、活動内容及び収支報告書を公開しているもの
- (4) 特定の政党その他の団体又は個人を支持し、又は支持しないための政治的活動を行わないもの
- (5) 宗教に関する活動を行わないもの

3 指定管理者に指定された公共的団体は、市民が自らの意思で参加し、自ら企画を立て、自ら運営するという自主三原則に基づき、コミュニティセンターを活動拠点としてコミュニティづくりを行う。

(指定管理者が行う業務)

第9条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) コミュニティセンターの使用の承認に関する業務
- (2) コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(使用の承認)

第10条 コミュニティセンターの貸出施設を使用しようとする者は、指定管理者に使用の申請をし、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合は、管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。

(使用の不承認)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コミュニティセンターの貸出施設の使用を承認しないことができる。

- (1) 営利を目的として、商品の販売若しくは宣伝又はサービスの提供をするとき。
- (2) 教授を業とする者が、教室、講座等を主催するとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) コミュニティセンターの施設又はコミュニティセンターに附帯する設備及び器具（以下「附属設備」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの管理上支障があるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条の2 第10条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第11条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、承認した事項を変更し、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 第11条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) この条例、この条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (3) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (4) 係員の指示に従わないとき。

(5) 不正又は偽りの行為により、使用の承認を受けたとき。

(6) 災害、工事その他コミュニティセンターの管理上支障があると指定管理者が認める事由によりコミュニティセンターを使用することができなくなったとき。

2 前項の規定(第6号に該当するときを除く。)により承認した事項を変更し、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。

(原状回復義務)

第11条の4 使用者は、その使用が終了したとき又は前条第1項の規定により承認を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴取することができる。

(損害賠償義務)

第11条の5 使用者は、故意又は過失によりコミュニティセンターの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、使用者が前項に規定する義務を履行しない場合に準用するものとする。

(使用料)

第12条 コミュニティセンターの使用料は、無料とする。

(休館日及び開館時間)

第13条 コミュニティセンターの休館日及び開館時間は、規則で定める。

(財政援助)

第14条 市は、公共的団体が行うコミュニティづくりに対し、予算の範囲内で財政援助を行うことができる。

(評価委員会)

第15条 前条の財政援助を行った公共的団体のコミュニティづくりについて評価するため、武蔵野市コミュニティ評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる者を市長が委嘱し、又は任命して構成する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 武蔵野市コミュニティ研究連絡会代表 2人以内

(3) 公募による市民 2人以内

(4) 市の職員 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価結果の公表等)

第16条 委員長は、評価の結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた評価の結果の概要を公表するものとする。

3 市長は、評価の結果、必要があると認めるときは、当該公共的団体の活動に関し助言することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付則(略)

別表（第8条関係）

名 称	位 置
境南コミュニティセンター	武蔵野市境南町3丁目22番9号
西久保コミュニティセンター	武蔵野市西久保1丁目23番7号
吉祥寺東コミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺東町1丁目12番6号
中央コミュニティセンター中町集会所	武蔵野市中町1丁目28番5号
吉祥寺北コミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺北町1丁目22番10号
本町コミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺本町1丁目22番2号
八幡町コミュニティセンター	武蔵野市八幡町3丁目3番16号
関前コミュニティセンター	武蔵野市関前2丁目26番10号
御殿山コミュニティセンター	武蔵野市御殿山1丁目5番11号
中央コミュニティセンター	武蔵野市中町3丁目5番17号
桜堤コミュニティセンター	武蔵野市桜堤3丁目3番11号
吉祥寺南町コミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺南町3丁目13番1号
緑町コミュニティセンター	武蔵野市緑町3丁目1番17号
西部コミュニティセンター	武蔵野市境5丁目6番20号
吉祥寺西コミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺本町3丁目20番17号
けやきコミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺北町5丁目6番19号
本宿コミュニティセンター	武蔵野市吉祥寺東町3丁目25番2号
吉祥寺西コミュニティセンター分館	武蔵野市吉祥寺本町4丁目10番7号
関前コミュニティセンター分館	武蔵野市関前3丁目16番6号

コミュニティ構想 50 周年記念事業実行委員会 委員 (50 音順、敬称略)

委 員

- ・青木一郎 (吉祥寺東コミュニティ協議会代表・武蔵野市コミュニティ研究連絡会会長)
- ・大上茂雄 (西部コミュニティ協議会 運営委員)
- ・小餅友子 (吉祥寺南町コミュニティ協議会 運営委員)
- ・笹野章嘉 (桜堤コミュニティ協議会 元会長)
- ・寺島芙美子 (けやきコミュニティ協議会 運営委員)
- ・町田敏 (吉祥寺南町コミュニティ協議会委員長・武蔵野市コミュニティ研究連絡会副会長)
- ・山本絹子 (西久保コミュニティ協議会 運営委員)

監 修

天野巡一 (岩手県立大学名誉教授)



コミュニティ構想50周年記念誌

令和4年3月

発行者：武蔵野市コミュニティ研究連絡会
武蔵野市

事務局：武蔵野市市民部市民活動推進課
電話 0422-60-1830



MUSASHINO
CITY

